

[様式1～8] 自己点検・評価報告書

令和5年度 認証評価

横浜女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和5年6月

目次

自己点検・評価報告書.....	
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	1
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	9
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	27
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	62
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	78
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	89
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	94
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	102
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	104
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	106
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、横浜女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

2023(令和5)年 6月 30日

理事長
平野 成輔

学 長
佐藤 寛之

A L O
岡本 眞幸

自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人白峰学園及び横浜女子短期大学の沿革

白峰学園の歴史の原点は、1899(明治 32)年、アメリカ・メソジスト婦人宣教師ヴァンペテン女史の援助によって、神奈川の社会事業草分けの一人である二宮ワカが、学校にも行かず、遊び場もない子どもたちを集めて横浜市南区に警醒小学校附属教育所を創設したのが始まりである。その後、地元住民の要望で託児部を開設し、1924(大正 13)年中村愛児園と改称して、保育活動を始めた。キリスト教主義により、遊びを中心とし良い習慣や衛生面を重視した保育が行われていた。1931(昭和 6)年、二宮ワカ没後、創立者平野恒が事業を引き継ぎ保育に携わる中で、人格・能力ともに優れた子どもの良き指導者としての保育者の必要性を痛感し、1940(昭和 15)年、横浜保姆学院を創設し、児童の福祉のために役立つ保母の育成にのりだした。1941(昭和 16)年、各種学校として認可され、中村愛児園を専属実習園とし、卒業生は幼稚園・保育所保母の資格が与えられ、卒業生は全員、託児所、母子寮、幼稚園等に保母として就職した。しかし、これら全ての事業は、1945(昭和 20)年、戦災のため一瞬に灰燼と化してしまった。戦後いち早く中村愛児園を復興、さらに戦争孤児や保育を必要とする児童のため、横浜市中区本牧に高風園(高風子供園・高風保育園の前身)を開設、1947(昭和 22)年、横浜保姆学院も授業を再開した。これらの事業を統合するため、1948(昭和 23)年、財団法人白峰会が組織された。

1948(昭和 23)年、児童福祉法の制定を踏まえて、GHQにおいて、当時の文部省・厚生省の社会局長、児童局長、保育課長のほか平野恒を含む 5 人の学識経験者によって保母養成の協議が行われ児童福祉法施行令が発令され、「児童の保育に従事する女子を保母といい、厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業したもの、及び保母試験に合格したもの」と規定された。厚生省は各県に保母養成校の設置を求めたが、神奈川県は既に保母養成の実績を持つ横浜保姆学院に養成事業を委託、白峰会はこれを受託、1949(昭和 24)年、校名を横浜保育専門学院と改称、履修課程 2 年間の厚生大臣指定の保母養成校が誕生した。横浜保育専門学院は、専属実習園に、保育所の中村愛児園・高風保育園、児童養護施設の高風子供園を持つ、特色ある保母養成校として注目された。

1950(昭和 25)年、平野恒は、アメリカ大統領の招聘を受け日本代表として「児童及び青少年のための白亜館会議」に出席、あわせてアメリカの児童福祉事業を視察、翌 1951(昭和 26)年、国連の奨学金により、社会事業と児童福祉研究のため 1 年間カナダに留学した。

1952(昭和 27)年、社会福祉事業法に基づき、財団法人から社会福祉法人へと変更、さらに「保育者養成は大学教育の中に正しく位置づけるべきである」との構想を持ちつづけた平野恒は、1965(昭和 40)年、社会福祉法人から教育機関を分離して新たに幼稚園教諭と児童福祉施設保母の養成を目的とした「学校法人白峰学園」を設立、並びに「横浜女子短期大学」の設置を文部省に申請。1966(昭和 41)年 1 月 25 日に認可が下り、ここに横浜女子短期大学(保育科)が設置された。1970(昭和 45)年には、磯子

区洋光台に横浜女子短期大学附属幼稚園を設置、1979(昭和 54)年、横浜女子短期大学は港南区港南台に新築移転し現在に至っている。

沿革

- | | |
|-------------------|---|
| 1940(昭和 15)年 12 月 | 平野恒が横浜保姆学院を創立。幼稚園、保育所の保母養成所として発足（修業年限 1 ヶ年）。 |
| 1945(昭和 20)年 5 月 | 戦災にあい休校。 |
| 1947(昭和 22)年 4 月 | 仮校舎にて再開。 |
| 1947(昭和 22)年 8 月 | 財団法人白峰会設立。 |
| 1948(昭和 23)年 5 月 | 横浜市南区平楽に校舎を新設。 |
| 1948(昭和 23)年 12 月 | 児童福祉法に基づく厚生大臣指定の保母養成校となり、神奈川県への委託校となる。（修業年限 2 ヶ年） |
| 1949(昭和 24)年 4 月 | 横浜保育専門学院と改称。 |
| 1952(昭和 27)年 5 月 | 社会福祉法人白峰会に組織変更。 |
| 1962(昭和 37)年 9 月 | 横浜市南区中村町に移転。 |
| 1965(昭和 40)年 9 月 | 社会福祉法人から教育機関を分離、学校法人 白峰学園設立。横浜女子短期大学設置申請。 |
| 1966(昭和 41)年 1 月 | 横浜女子短期大学設置認可。 |
| 1970(昭和 45)年 7 月 | 横浜女子短期大学附属幼稚園開園。 |
| 1976(昭和 51)年 7 月 | 運動場開設。 |
| 1979(昭和 54)年 4 月 | 当地に新校舎を建設し移転。 |
| 1980(昭和 55)年 3 月 | 体育館落成。 |
| 1983(昭和 58)年 3 月 | 講堂落成。
横浜女子短期大学保育センター開設。 |
| 1987(昭和 62)年 10 月 | 新図書館落成。 |
| 1996(平成 8)年 10 月 | 横浜女子短期大学 55 周年記念式典挙行。 |
| 1998(平成 10)年 1 月 | 創立者・平野恒 逝去。 |
| 1998(平成 10)年 2 月 | 平野建次学長 就任。 |
| 2019(平成 31)年 1 月 | 佐藤寛之学長 就任。 |

(2) 学校法人白峰学園の概要

- 学校法人白峰学園が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数 (2023(令和5)年5月1日現在)

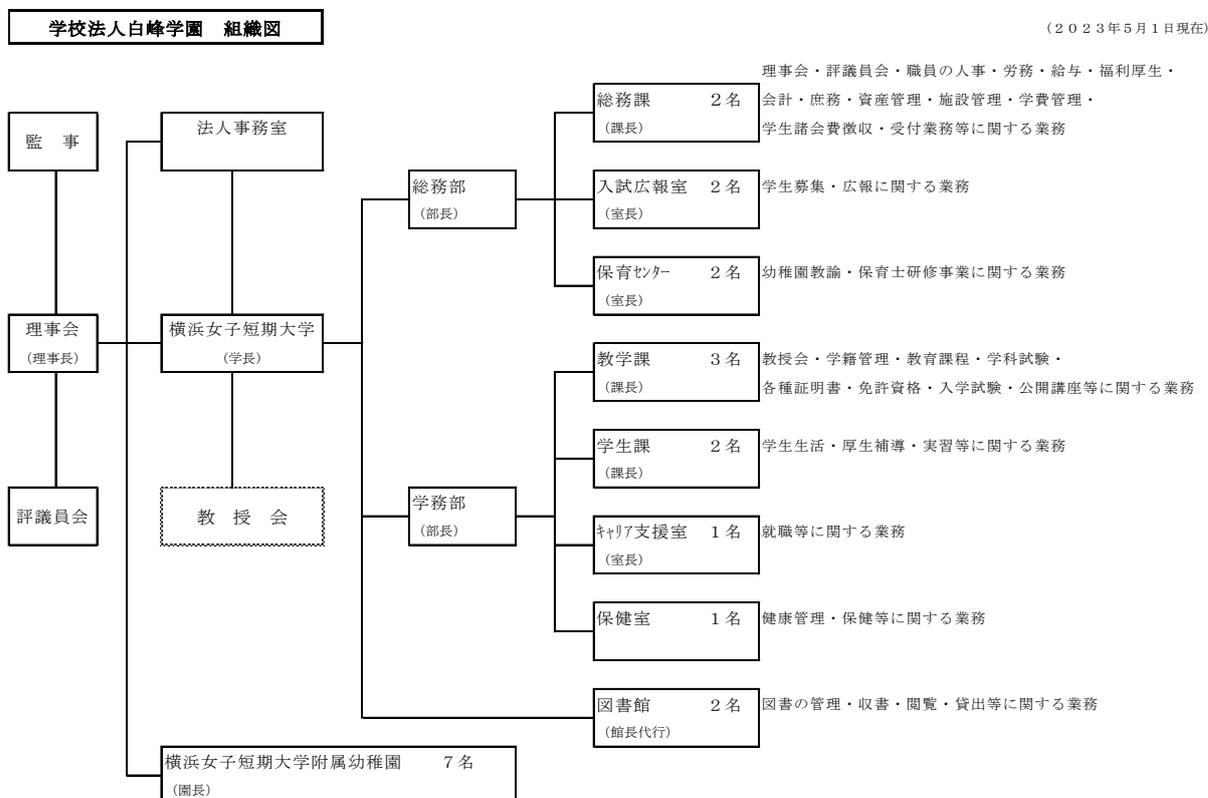
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
横浜女子短期大学	横浜市港南区港南台4-4-5	150	300	127
横浜女子短期大学 附属幼稚園	横浜市磯子区洋光台3-3-30	80	210	63

(3) 学校法人白峰学園、横浜女子短期大学の組織図

- 横浜女子短期大学の教員数・事務職員数 (2023(令和5)年5月1日現在)

専任教員数	非常勤 教員数	教員数 (小計)	専任 事務職員数	非常勤 事務職員数	事務職員数 (小計)	教職員 総数
15	25	40	10	5	15	55

- 学校法人白峰学園の組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態等（横浜女子短期大学の立地する周辺地域の様子について）

横浜女子短期大学の位置する横浜市港南区は、1969(昭和44)年、横浜市の行政区再編により、南区から分区して誕生した。横浜市の南部に位置し、区域面積は、19.86 k m²（横浜市の面積の約4.6%）、東西に5.1 k m、南北に6.6 k mにわたって広がっており、東は磯子区、西は戸塚区、南は栄区、北は南区に隣接している。

港南区の人口は、区発足時の1969年の9万5,445人に対して、52年後の2021年10月1日現在の推計人口は、約2.3倍の21万4,935人となっている。

なお、2022(令和4)年1月1日現在、横浜市全体の推計人口は377万2,029人（神奈川県全体では923万1,177人）となっている。

■ 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

（過去5年間における、学生の出身地別人数及び割合）

地 域	平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度		令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
神奈川	99	88.5	83	94.0	107	92.0	67	91.0	56	98.0
東 京	6	5.0	3	3.5	1	1.0	1	1.0	0	0
静 岡	1	1.0	0	0	1	1.0	2	3.0	1	1.5
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	1	1.0	0	0	2	2.0	1	1.0	1	1.5
長 野	0	0	0	0	1	1.0	0	0	0	0
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	4.5	2	2.5	4	3.0	3	4.0	5	8.0

■ 地域社会の産業の状況

横浜女子短期大学の最寄りの駅は、JR京浜東北・根岸線の港南台駅で、横浜駅から23分、大船駅から7分のところにある。その港南台駅から徒歩5分の至近距離に横浜女子短期大学はある。港南台地区は、商業施設が集中し賑わい、住宅地を控え、利便性と居住性を併せもつ、暮らしやすい地域となっている。

横浜市は、今や人口約377万人を擁する国際的な大都市である。業務系中心の関内地区と、商業中心の横浜駅周辺地区で都心（市の中心部）を形成している。横浜の市全体では、第三次産業が71.8%を占め、第二次産業28.1%、第一次産業0.1%の比率となっている。また、夜間（常住）人口が372万4,844人、昼間人口が341万6,060

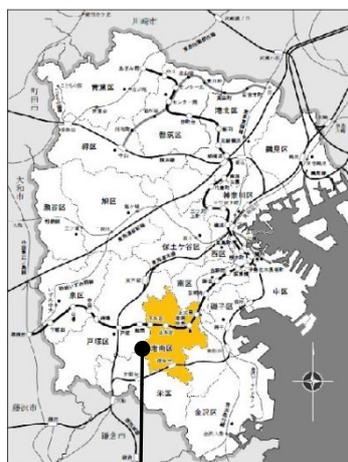
人で、昼夜間人口比率が 91.7%となっており、東京等のベッドタウンの性格も有している（横浜市経済局「データで見る横浜経済 2020」より）。

■ 地域社会のニーズ

少子化の進行やコロナ禍での保育ニーズの変化等を背景に、横浜市でも、定員割れとなる保育所等が少しずつ増えてきている状況にある。だが、その一方で、希望園に入れない「隠れ待機児童」ともいわれる「保留児童」も多く出ている状況である。今後ますます利用者から「選別の対象」にもなると考えられる保育現場では、利用者の保育ニーズのよりの確な把握と、保育者の資質・専門性のさらなる向上等による保育の質向上が求められ、それに伴い保育者養成校に求められる役割や期待もさらに大きくなっていくことが予想される。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

横浜市全図



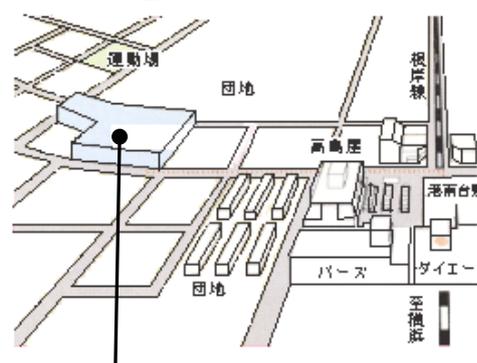
港南区

港南区



横浜女子短期大学

港南台駅周辺



横浜女子短期大学
(JR港南台駅より徒歩5分)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]】

○シラバスにおいて、授業内容が毎回ごとの記述になっていない科目や 15 回目に試験を実施している科目が散見される。担当教員への周知とともに共通のフォーマットを作成するなど改善が望まれる。

○「教育実習指導」・「保育実習指導Ⅰ」及び「保育実習指導Ⅱ及びⅢ」について、時

間割及びシラバス上では合同で実習指導が行われているように見える。シラバスを科目ごとに作成し、時間割も科目ごとに設定することが望まれる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]

○余裕資金はあるものの、事業活動収支は学校法人全体・短期大学部門ともに過去 3 ヶ年にわたり支出超過が続いている。2015(平成 27) 年度において 5 年後に均衡を目指す中長期経営改善計画を策定しており、その着実な実行が求められる。

○資産運用に関しては経理規程及び寄附行為にのっとり運用しているが、資産運用規程を整備することが必要である。

(b) 対策

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]

○シラバスの適正化した共通のフォーマットを作成する(提出資料 9『授業内容』(2022 年度)を参照)と同時に、シラバスの作成における遵守事項・留意事項等についての全教員への周知を徹底している。

○「教育実習指導」、「保育実習指導Ⅰ」及び「保育実習指導Ⅱ・Ⅲ」について、その科目ごとにシラバスを作成(同じく提出資料 9 を参照)し、時間割もその科目ごとに設定している(備付資料 参照)。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]

○2015(平成 27) 年度に策定した経営改善計画に掲げた課題を盛り込んだ中長期ビジョンに基づき 2019 年度から諸施策を推進した。

○資産運用規程を整備し、2017 年 4 月から施行している。

(c) 成果

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]

○適正化した標準的なシラバス作成の仕方が教員間で共有されることになり、毎授業時(各授業時間ごと)の授業内容の記述や、半期 15 回・通年 30 回の授業時間の確保・実施のうえでの成績評価の実施(評価方法は科目ごとに異なるが)などが全体で遵守されている。

○「教育実習指導」、「保育実習指導Ⅰ」及び「保育実習指導Ⅱ・Ⅲ」の科目相互の関係性を保持し、その共通する基本的事項や関連事項の伝達を重視しつつ、各科目における特に必要な有意義な発信を十分に行うことができるようになっている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]

○前述の中長期ビジョンに基づき諸施策を推進したが、学生数の大幅な減少により事業活動収支差額(基本金組入前当年度収支差額)は、支出超過の状態が続いており、財務面の改善は計画通りに進んでいない。

2023 年 2 月 9 日に開催した評議員会と理事会で、本学の入学定員をこれまでの 200

<p>名（収容定員 400 名）から 150 名（同 300 名）に見直すことを内容とした学則第 5 条の変更を決定し、2024 年度の入学生（2023 年度実施の学生募集）から適用する。収容定員の減少に合わせ、事業活動支出を減らし、定員充足率の向上により経常費補助金収入の増加を図る。また、学則第 33 条に定められている公開講座を本格的に展開し、教育活動収入の増加につなげる。2023 年度以降は、入学定員の見直しと併せ作成した「本学の入学定員削減と今後の運営—2023～2027 年度の教学・人事・施設整備・財務等の概要—」に基づき諸施策を進める。</p> <p>○規程の整備で資産運用の状況を、より明確に確認できている。</p>
--

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
○1・2年次ともクラス担当（教員）などを置いてはいるが、学生の個別支援をさらに充実していくための改善・検討が必要である。
(b) 対策
○2019 年度からの全面的なカリキュラム改訂に伴い、「教養科目」における本学独自科目（卒業必修科目）として、1年次および2年次に、少人数制ゼミ科目の「教養演習」（1年次通年）および「保育総合演習」（2年次通年）を新設する。
○併せて、2022 年度からは、1年次クラス担当の教員が、入学当初と後期開始時期に、担当クラスの学生一人ひとりと面談（個別面談）することを新たに実施している。
(c) 成果
○1年次・2年次の少人数制ゼミ科目の実施により、5～6名の学生に1名の教員がゼミ担当となり、学習支援や学校生活支援、キャリア支援などにおける、よりきめ細かな個別支援の実施が可能となっている。
○ゼミ担当教員の他にも、クラス担当教員、その他の授業担当教員、学生課や教学課・キャリア支援室の教職員、保健室の教員（看護師）、心理相談室の心理士など、個々の学生にとって、学内で個別に相談・支援が受けられる多くの窓口が提供されてきている。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（2022(令和4)年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に従い、本学における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。それに基づき、公的研究費を公正かつ適正に取り扱っている。

(<http://www.yokotan.ac.jp/college/guideline.html> を参照)

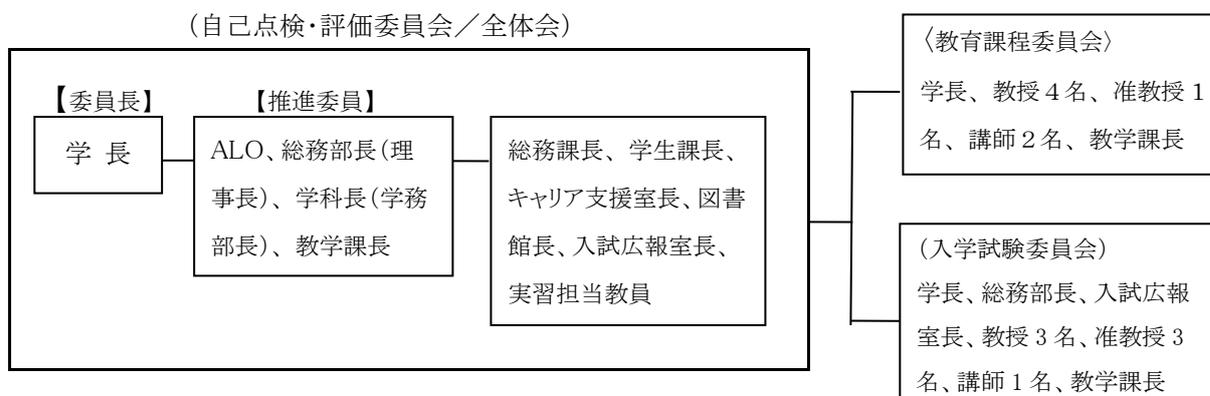
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、学則第1条の2ならびに「横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学内の自己点検・評価を主導的に推進・実施する組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。

自己点検・評価委員会は、委員長（学長）、ALO（教授）、総務部長（理事長）、学科長（学務部長）、総務課長、教学課長、学生課長（准教授）、キャリア支援室長（准教授）、図書館長（准教授）、入試広報室長、実習担当教員（専任講師）の計11人で構成されている。そして、これら委員のうち、ALO、総務部長（理事長）、学科長（学務部長）、教学課長が「推進委員」として委員長（学長）のもとで「推進委員会」を組織し、全体の委員会活動の主導的・先導的役割を担っている。また、自己点検・評価活動に直接関わる他の学内委員会として、教育課程委員会や入学試験委員会などがあり、その各委員も（複数の委員会を兼務する形で重複している者も多いが）自己点検・評価の諸活動に直接・間接的に携わる体制となっている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は保育科単科の小規模な学校であることから、学内の自己点検・評価においては、上記の自己点検・評価委員会を中心として、教学課、学生課、キャリア支援室、必要に応じ各教員からの学務関係を中心とした資料の収集、総務課を中心とした管理運営・財務関係の資料の作成、入試広報室、図書館、保育センター等からの資料の提供等を含め、直接・間接的にはほぼ全教職員が関わり担う状態となっている。その意味では、学内の自己点検・評価の組織は、本委員会を中心に機能しているといえるだろう。

では、定期的に行われる自己点検・評価の主たる内容とは何か。それは、まさに「内部質保証」に関して、すなわち、本学の建学の精神・教育理念を基礎とした「3つの方針」に基づく「学習成果」の保証に関してということになる。つまり、本学の卒業認定・学位授与の方針とそれを踏まえた教育課程編成のあり方、入学者受け入れのあり方に関して、かつそれに基づく本学の学習成果の保証の状況に関してということである。それらの自己点検・評価のプロセスがPDCAサイクルにおいて継続的に実施されているかを自己点検・評価することになる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

2022(令和4)年度の自己点検・評価報告書を完成するまでに行われた主な活動は、以下の通りである。

時 期	活動の内容
2022年 1月 28日	自己点検・評価委員会(全大会) ・前回の第三者評価結果(機関別評価結果、基準別評価票)についての確認 (特に本学の改善点として指摘されていたことの確認・共有を図る)
2022年 2月 7日	自己点検・評価委員会(推進委員会) ・改善すべき課題点や取り組むべき重点事項についての共有 ・学習成果の再確認と学生便覧での掲載について ・三つの方針の点検・見直しに関して

2022年 2月 21日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書の作成マニュアルの要点の整理・確認 ・学内のFD活動に関する報告・記述について ・学習成果のアセスメント方法に関して ・本学のアセスメントポリシーの内容に関して ・「マイノート」に代わる学習ポートフォリオの作成に関して ・今後の報告書作成準備の見通しについて
2022年 2月 28日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書の作成マニュアルの要点確認 報告書作成における課題や留意点の確認 ・執筆箇所の確定と分担 ・今後の作成計画について
2022年 3月 25日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果と三つの方針についての再確認 ・基礎データ(様式11~20)、計算書類等(書式1~4)、備付資料(様式21~23)についての確認 ・本学のアセスメントポリシーの内容に関して ・FD・SD研修会の実施(3月24日)について
2022年 4月 15日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・学習ポートフォリオの内容構成に関して ・本学のFD活動に関して ・短期大学設置基準の内容の確認 ・提出書類一覧(様式9)に関して
2022年 4月 25日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・提出資料一覧(様式9)・備付資料一覧(様式10)の確認 ・外部アンケート(卒業生、就職園など)実施について ・「マイノート」に代わる学習ポートフォリオの作成について ・保育センターの今年度の実施研修一覧について
2022年 5月 6日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・学習ポートフォリオの「学修ファイル」の内容構成等について ・報告書作成に関する確認事項 ・訪問調査実施までの大まかなスケジュールの確認
2022年 5月 23日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎資料(様式4)に関して ・訪問調査実施までの大まかなスケジュールの確認 ・学習ポートフォリオの「学修ファイル」の作成とその内容に関する報告
2022年 6月 27日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長(学長)・委員(理事長)の諮問委員会として総合企画特別委員会の設置を報告(本特別委員会は、公開講座実施等、本学の地域貢献活動の振興や知名度向上等に繋がる施策提案を主要任務とする)

2022年 7月 25日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・報告書作成の進捗状況に関して ・規程集の一覧作成について ・8月実施の一般向け公開講座(「ロケットを飛ばそう」)に関して
2022年 8月 26日	令和5年度認証評価 ALO 説明会(ZOOM)に参加 (ALOを含め、委員の教学課長、保育教員の准教授の3人が参加)
2022年 9月 2日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・ALO説明会の概要説明 ・それを踏まえた自己点検・評価における重点事項について
2022年 9月 2日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・ALO説明会の詳細報告 ・それを踏まえての本学自己点検・評価の主要な重点課題の確認
2022年 9月 26日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・総合企画特別委員会の提案内容の報告 (公開講座の「幼保専門講座」の開講、地域の子どもや保護者を対象とする「よこたんパーク」の実施、学園祭の実施など) ・報告書作成に関する留意点等の再確認 ・学内研究発表会/FD・SD研修会について(学長が講師を担当)
2022年 10月 4日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・ALO説明会の重要事項の再確認 ・それを踏まえての本学自己点検・評価の重点事項・課題の再確認 (学校として必要な規程の確認・整備(CAP制、成績評価保管に関する規程、学生に対する懲戒手続きに関する規程、教員の採用・昇任に関する選考規程、資産運用規程など)、学習成果獲得を測定する印刷物等の整備、情報公開の内容の確認・整備、FDに関する3年間の記録の整備、各委員会の議事録の整備等に関して)
2022年 11月 21日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援プログラム「よこたんパーク」の実施概要について ・事務職員配置の検討 ・報告書作成に関する留意点の再確認
2022年 12月 23日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・100分授業導入への検討 ・学園祭実施に向けての検討 ・公開講座「幼保専門講座」の実施概要の確認 ・避難訓練実施に関して
2022年 12月 23日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・基礎データ(様式11~20)、備付資料(様式21~23)についての確認 ・基礎資料(様式4)についての再確認 ・基準Ⅲ-C「技術的資源の整備」に関する記述について ・パソコン教室等のPCのハード・ソフトの入替予定について

2023年1月13日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施に関する確認 ・100分授業実施に向けた検討 ・学園祭の実施に向けた確認事項
2023年1月23日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の進捗状況の確認 ・提出資料記述に関する確認 ・情報公開の内容確認に関して
2023年2月17日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・学生募集ワーキンググループの設置に関して ・FD・SD研修会の実施について(講師は学長) ・本学生涯学習としての保育センターと公開講座の幼保専門講座に関して ・地域女性体操教室の再開に関して ・よこたんパークの実施に関して ・成績評価の保管に関する規程に関して
2023年3月17日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・「コンパクトストア」の導入・設置に関して ・ラウンジへのWiFi設置に関して ・保育センター・幼保専門講座の実施研修一覧の確認 ・よこたんパークの実施プログラムの確認 ・パソコン教室等のPCのハード・ソフトの入替に関して
2023年4月7日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の進捗状況の確認 ・報告書の今までできていない箇所を各委員でチェックする(4/28まで) ・基礎データ(様式11~20)、計算書類等(書式1~4)、備付資料(様式21~23)についての再確認 ・教員の個人調書・教育研究業績書に関して ・情報公開の内容に関する確認 ・アセスメント・ポリシーの記載に関して ・訪問調査日の調整・決定までの日程の確認
2023年4月28日	自己点検・評価委員会(推進委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の査定に関する報告書記述と、提出資料、備付資料に関して ・学生への生活満足度アンケート、自己評価アンケート等について ・ホームページ上の情報公開の内容の詳細チェック アセスメント・ポリシーのこと、説明文章の推敲の必要性に関して ・提出資料である「規程一覧」の作成に関して
2023年5月19日	自己点検・評価委員会(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・委員全員(11名)に、現時点で書き上がっている報告書の写しを配布し、みんなの目で記述内容をそれぞれに確認・チェックしてもらうこととする(6月2日までに確認結果をALOに報告してもらう)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・提出資料一覧〔様式9〕と備付資料一覧〔様式10〕の内容を、一つ一つみんなで確認し、なおも用意が必要となる資料を明確化し、それをみんなで共有する。
2023年6月2日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査の本学希望日について確認(10月2日～20日の間で調整) (一応、各委員の予定を確認し日程調整したうえで、監事2名にも連絡し、最終調整する)
2023年6月9日	<p>自己点検・評価委員会(推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の一部訂正箇所に関して再確認する ・6月19日(金)までに規程集一覧表を完成してもらう ・「情報公開」の内容について、再度確認・調整する
2023年6月23日	<p>自己点検・評価委員会(全体会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出資料一覧(様式9)と備付資料一覧(様式10)の最終的なチェックを全体で行う ・「情報公開」の内容について全体で確認する ・訪問調査の希望日程等や認証評価に伴う今後の大きな見通し(流れ)について、全体で確認する

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

<根拠資料>

◆提出資料

- 1 学生便覧（2022年度）
- 2 公式ホームページ／大学案内／「建学の精神・教育理念と3つの方針」
<https://www.yokotan.ac.jp/college/spirit>
- 3 大学案内（2022年度）
- 4 大学案内（2023年度）

提出資料-規程集

- 1 学校法人白峰学園寄附行為
- 26 横浜女子短期大学 学則
- 60 学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター運営規程

◆備付資料

- 3 保育センター研修プログラム（2022年度）
- 4 公開講座「幼保専門講座」資料
- 5 公開講座（一般親子向け）資料
- 6 「よこたんパーク」資料
- 7 書籍『（シリーズ福祉に生きる 68）平野 恒』（亀谷美代子著、2015年）

備付資料-規程集

- 61 学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター運営委員会規程

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成すること」である（提出-1 p.4）。クリスチャンであった創立者の平野恒は、昭和初期、保育に携わる中で人間的にも能力的にも優れた保育者の必要性を痛感し、そうした保育者を養成することを絶えず考え続け、1940(昭和15)年に本学の前身である横浜保姆学院を創設した。平野恒は、「人間としての素晴らしき在り方」が子どもの指導者となる保育者にとっては最も重要であることを一貫して強調していた。

すなわち保育科単科の本学は、未来を担う子ども達の豊かな成長に役立つ、児童福祉と幼児教育に貢献できる優れた保育者を社会に送り出すことを使命とし、それを教育理念・理想としているが、その根底には、建学の精神としてのキリスト教の「愛と奉仕」の精神が位置づいている。

本学の設置者である学校法人白峰学園の寄附行為には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、わが国児童の福祉を増進するため、必要なる専門教育、実践による技術の習得を行い、且つ、キリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉施設に従事する保育士を養成することを目的とする。」(提出-規程集 1 第3条「目的」と明記されている。また、横浜女子短期大学学則では「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教主義による女子の円満なる人格を涵養し、広い知識と豊かな教養を授けることを目的とし、あわせて、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育し、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。」(提出-規程集 26 第1条第1項)と明記している。

学生便覧(提出-1 p.4)や本学ホームページ(提出-2)等に掲載している「建学の精神・教育理念と3つの方針」には、「建学の精神と教育理念」が以下のように記されている。

〈建学の精神「愛と奉仕」と教育理念〉

クリスチャンであった平野恒により創立された本学は、「キリスト教の『愛と奉仕』を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」ことを建学の精神としています。

この建学の精神に則り、保育科単科の本学では、「キリスト教の『愛と奉仕』の精神を育む人間教育、教養教育によって、個々の人間性をより豊かなものとし、『保育者養成の道ひとすじに』、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育することを通じて、子どもたちの『豊かな育ち』を支えることができる、『愛』に満ち、『人間性』と『実践力』に優れた、さらに『自己成長力』を備えた保育者を育てる」ことを教育理念・教育目標としています。

上記の内容からも、本学の建学の精神に基づく教育目的は、「教育基本法及び学校教育法に則り」、「わが国児童の福祉を増進するため」、「社会の福祉増進に寄与することを目的とする」といった、高い公共性を有している。

建学の精神は、各種行事、集会、研修や各種印刷物、本学の公式ホームページ等により学内外に広く表明されている。学外に向けては、大学案内(提出-3,4)等の印刷物、公式ホームページの他、大学ポートレート(私学版)、オープンキャンパス、各種進学説明会等を通じて、進学希望者や高校進学指導担当者、保護者、地域・社会に対して保育科単科の本学の特色を分かりやすく情報発信し、建学の精神と教育理念を明確に示している。

学内においては、入学式、卒業式での学長式辞、月例集会、学年ごとのゼミ科目(1学年「教養演習」、2学年「保育総合演習」)、1学年の修養会、秋季特別研修、2学年の特別研修等での種々の伝達・発信を通して、学生及び教職員に本学の建学の精神と

教育理念についての周知・共有を図っている。また、本学の創立者・平野恒を紹介した書籍「シリーズ福祉に生きる 68 巻『平野恒』」（亀谷美代子著、2015 年）（備付-7）を、本学図書館に蔵書として置くとともに、各教職員・在学生に配布し、本学の原点について幅広い理解を促すための取り組みの中で有効に活用している。

なお、建学の精神と教育目的・目標、学習成果については、学内の自己点検・評価委員会を中心に、全教職員が直接・間接的に参加する形で、その定期的な点検を行っている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学の設置者である学校法人白峰学園は、1983(昭和 58)年度より、神奈川県、政令指定都市の横浜市、川崎市、および相模原市、横須賀市と協力して、神奈川県内全域の現役の保育者（保育士等）を対象とした研修事業や地域・社会の保育に関する調査研究事業等を実施する「白峰学園横浜女子短期大学保育センター」を運営している。

以下に、本機関の概要を示す（提出・規程集 60 横浜女子短期大学保育センター運営規程より）。

<p>1. 設置主体</p> <p>2. 開設</p> <p>3. 事業目的</p> <p>4. 事業内容</p>	<p>学校法人白峰学園 横浜女子短期大学</p> <p>昭和 58 年 4 月 1 日</p> <p>横浜女子短期大学保育センターは、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市と学校法人白峰学園が協力して、保育に関する調査研究及び神奈川県内の保育関係者に専門知識と技術の習得、また保育者の円満な人格涵養のために諸事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 保育に関する調査研究事業</p> <p>(2) 保育に関する研修等の事業</p> <p>(3) 保育技術、保育内容及び保育所等の運営管理に関する研究事業</p> <p>(4) 保育関係者に対する保育技術等の相談事業</p> <p>(5) 保育関係情報等の収集及び提供事業</p> <p>(6) 保育関係者及び保育に関する専門家との交流事業</p> <p>(7) その他、保育センターの目的を遂行するために必要とする事業</p>
---	--

5. 事務局

横浜女子短期大学保育センターの事務局は、横浜女子短期大学内におく。

6. 事業費

横浜女子短期大学保育センターがこれらの事業を行うために必要とする経費は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の補助金、並びに学校法人白峰学園の負担金、受講料及び寄付金等をもって充当する。

7. 運営委員会

各行政機関及び専門家による 15 人の委員によって構成する。

8. 専門部会

保育に関する調査研究事業を実施するために、専門家による調査研究専門部会をおく。

本センターの事業の企画・運営においては、白峰学園職員（本学学長・教職員）と神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の各自治体職員、各自治体の保育関係者等が運営委員となり、事業の推進にあたっている（備付-規程集 61）。

〔保育センターの研修事業概要〕

白峰学園横浜女子短期大学保育センターの研修事業は、1983(昭和 58)年 4 月にスタートし、40 年目を迎えている。神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の協力を得て、年間を通じて現役の保育者（保育士等）のための研修を実施している。研修の参加人数は、年間延べ 6,000 人以上となっている（コロナ禍の前には 1 万人を超えていた）。神奈川県内の（保育所を中心とした）児童福祉施設等に勤務する職員に対して、時代の要請に応じた、保育の知識・技術や、理念・倫理、役割等に関する、専門職としての資質・能力の向上を図るために、様々なジャンルにおける研修を提供している。なお、2016(平成 28)年度からは、神奈川県の委託を受けて、「保育士等キャリアアップ研修」の指定を受けた研修の実施も行っている。

〔2022 年度研修報告〕

コロナ禍 3 年目となった 2022 年度においては、受講者定員を昨年度に引き続き大幅に絞り（150 名を上限として）、可能な限り対面での実施を行った。なお、前年度からの大きな変更点といえば、受講者側への配慮から、研修の実施時間を 30 分遅らせて、一律 13:30～16:30 に変更したことである。

2022 年度の研修結果を総括するならば、研修実施回数は 64 回で、延べ定員 6,970 名に対して、延べ申込者数は 12,424 名で、延べ出席者数は 6,788 名（内訳は公立職員 1,474 名、私立職員 5,314 名）であった。

なお、全体の延べ参加者数 6,788 名における、所管別の「延べ参加者数（及びその割合）」は、神奈川県が「3,188 名（47.0%）」、横浜市は「2,602 名（38.3%）」、川崎市は「379 名（5.6%）」、相模原市は「299 名（4.4%）」、横須賀市は「320 名（4.7%）」であった。

以下、2022 年度の保育センター研修の実施状況を示す。

2022年度 白峰学園横浜女子短期大学保育センター研修事業実績

受講状況		定員 (a)	日数 (b)	延定員 (c)	申込者数 (d)					延申 込数 (b×d)	延出 席者 (e)	定員に 対する 出席率 (e/c)
研修 番号	研修名				公立	%	私立	%	計			%
1	新任保育士研修	150	2	300	14	8	158	92	172	344	279	93
2	0歳児保育研修	150	2	300	45	11	369	89	414	828	342	114
3	1歳児保育研修	150	2	300	68	13	460	87	528	1,056	335	112
4	2歳児保育研修	150	2	300	67	14	399	86	466	932	344	115
5	3歳児保育研修	150	2	300	57	13	390	87	447	894	332	111
6	4・5歳児保育研修	150	2	300	55	13	379	87	434	868	318	106
8	中堅保育士研修	150	3	450	16	5	310	95	326	978	495	110
9-1	乳幼児救急法研修①	40	2	80	10	17	49	83	59	118	76	95
9-1	乳幼児救急法研修②	40	2	80	10	19	43	81	53	106	78	98
9-1	乳幼児救急法研修③	40	2	80	4	10	36	90	40	80	75	94
9-1	乳幼児救急法研修④	40	2	80	5	11	41	89	46	92	77	96
10	主任保育士講座	150	4	600	27	11	211	89	238	952	666	111
11	園長・施設長講座	150	5	750	15	12	108	88	123	615	474	63
13	障害児保育講座	100	5	500	29	28	73	72	102	510	486	97
14	子育て支援専門講座	150	4	600	27	26	76	74	103	412	367	61
16	カウンセリングを活かした 保護者対応講座	30	5	150	22	30	52	70	74	370	149	99
17-1	保育実践(健康)	80	1	80	10	6	166	94	176	176	136	170
17-2	保育実践(人間関係)	80	1	80	17	9	167	91	184	184	136	170
17-3	保育実践(環境)	80	1	80	22	11	180	89	202	202	127	159
17-4	保育実践(言葉)	80	1	80	16	8	177	92	193	193	130	163
17-5	保育実践(表現)	80	1	80	9	5	158	95	167	167	126	158
17-6	保育実践(保育内容総論)	80	1	80	12	7	149	93	161	161	121	151
18-2	キャリアアップ研修 食育・アレルギー対応	150	2	300	19	6	320	94	339	678	307	102
18-3	キャリアアップ研修 マネジメント	150	1	150	21	8	240	92	261	261	162	108
19	保育士の専門性向上のための 専門職講座	30	4	120	13	33	27	68	40	160	131	109
20	乳児保育講座	150	1	150	28	5	488	95	516	516	160	107
21	幼児教育講座	150	1	150	21	6	337	94	358	358	171	114
22	保育士のための 子どもの保健講座	150	3	450	16	23	55	77	71	213	188	42
計		3,050	64	6,970	675	11	5,618	89	6,293	12,424	6,788	97

保育センター事業の企画・運営においては、白峰学園職員3名（本学学長、教員2名）と神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各自治体の担当部署職員、及びその各自治体の保育関係者（保育会会長ら）が運営委員となり「運営委員会」（15人の委員により構成）を組織し、その事業の推進にあたっている。ちなみに、本運営委員会は、保育センターの運営規程（提出・規程集 60 横浜女子短期大学保育センター運営規程）ならびに本委員会の規程（備付・規程集 61 横浜女子短期大学保育センター運営委員会規程）に則り、緊密な連携のもとに（本学と当該各自治体ならびにその各自治体保育関係者との連携において）、本保育センター事業の企画・運営・管理を担っている。以下に、保育センター運営委員会規程を示す（備付・規程集 61）。

学校法人 白峰学園 横浜女子短期大学保育センター運営委員会規程

（設置）

第1条 学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター運営規程第1条の規定に基づき設置された保育センターの運営に関する諮問事項を審議するため、同規程第5条に基づき、保育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く

（組織）

第2条 運営委員会は、15人で組織する。

（委員の選任）

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める定数に応じて、学校法人白峰学園 理事長が委嘱する。

- （1） 学校法人 白峰学園関係者 3人
- （2） 神奈川県知事、横浜市長、川崎市長、横須賀市長及び相模原市長から推薦された当該地方公共団体の関係者5人 並びに神奈川県内保育関係者 5人
- （3） 横浜女子短期大学々長（以下「学長」という。）が推薦する神奈川県内保育関係者 2人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2. 委員長は学長をもってあて、副委員長は委員の同意を得て委員長が指名する。
3. 委員長は会務を総理する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（審議事項）

第6条 運営委員会は学長の諮問に基づき、保育センターが行う次の各号の事業について審議する。

- （1） 保育センターの事業計画及び予算に関する事項
- （2） 保育センターの研修事業等に関する事項
- （3） 保育技術、保育内容、保育所等の運営管理、その他保育に関する調査及び研究事業
- （4） 保育関係者に対する保育技術等の相談指導事業
- （5） 保育問題に関する情報提供等の事業
- （6） 保育関係者相互及び保育士育成に関する専門家との交流事業
- （7） その他、保育センターの運営に関して学長が諮問する事項

（細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会の意見を聴いて学校法人白峰学園 理事会がこれを定める。

以上の「保育センター」事業の他にも、本学が35年以上にわたり実施してきた地域向けの公開講座として「地域女性体操教室」がある。これは、本学の体育館にて本学

体育授業担当教員 2 名が、年間 36 回にわたり、地域の女性を対象に実施してきた体操教室である。1985(昭和 60)年度より開始し 2019(令和元)年度まで毎年実施してきた。この 3 年間 (2020～2022 年度) は、コロナ禍のため中断していたが、2023 年度からは (年間実施回数の調整を行い) 再開する。

さらに、2023 年度からは、上記の (県内の保育所保育士を主な対象とする) 「保育センター」の研修事業に加えて、幼稚園や認定こども園、保育所等の現役の教諭、保育教諭、保育士等を広く対象とする公開講座「幼保専門講座」の開講もスタートする (備付-4)。これは、2021 年度まで実施していた「幼稚園教諭免許状更新講習」に代わるものとして、またそれをさらに拡充した新たな取り組みとして実施を計画したものである。

また、2022 年度からは、一般 (大人・子ども) 向けの公開講座も実施しており (備付-5)、さらには、身近な地域におけるふれあい・支援の場づくりを目指した「よこたんパーク」という名の地域子育て支援プログラムの実施も開始している (備付-6)。以下に、2022 年度中に実施した当該プログラムを示そう。

<一般 (大人・子ども) 対象の公開講座>

- ・「ロケットを作って大空に飛ばそう！」(対象：ひとりで制作できる目安、小 3 以上)

日時：2022 年 8 月 20 日 (土) 13:30～16:30

場所：本学教室、グラウンド

内容：・火薬で飛ばす本格的なロケットの製作

- ・作ったロケットを大空に飛ばそう

参加者：家族(親子・夫婦) 35 組 合計 80 名

<「よこたんパーク」プログラム>

- ・「よこたんパーク クリスマス会」(対象：未就学児の親子)

日時：2022 年 12 月 10 日 (土) 14:00～16:00

場所：本学子どもの部屋

内容：・スノードームを作ろう

- ・ブラックシアターとクリスマスソング

- ・(ささやかながら) プレゼント

参加者：18 家族 (子ども 25 名、保護者 18 名、合計 43 名)

- ・「よこたんパーク 親子で遊ぼうーのびのび編ー」

(対象：年中・年長の子どものとその親 (親子))

日時：2023 年 3 月 25 日 (土) 14:00～16:00

場所：本学体育館

内容：・くるくる凧の製作と作った凧を飛ばして遊ぶ

- ・楽しい運動あそび

(親子ダンス、親子あそび・アヒルホッケー、あそびランド)

参加者：11 家族 (子ども 17 名、保護者 12 名、合計 39 名)

学生及び教職員のボランティア活動等については、「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」という本学の建学の精神より、学校としてもその教育的意義を評価しながら活動の奨励・支援を行っている。

かつては毎年、2学年の全員が自分の住む地域の老人ホームにおいてボランティア活動をしていたこともある。だが、保育士資格の国家資格化に伴う授業回数の厳格実施・授業日数確保のため、資格取得に直接関わらない老人ホームのボランティアは、実施することが難しくなった。

ちなみに、コロナ禍前において、本学の学生や教職員が行っていた地域の主なボランティア活動には、以下のようなものがある（今は行われていない）。

1. 12月のクリスマスの時期における、一連のボランティア活動

地域の子どもたちを対象とした「地域クリスマス子ども会」の開催や、その会に参加してくれた子どもたちに贈るための手作りマスコットの製作、さらには、特にお世話になっている実習園の数園に（学生が共同で）手作りした保育素材を贈呈することなど、複数の教員と学生全員が何らかの役割をもってボランティアに参加していた。

（2018年度まで毎年継続して実施していた。）

また、2019年度には、新たな取り組みとして、1学年の各ゼミの学生・教員が主体となり、「遊び」のできる各種コーナーを設置して（全部で16コーナーを設置）、地域の子どもや保護者が自由に楽しく「遊べる場」を提供する「保育まつり」を12月に実施した。

2. 横浜Fマリノス赤ちゃん休憩室装飾ボランティア

横浜Fマリノス（Jリーグ）から、ホームスタジアムでの試合時に開設される「赤ちゃん休憩室」内の装飾を依頼されたことをきっかけに始まったボランティア活動である。学生の希望もありボランティア同好会（クラブ）を発足して、年間を通じてその部員が活動に参加していた（顧問の教員も同行した）。2008（平成20）年度から開始し、2019年度までの12年間にわたりその活動を継続して行った。

3. 港南区公立保育園での絵本の読み聞かせの訪問ボランティア

横浜市港南区主催の「読書活動推進キャンペーン」の一環として、2014（平成26）年度から始まった活動で、本学学生（2年生）が、港南区内の公立保育園（8園）を訪問して、絵本の読み聞かせのボランティアを行っていた。実施時期は読書活動推進月間の11月～12月の期間であった。

その他にも、学生は個別に、保育所や幼稚園の各種行事のお手伝いや、児童養護施設や里親会等の行事での子どもの付添いや託児、YMCA等のキャンプの付添い等々のボランティアに積極的に参加してきた。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神である「キリスト教の愛と奉仕」の精神は、主として「キリスト教の精神 I・II」における集中講義や月例集会等において、牧師からの聖書の教えを基本と

した「説教」という形で、学生たちに語り伝えられている。だが、それが、キリスト教に全く馴染みがない・関心が持てない・それだけでなく信教面から多少の抵抗感があるといった学生たちにとっては、どれだけ自分に有意義な教えとして伝わっているのかが、正直捉えがたいものとなっている。

それゆえ、学生たちに少しでも建学の精神の「キリスト教の愛と奉仕」という意味深い大切な精神を有意義に有効に伝えていくには、今なされている牧師の説教・講話を、学生たち（自分たち）の身近な実生活に繋げていくための（学生たちにとっての）より理解しやすい、实际的・実践的な、補足的な説明がさらに必要なのではないかと考えられる。そうした学生側の目線に合わせた、より身近な実生活に即した説明が、「キリスト教の精神Ⅰ・Ⅱ」の中に加えられ・位置づけられる必要があるのではないかと考えられる。

さらに、より厳しい目で考えるならば、建学の精神である「キリスト教の愛と奉仕」の精神が、実際の本学の日々の教育活動、すなわち日々の授業や学生対応等において、どれだけ現実的・具体的に反映され体现されたものとなっているのかということ、また、それが学生の側からどの程度その目に映るものとなっているのかということが、教職員全体においてしっかりと点検・評価される必要があるのではないかといえる。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の協力の下に運営している（上記の）保育センターの研修事業において、2022年度中に実施した研修の一覧を示すならば、以下の通りである（備付-3）。

2022(令和4)年度 白峰学園横浜女子短期大学保育センター研修一覧

(★マークはキャリアアップ研修対象)

No	研修名	定員	日程	内 容	講 師	備考
1	新任保育士研修	150	6月3日(金)	社会人がぶつかるカベ	株式会社 Doorkel 城山 一真	
			2月17日(金)	「あそびうた」を視点に置き、保育の総合性を探る	元横浜女子短期大学教授 二階堂 邦子	
2	★0歳児保育研修	150	7月22日(月)	0歳児と保育者の関わり方	東京成徳短期大学教授 寺田 清美	
			9月2日(月)	0歳児の遊びと環境	元東京未来大学特任教授 小野崎 佳代	
3	★1歳児保育研修	150	7月6日(水)	自我の芽生えと社会性	家族・保育デザイン研究所 所長 汐見 和恵	
			9月7日(水)	1歳児の遊びと保育士の役割	NPO 法人 こどもと未来—おひさま出たよ—土谷 みち子	
4	★2歳児保育研修	150	6月6日(月)	おとなを手こずらせる2歳児保育の面白さ	元立教女学院短期大学教授 今井 和子	
			7月4日(月)	遊びこそ豊かな学び・夢中になって遊ぶ生活と環境について	元立教女学院短期大学教授 今井 和子	
5	★3歳児保育研修	350	6月7日(火)	3歳児の発達と保育	蒲田保育専門学校学術顧問 佐藤 佳代子	
			6月20日(月)	3歳児の社会性と集団との関わり	蒲田保育専門学校学術顧問 佐藤 佳代子	

横浜女子短期大学

6	★4・5歳児 保育研修	150	10月7日(金)	4・5歳児の発達特徴	鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 准教授 細野 美幸	
			2月9日(木)	子どもの体と心	日本体育大学教授 野井 真吾	
7	★中堅保育士 研修	150	7月21日(木)	子どもの心と体を育む食生活	東洋英和女学院大学 非常勤講師 上田 玲子	
			10月28日(金)	食物アレルギーの理解と予防	昭和大学医学部小児科学講 座 研究補助員 長谷川 実徳	
			11月25日(金)	食物アレルギーの食事と管理	昭和大学医学部小児科学講 座 研究補助員 長谷川 実徳	
8	乳幼児救急法 研修	40	6月8日(水)	子どもの事故と応急手当	マスターワークス社指導員 伊東 和雄 他	
			6月9日(木)			
			6月15日(水)	子どもの事故と応急手当	マスターワークス社指導員 伊東 和雄 他	
			6月16日(木)			
			6月22日(水)	子どもの事故と応急手当	マスターワークス社指導員 伊東 和雄 他	
			6月23日(木)			
			6月29日(水)	子どもの事故と応急手当	マスターワークス社指導員 伊東 和雄 他	
6月30日(木)						
9	★主任保育士 講座	150	9月14日(水)	リーダーのためのコミュニケーション技術	東京工芸大学芸術学部 教授 大島 武	
			10月20日(木)	職員の意欲とチーム力を育む 主任の役割	元立教女学院短期大学教授 今井 和子	
			2月3日(金)	職場のメンタルヘルス	早稲田大学人間科学学術院 教授 鈴木 伸一	
			2月6日(月)	保育者にとってのリフレクションとは	大妻女子大学家政学部児童 学科専任講師 坂田 哲人	
10	園長・施設長講座	150	6月28日(水)	リスクマネジメント	保育の安全研究・教育センタ ー代表理事 掛札 逸美	
			9月15日(木)	保育の質を高める 「保育ドキュメンテーション」とは	玉川大学教育学部乳幼児発 達学科教授 大豆生田啓友	
			11月15日(月)	子育て・子育ての発達心理学① ～子どもの気持ちに寄り添うために～	東京大学大学院教育学研究 科 教授 遠藤 利彦	
			11月22日(水)	子育て・子育ての発達心理学② ～子どもの気持ちに寄り添うために～	東京大学大学院教育学研究 科 教授 遠藤 利彦	
			1月24日(月)	マネジメントの理解 ～長が果たす組織での役割～	洗足こども短期大学幼児保 育科教授 井上 真理子	
11	保育者のための 障害児保育 講座	100	6月21日(火)	発達障害と早期診断 さまざまな発達障害・早期発見・早期診断	元文京学院大学人間学部 児童発達学科教授 伊藤 英夫	Zoom
			7月19日(火)	気になる子の保育と保護者支援 現場で行うアセスメント (KIDS説明と配布) 保護者支援の実際		
			8月30日(火)	KIDSの適用・コミュニケーション支援の最前 線 KIDS活用法・ACC 補助代替コミュニケ ーション		
			9月20日(火)	統合保育の実際～3年間の映像を通して～ ①知的障害の保育 ②自閉症児の保育		

			10月18日(火)	統合保育の実際と個別の支援計画と ライフスタイルから見た支援	
12	保育者のための 子育て支援 専門講座	150	10月26日(水)	地域に根ざした子育て支援について	神奈川県地域子育て支援 拠点かなーちえ施設長 塚原 泉
			11月9日(木)	園における気になる子どもへの対応	横浜市総合リハビリテーショ ン事業団顧問 小川 淳
			12月1日(木)	子どもは社会で育てる宝物	非営利団体コードモノカタ代 表理事 井桁 容子
			2月10日(金)	支援を必要とする乳幼児と その家族のために	明星大学教育学部教授 星山 麻木
13	保育者のための カウンセリングを 活かした 保護者対応講座	30	9月13日(火)	保護者との関係で生じる問題と その対応に必要なスキル	元東北文教大学人間学部 教授 臨床心理士 今泉 岳雄
			9月27日(火)	カウンセリングの基本的な知識と 援助モデル	
			10月11日(火)	カウンセリング演習Ⅰ (態度・傾聴・共感・質問)	
			10月25日(火)	カウンセリング演習Ⅱ (焦点化・明確化・ 解決に向けての方向づけ)	
			11月8日(火)	事例検討と振り返り	
14	★ 保 育 実 践	80	8月23日(火)	健康	横浜女子短期大学教授 堀内 弓子
		80	9月2日(金)	人間関係	鎌倉女子大学短期大学部 准教授 細野 美幸
		80	11月30日(水)	環境	横浜女子短期大学専任講師 平澤 順子
		80	10月19日(水)	言葉 ～言葉を育む～	横浜女子短期大学准教授 本田 幸
		80	11月11日(金)	表現	小田原短期大学准教授 山本 華子
		80	12月2日(金)	保育内容総論	洗足こども短期大学 名誉教授 神蔵 幸子
15	保育者のための 子どもの保健講座	150	10月12日(水)	子どもの感染症対策	十愛療育会横浜療育医療セ ンター長 甲斐 純夫
			11月29日(火)	子どもの健康と安全	横浜女子短期大学専任講師 渡邊 悦子
			1月20日(金)	子どもの慢性疾患・障害について	白梅学園大学子ども学部 教授 小林 美由紀
16	★食育・アレルギー 一対応講座	150	1月23日(月)	栄養に関する基礎知識	相模女子大学栄養科学部 教授 堤 ちはる
			2月15日(水)	保育所における食事の提供 ～食育計画の作成と活用～	相模女子大学栄養科学部 教授 堤 ちはる
17	★マネジメント 講座	150	1月27日(金)	制度や施設を、子育てに関わる人たちのよ りよい暮らしや子どもたちの幸せにつなげて いくために	元横浜女子短期大学教授 横浜女子短期大学非常勤 講師 佐野 眞弓
18	★乳児保育 講座	150	11月28日(月)	乳児(0歳・1歳・2歳)の遊びの環境	元横浜女子短期大学教授 横浜女子短期大学非常勤 講師 佐野 眞弓
19	★幼児教育 講座	150	11月28日(月)	幼児の遊びと生活	横浜女子短期大学専任講師 鶴野澤 武美

20	保育士の専門性 向上のための 専門職講座	30	11月10日(木)	保育所保育・保育士の専門性	社会福祉法人雲柱社 白百合 幼稚園園長 亀谷美代子
			12月8日(木)	子ども理解	
			1月12日(木)	子どもを取り巻く環境と 現状と未来	
			2月16日(木)	専門職としての保育士 子育て・子育て支援	

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

◆提出資料

- 1 学生便覧（2022年度）
- 2 公式ホームページ／大学案内／「建学の精神・教育理念と3つの方針」

<https://www.yokotan.ac.jp/college/spirit>

提出資料・規程集

- 26 横浜女子短期大学 学則

◆備付資料

- 8 「横浜女子短期大学の2年間の学び（授業・実習・行事・学生生活）」
- 9 履修カルテ関係資料
- 14 「二年間での学び・成長に関する振り返り：学習成果自己評価」とその分析

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

基準 I-A-1 で示したように、本学では、「キリスト教の「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する人材を育成する」ことを謳う建学の精神に基づいて、教育理念を以下のように明示している（提出-1 p. 4）。

「キリスト教の「愛と奉仕」の精神を育む人間教育、教養教育によって、個々の人間性をより豊かなものとし、「保育者養成の道ひとすじに」、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育することを通じて、子どもたちの「豊かな育ち」を支えることができる、「愛」に満ち、「人間性」と「実践力」に優れた、さらに「自己成長力」を備えた保育者を育てる」ことを教育理念・教育目標としています。

建学の精神に基づくこの教育理念に則り、本学の教育の目的は学則に以下のように規定されている（提出-規程集 26 第 1 条第 1 項より）。

「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教主義による女子の円満なる人格を涵養し、広い知識と豊かな教養を授けることを目的とし、あわせて、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践を教育し、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。」

以上の教育理念・教育目的のもと、(より具体的な形での) 教育目標としてめざしていることは、短期大学卒業による短期大学士（保育学）の学位取得と、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得、さらにはその資格・免許を活かした専門就職（幼稚園、認定こども園、保育所等児童福祉施設などへの就職）を果たし、未来を担う子ども達の豊かな成長に役立つ、児童福祉と幼児教育に貢献できる優れた保育者を社会に送り出すことだといえる。

教育目的・目標の表明に関しては、本学では、さまざまな形において学内外に向けての発信を行っている。学内においては、入学と同時に、新入生オリエンテーションや修養会、1年次ゼミの「教養演習」ならびに2年次ゼミの「保育総合演習」等での発信・説明において、また、学生便覧（提出-1）等の配布物（印刷物）により、学生への伝達・周知を図っている。また、教職員においては、各種の会議、連絡会、委員会等を通じて、教育目的・目標等、本学教育についての共通理解を図っている。学外に対しては、オープンキャンパス、キャリア支援・進学指導担当者説明相談会等での説明や、入試広報室職員・教員による高校訪問や学外進学説明会等での説明、本学公式ホームページ（提出-2）や大学案内・学生募集要項等の印刷物における発信により、本学の教育目的・目標の表明に努めている。

教育目的・目標の定期的な点検も実施している。原則的には建学の精神・教育理念自体は普遍的性格のものと位置づけているが、保育者に対する社会的要請の変化や入学者の質的变化も踏まえながら、建学の精神・教育理念に基づくより適切かつ達成可能な学習成果の設定を検討・考慮しつつ、教育目的・目標の定期的点検を行なっている。直近では、2022年3月に「建学の精神・教育理念と3つの方針」を確認・検討し明確化したことに伴い、教育目的・目標の点検・確認も行なった。

【区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、学習成果を以下のように設定している（提出-1 p. 4）

◇ 育まれる資質・能力

I. 人としての基本的資質・能力

I-1 人としての基礎的資質

- ① 人を愛する心
- ② 奉仕の心
- ③ 自尊・自律の心

I-2 社会人としての基礎力

- ① 知識・技能とそれを活かす思考力
- ② 人と連携・協働する力
- ③ 主体的に学びに向かう力

II. 保育者となるために必要な基礎的資質・能力

- II-① 教育愛・使命感
- II-② 保育者としての社会的スキル
- II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力
- II-④ 保育内容とその指導力

◇ 認証される成果

所定の単位を取得し、以上の資質・能力の基礎を身につけることにより得られるもの

- 短期大学士（保育学）の学位取得
- 保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得

学習成果は、「愛と奉仕」の精神を基礎とする建学の精神に基づき、「人を愛する心」・「奉仕の心」をもち「教育愛・使命感」に満ちた保育者になることをうたっている。

また、学習成果は、人のため社会のために「愛と奉仕」を实践する「愛」に満ち、「人間性」と「実践力」に優れた、さらに「自己成長力」を備えた保育者の養成を目指すものであり、その教育目的・目標に基づき、「人を愛する心」・「教育愛・使命感」をもった「保育者としての社会的スキル」・「乳幼児の理解とクラス・グループの運営力」・「保育内容とその指導力」を備えた「主体的に学びに向かう力」をもつ保育者になることをうたっている。

学習成果の表明については、学内では、入学前教育の「本学で学ぶこと」の中での説明に始まり、1年次ゼミ授業の「教養演習」と2年次ゼミ授業の「保育総合演習」において継続的・重点的に伝達し説明している。また、学外に向けては、主として本学の進学相談会やオープンキャンパス等の（本学の）「保育科概要説明」や個別面談等の中でわかりやすく伝達するよう努めている。

なお、学校教育法第108条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する目的」からも、学習成果の内の特に「保育者になるために必要な資質・能力」の獲得ということに関しては、自己点検・評価委員会を中心に、教育

課程委員会や入学試験委員会、専任教員・FD会議、教授会等において定期的に点検・評価を行なっている。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

学習成果の「育まれる資質・能力」（つまり「人としての基本的資質・能力」と「保育者になるために必要な基礎的資質・能力」）の獲得状況（達成度）による、「認証される成果」（つまり学位取得、資格・免許取得）の達成のための基準として、「卒業認定・学位授与の方針」を設定している。この方針に基づいて、学習成果の「育まれる資質・能力」の育成のための教科目編成（カリキュラム編成）のあり方を定める「教育課程編成・実施の方針」を設定している。そして、これらの方針に基づいて、学習成果の「育まれる資質・能力」の獲得可能性の高い入学者受入れのあり方を定める「入学者受入れの方針」を設定している。このように三つの方針は、学習成果の「育まれる資質・能力」の獲得に主眼を置きながら関連付け一体的に設定されている。

三つの方針は、自己点検・評価委員会を中心に、教育課程委員会や入学試験委員会、専任教員・FD会議、教授会等で、組織的に全学的に議論を重ね策定されている。

三つの方針を踏まえた教育活動に関する取組みの一つとしては、「卒業認定・学位授与の方針」に直接かかわる、学習成果の「育まれる資質・能力」の獲得状況に関する自己評価とそれによる自己課題の明確化への取組みとして、入学時の学生自身による自己プロフィールの確認に始まり、半期ごとに継続して行う個々の「履修カルテ」の作成と自己の学習課題の確認（備付-9）、卒業前の「二年間での学び・成長に関する振り返り：学習成果自己評価」（備付-14）などが挙げられる。

三つの方針の表明については、学内では、学生便覧（提出-1 pp. 4～5）等の印刷物を配布し、主として1年次ゼミ授業の「教養演習」と2年次ゼミ授業の「保育総合演習」において継続的・重点的に伝達し説明している。また、学外に向けては、本学公式ホームページ（提出-2）に掲載すると同時に、進学相談会やオープンキャンパス等においてもわかりやすく伝達するよう努めている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学習成果と卒業認定・学位授与の方針の双方の位置づけ、意味合いについての共通

理解がなおもなかなか進んでいないようで、教職員においても、それらを混同して理解していると伺われることもよく見受けられる。

しかも、学習成果の「育まれる資質・能力」の内容に対する、学生および教職員全体における共通認識（共有）も今なお十分に進んでいない状態と考えられる。

以上のことから、改善すべき最も基本的な課題が今なおある状態といえる。したがって、まずは全学的に本学の学習成果や三つの方針に関する共通理解（共有）を図ることにさらに十分努力していくことが求められる。

そのうえで（つまり学習成果等に対する全学的な共有が進んでくるなかで）、本学の学習成果としての「育まれる資質・能力」の内容自体の検証・検討も改めて行われる必要があるのではないか。おそらく学校としてさらに検討すべきことがあるならば、それは、本学の教育のもつ独自性や優位性といえるものを、本学としてどのように打ち出していけるのかをまとめ共有していくことであり（それは大きな課題なのだが）、そして、それ（本学教育のもつ独自性・優位性等）を本学の学習成果の「育まれる資質・能力」の内容の中に、その軸としてどう組入れていくのかということではないか。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

佐藤寛之学長は、本学の学習成果の「育まれる資質・能力」（「Ⅰ. 人としての基本的資質・能力」と「Ⅱ. 保育者となるために必要な基礎的資質・能力」）の内容を基礎としてまとめたプリントと、それをさらに掘り下げた「横浜女子短期大学での学習過程で育ってほしい資質・能力・志向性」を合わせて一つに綴った「横浜女子短期大学の2年間の学び（授業・実習・行事・学生生活）」（備付-8）を作成し、それを学生全員に配布し、各自が本学保育科での2年間の学びについて大きな見通しをもって学べるよう丁寧に説明をしている。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

<根拠資料>

◆提出資料・規程集

- 26 横浜女子短期大学 学則
- 42 横浜女子短期大学 自己点検・評価委員会規程

◆備付資料

- 4 公開講座「幼保専門講座」資料
- 6 「よこたんパーク」資料
- 11 高等学校からの意見聴取記録
- 12 アセスメントポリシー
- 13 教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料
- 15 学修ファイルに関する資料

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、学則第1条第2項において「前項の目的達成、及び、教育・研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を行うものとする」と規定しており（提出-規程集 26）、以下の「横浜女子短期大学 自己点検・評価委員会規程」（提出-規程集 42）に基づき、学内の自己点検・評価を主導的に推進・実施する組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。

横浜女子短期大学自己点検・評価委員会規程

- 第1条 本学に、学長の下、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2条 委員会は、学校教育法第69条の3に基づき、本学の教育理念、使命の達成と教育・研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を行うことを目的とする。
- 第3条 委員会は、学長、総務部長、学務部長、図書館長及び教授会の構成員若干名をもって組織する。
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 委員会の議決は出席者の過半数をもって決する。
 - 4 委員会が必要と認めたときは、関係教職員の出席を求めることができる。
- 第5条 委員会は第2条記載の目的を達成するために、短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書 作成マニュアル」に沿って自己点検・評価を統括する。
- 第6条 自己点検・評価に関する報告は、理事会並びに教授会に提出し、承認を得るものとする。
- 第7条 委員会の庶務は総務部及び学務部において処理する。
- 第8条 この規程は、学長が教授会の議を経て変更することができる。

附 則

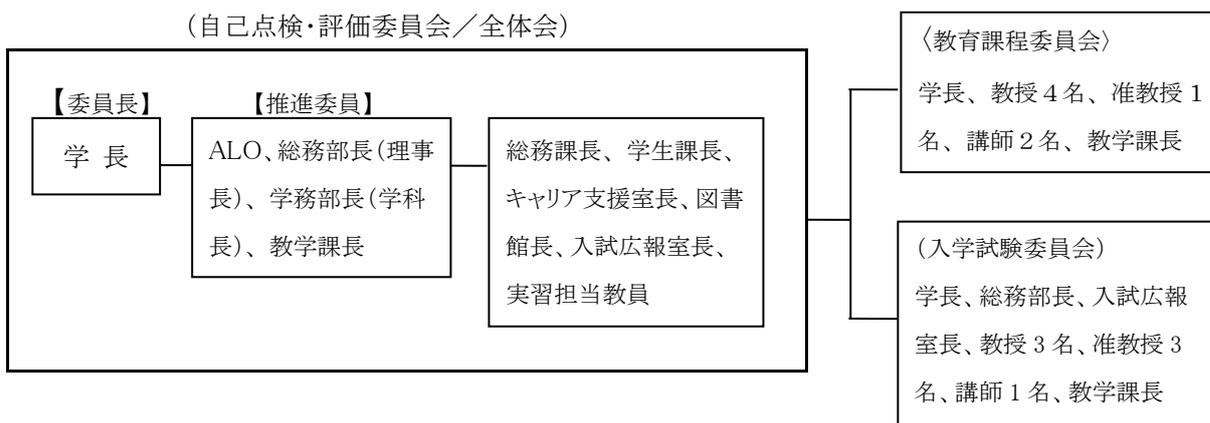
この規程は、平成15年7月28日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

自己点検・評価委員会は、本規程の第3条に基づき、委員長（学長）、ALO（教授）、総務部長（理事長）、学務部長（学科長）、総務課長、教学課長、学生課長（准教授）、キャリア支援室長（准教授）、図書館長（准教授）、入試広報室長、実習担当教員（専任講師）の計11人で構成されている。そして、これら委員のうち、ALO、総務部長

(理事長)、学務部長(学科長)、教学課長が「推進委員」として委員長(学長)のもとで「推進委員会」を組織し、全体の委員会活動の主導的・先導的役割を担っている。また、自己点検・評価活動に直接関わる他の学内委員会として、教育課程委員会や入学試験委員会などがあり、その各委員も(複数の委員会を兼務する形で重複している者も多いが)自己点検・評価の諸活動に直接・間接的に携わる体制となっている。

■ 自己点検・評価の組織図



本学の自己点検・評価は、定期的に、この自己点検・評価委員会を中心に全学的に行われ、できる限り各年度ごとに自己点検・評価報告書を作成し、本学の公式ホームページで公表している。

本学は保育科単科の小規模な学校であることから、学内の自己点検・評価においては、上記の自己点検・評価委員会を中心として、教学課、学生課、キャリア支援室、必要に応じ各教員からの学務関係を中心とした資料の収集、総務課を中心とした管理運営・財務関係の資料の作成、入試広報室、図書館、保育センター等からの資料の提供等を含め、直接・間接的にほぼ全教職員が関わり担っている状態といえる。

また、学生募集要項等の配布のための高校訪問や高校での進学説明会、本学での「キャリア支援・進路指導担当者説明相談会」等においては、可能な限り各高校の進路指導担当教員等からの本学に対する意見や要望等を聴き取るよう努め、それを本学の自己点検・評価の重要な外部評価資料の一つとして生かしていくよう心掛けている(備付-11)。

また、当然ながら、自己点検・評価の結果により改善すべき課題として挙げられた諸事項については、その優先順位も考えながら可能な限り改善・向上に向けた努力を行っている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法としては、主として、以下のようないくつかの方法（直接的・間接的な査定）を組み合わせ実施している状況である。

●学習成果として「育まれる資質・能力」に関する査定

- （学習成果の達成度の直接的評価として）
 - ・授業科目成績評価
 - ・実習評価（実習園評価、学内評価）
 - ・通算 GPA、GPA 分布、単位取得率
 - ・「学修ファイル」（学習ポートフォリオ） など
- （学習成果の内容面（の質）の間接的評価として）
 - ・「授業アンケート」等による授業内容査定
 - ・学生各自の履修カルテ、「二年間での学び・成長に関する振り返り」
 - ・学生対象アンケート
 - ・外部の評価（卒業生、就職園へのアンケート） など

●学習成果として「認証される成果」に関する査定

- （前期・後期の終了時ないし開始時の）
 - ・単位修得状況（特に単位未修得状況の査定）
 - ・実習修了状況（特に実習未修了状況の査定）
 - ・新規の休学者・退学者の状況
- （卒業時の）
 - ・卒業（学位授与）者数・率
 - ・資格・免許（保育証、幼免、両資格・免許）取得者数・率
 - ・専門就職者数・率
 - ・休学者・退学者数・率 など

以上のことを踏まえて策定した、以下の「アセスメント・ポリシー」（学習成果の評価に関する方針）（備付-12）に基づき、本学では、学習成果を焦点とする査定方法（手法）を整理し明確化し、共有している。

アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）

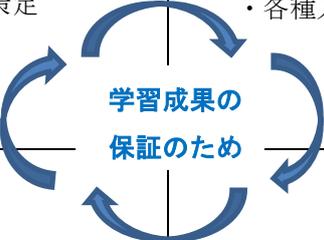
		(入学時)	在学時（前期・後期の終了時/開始時）	卒業時	(卒業後)	
育まれる 資質・能力	直接的(量的)評価	(入試結果状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目成績評価 ・実習評価(実習園評価、学内評価) ・GPA ・(学修ファイル(学習ポートフォリオ)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算GPA ・GPA分布、 ・単位取得率 ・(学修ファイル) 		
	授業評価		<ul style="list-style-type: none"> ・学生授業アンケート ・(授業担当等)教員間での授業点検・評価 			
	間接的・質的 学生の 評価	学生自己評価		履修カルテ(自己評価シート、成績シート)	「二年間での学び・成長に関する振り返り」	
		面談による評価	(新入生個別面談)	(学生個別面談) (キャリア個別面接)		
		学生による評価	(進学アンケート)	学生生活アンケート	卒業生満足度アンケート	
	外部評価				<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生アンケート ・就職園アンケート 	
認証される 成果	直接的(量的)評価	(既修得単位認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・単位修得状況(特に単位未修得者の状況) 			
		(科目等履修状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習修了状況(特に実習未修了者の状況) ・新規休学・退学者の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・休学・退学者数・率 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(学位授与)者数・率 ・資格・免許取得者数・率 ・専門就職者数・率 		

このアセスメント・ポリシーに基づいて行われる一連の査定プロセスによる点検・評価を踏まえながら、このアセスメント・ポリシー自体の有用性・的確性についても定期的に点検・評価している。

本学では、教育の質保証のために、以下に示す「(学習成果を焦点とする)教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクル」を参照・活用して、学習成果を保証するための教育の向上・充実に努めている(備付-13)。

なお、本学では、当然のことではあるが、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更等に際しては、適宜漏れがないよう十分な確認・把握をなし、しっかりと法令遵守に努め、短期大学保育科としての公的に求められる必要十分な教育の質保証を担保すべく努力している。

(学習成果を焦点とする) 教育の質の向上・充実のPDCAサイクル

<p>P (計画)</p> <p>◎学習成果の設定・確認・共有</p> <p>◎学習成果を保証するための教育の計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (ディプロマ・ポリシーをもとに) <ul style="list-style-type: none"> ・履修上の諸規定(公欠, 失格, 臨時試験, 再履修, 実習参加条件等々)の確定と, 卒業要件, 資格・免許取得要件の確認・共有 2. (カリキュラム・ポリシーをもとに) <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程(開設科目, 開講期, 担当教員等)の確定 ・時間割, 実習実施計画, 行事予定・内容の確定, 年度内の授業回数・行事予定表の作成, ・各教員によるシラバスの作成 ・学生支援体制の整備 3. (アドミッション・ポリシーをもとに) <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス等の実施計画の策定 ・入学試験の実施計画の策定 	<p>(実施) D</p> <p>◎学習成果の(学生への)伝達・周知</p> <p>◎学習成果を保証するための教育の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 単位履修の要領・要件の周知と学生支援 <ul style="list-style-type: none"> ・履修ガイダンス等の実施、シラバスの周知 2. 編成された教育課程による学習指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施と学習活動の展開 ・実習(及びその事前・巡回・事後指導)の実施 ・(授業と繋がり単位化された)学校行事の実施 ・(ゼミ担当・クラス担当・授業担当等による)学生支援の実施(学習・生活・キャリア等の支援) 3. 入学者の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス等の入試相談・説明会の実施、 ・各種入学試験の実施
 <p>学習成果の保証のため</p>	
<p>◎学習成果を保証するための教育の改善・向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試験, 成績評価, 単位履修等に関して <ul style="list-style-type: none"> ・評価の基準・方法の検討・調整 ・履修要件等の検討・調整 <p>[ディプロマ・ポリシーの点検]</p> 2. 教育課程全般に関して <ul style="list-style-type: none"> ・各教員による担当授業の改善・向上 ・実習および実習指導の充実・向上 ・学生の支援体制の充実・向上 ・教育課程全体の検討・調整・改善 ・行事予定・行事内容の検討・調整 ・教室環境など学校教育環境の改善・向上 <p>[カリキュラム・ポリシーの点検]</p> 3. 入学者受け入れに関して <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス等の検討・改善・充実 ・入試の実施方法等の検討・改善・向上 <p>[アドミッション・ポリシーの点検]</p> <p>◎学習成果の内容の再点検</p>	<p>◎学習成果を保証するための教育の成果の査定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習成果として「認証される成果」の教育査定 <ul style="list-style-type: none"> ○(前期・後期終了時の) <ul style="list-style-type: none"> ・単位未修得(再履修)の状況, 実習の未修了状況 ○(卒業時の) <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与者数・率, 資格・免許取得者数・率, 専門就職者数・率 ・休学者, 退学者(中退率) 2. 学習成果として「育まれる資質・能力」の教育査定 <ul style="list-style-type: none"> ○(学習成果の達成度の直接的・量的評価として) <ul style="list-style-type: none"> ・各授業の成績評価, 各実習の評価, 通算 GPA 等 ・「学修ファイル」(学習ポートフォリオ)の内容など ○(学習成果の内容面の間接的・質的評価として) <ul style="list-style-type: none"> ・「授業アンケート」等による授業内容査定 ・学生各自の履修カルテ, 学習成果自己評価 ・学生対象アンケート, 外部評価の活用も 3. 入学者選抜・入学予定者等の状況に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス等の入試相談・説明の実施状況 ・入試の実施状況, 入学予定者の状況等
<p>A (改善)</p>	<p>(査定) C</p>

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学生の学習成果の保証に関して教員の間でも時々話題となるのが、入学してくる学生の学力差が大きくなっているなかで、最低限の水準（出席状況、授業態度・姿勢、授業内容理解度等においての）ながらも、最終的には単位取得を認めている学生たちのことについてである。この学生たちが、どれほど各科目の必要最低限の知識等を（それらはひいては保育者となるために必要な最低限の専門知識等なのだろうが）十分に習得できているのかどうかは多分に首を傾げざるを得ない状況といえるからである。

もしかしたら、(卒業認定・学位授与の方針に直接関わることだが)学校としての(学校独自の)卒業前の到達度客観テスト等(例えば、各科目の最重要な最少限の基礎知識を一まとめにした〇×テストなど)を作成し、独自に実施することなども検討していく必要が出てきているのかもしれない。だが、そうした学校独自の到達度テスト等の実施を行うことにより学生募集面でのマイナスの影響が出ることも十分懸念されるため、慎重な周到な検討・議論が求められることになるだろう。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

2022年度より、本学2年間の学びの重点的内容・成果を学生各自が整理・保存・収集する(いわば「学びのポートフォリオ」をイメージした)「学修ファイル」という名の「学びのまとめファイル」の作成を行う取り組みを全学的に始めている(備付-15)。

これまでもそれに似た取り組みとしては、「実習指導」において「マイノート」という名の学びのまとめファイルの作成が各自行なわれていたが、それはあくまでも「実習指導」の授業の中での、実習での学びを中心とした一連の学びのまとめでしかなかったといえる。今回の取り組みは、これまでのような(「実習指導」といった)特定の授業科目の中で行うものではなく、あくまでも学校全体において進めていこうとしているものである。

だが、現時点では残念なことに、まだ専任教員の担当科目の範囲内でしか行われていない状態であるが、いずれは非常勤講師の担当科目も含め、本当の意味での全授業科目における学校全体での学びの「整理・保存・収集のファイル」を各自作成していくことをめざしている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画は、本学の学習成果の内容およびその獲得に向けた「教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクル」について、全教職員で共通認識を持ち情報の共有化を図るということであった。その行動計画の実現のため、全教職員を対象としたALOによる学内研修会(「2023(令和5)年実施の本学認証評価に向けて一認証評価、自己点検・評価についての全教職員の共通理解のために一」)を企画・実施し(2020年2月19日)、その後も随時、運営協議会(理事長、学長、学科長、各部課長による

会議) や、教授会、専任教員・FD会議などの場で、学習成果の獲得に向けた内部質保証に関する協議の機会をもつことで、本学の学習成果やその獲得に向けた教育の質保証のためのPDCAサイクルに関する、教職員全体の意識づけと全体の共通理解・共有を図るよう努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「キリスト教の「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する」ことを建学の精神として謳っている本学の学校としての社会的使命をさらに果たすため、そして、本学のその教育姿勢を在学生にもより目に見える形で示していくためにも、本学の地域・社会への貢献をさらに充実させていくための以下の取り組みを実施する計画でいる。

●これまでの(神奈川県内の保育所等の)保育士を主対象とする本学保育センターの研修事業に加えて、幼稚園・認定こども園・保育所等の保育者を広く対象とする、公開講座「幼保専門講座」(備付-4)を創設する。

※2023年度 横浜女子短期大学生涯学習(全体像)

- ・「保育センター」⇒ 神奈川県内の保育所を中心とした児童福祉施設等の職員を対象とした研修
- ・「公開講座(幼保専門講座)」⇒ 幼稚園・認定こども園・保育所等の職員等を広く対象とした研修

保育センター				公開講座							
【保育士等キャリアアップ研修対象】				幼保専門講座							
(乳児保育)	乳児保育講座	300	5	キ ャ リ ア 別 年 齢 別 分 野 別	園長・施設長講座A	200	2	保 育 内 容	健康	300	1
(幼児教育)	幼児教育講座	300	5		園長・施設長講座B	200	2		人間関係	300	1
(障害児保育)	障害児保育講座	100	5		園長・施設長講座C	200	2		環境	300	1
(保健衛生・安全対策)	保健衛生・安全対策講座	300	5		主任保育者講座A	350	2		言葉	300	1
(食物・アレルギー対策)	食物・アレルギー対策講座	300	5		主任保育者講座B	350	2		表現	300	1
(保護者支援・子育て支援)	保護者支援・子育て支援講座	300	5		中堅保育者講座	350	2	保育内容総論	250	1	
	カウンセリングを活かした保護者対応講座A	50	5		新任保育者講座	400	2	リトミック	150	1	
	カウンセリングを活かした保護者対応講座B	50	5		乳児保育専門講座	350	2	手あそびうた	150	1	
(マネジメント)	マネジメント講座	300	5		幼児教育専門講座	350	2	保 育 実 践	保育素材(製作)	100	1
【センター独自研修】	乳幼児救急法A	50	2		インクルーシブ保育講座	350	2		おもちゃインストラクター養成講座	50	1
	乳幼児救急法B	50	2	子育て支援講座A	350	2					
	乳幼児救急法C	50	2	子育て支援講座B	350	2					

●地域の未就園児の親子等を対象とする、地域子育て支援プログラムとしての「よこたんパーク」（備付-6）を年間通して実施していく。

※2023年度「よこたんパーク」実施案（概要）

☆ 実施内容の大きな枠組み～2つの柱

①(2022年度から実施している)

年中・年長児等の親子を対象 ⇒ 土曜日 ふれあいプログラムの提供、
年間3回ほど実施

②(2023年度から新たに実施予定)

未就園児の親子を対象 ⇒ 平日、月ごとできるだけ定例的に実施
(実施月は、5・6・7・9・10・11月など)

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

<根拠資料>

◆提出資料

- 1 学生便覧（2022年度）
- 2 公式ホームページ／大学案内／「建学の精神・教育理念と3つの方針」
<https://www.yokotan.ac.jp/college/spirit>
- 3 大学案内（2022年度）
- 4 大学案内（2023年度）
- 5 学生募集要項（2022年度）
- 6 学生募集要項（2023年度）
- 7 『授業内容』（2022年度）

提出資料-規程集

- 26 横浜女子短期大学 学則
- 44 横浜女子短期大学 履修規程

◆備付資料

- 9 履修カルテ関係資料
- 11 高等学校からの意見聴衆記録
- 12 アセスメントポリシー
- 14 「二年間での学び・成長に関する振り返り：学習成果自己評価」とその分析
- 15 学修ファイルに関する資料
- 17 「教養演習」授業関係資料
- 18 「保育総合演習」授業関係資料
- 24 卒業生満足度アンケート
- 25 就職園アンケート
- 26 卒業生アンケート
- 34 GPA 成績分布表
- 35 学生授業アンケート関係資料

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下に示す学習成果のうちの特に「育まれる資質・能力」に対応するかたちで設定されている（提出-1 p.4）。

<p>《 学習成果 》</p> <p>◇ 育まれる資質・能力</p> <p>I. 人としての基本的資質・能力</p> <p>I-1 人としての基礎的資質</p> <p style="padding-left: 20px;">① 人を愛する心</p> <p style="padding-left: 20px;">② 奉仕の心</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 自尊・自律の心</p> <p>I-2 社会人としての基礎力</p> <p style="padding-left: 20px;">① 知識・技能とそれを活かす思考力</p> <p style="padding-left: 20px;">② 人と連携・協働する力</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 主体的に学びに向かう力</p> <p>II. 保育者となるために必要な基礎的資質・能力</p> <p>II-① 教育愛・使命感</p> <p>II-② 保育者としての社会的スキル</p> <p>II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力</p> <p>II-④ 保育内容とその指導力</p> <p>◇ 認証される成果</p> <p style="padding-left: 20px;">所定の単位を修得し、以上の資質・能力の基礎を身につけることにより得られるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 短期大学士（保育学）の学位取得 ● 保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得

卒業認定・学位授与の方針は、以下の通りである（提出-2）。

<p>《 卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー（DP） 》</p> <p>本学保育科で2年以上（4年以内）学修し、学則に定める所定の単位を修得し、以下の《学習成果》として育まれる資質・能力の基礎が身についた者に「短期大学士（保育学）」の学位を授与します。あわせて、必要な単位を修得し、特に以下の「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」の基礎を身につけることにより、保育士証と幼稚園教諭二種免許状を取得することができます。</p> <p>I. 人として求められる基本的資質・能力</p> <p>1. 人としての基本的資質</p> <p style="padding-left: 20px;">①人に温かく愛情を持って接することができる（愛）</p> <p style="padding-left: 20px;">②進んで人のために役立つ行動をとることができる（奉仕）</p> <p style="padding-left: 20px;">③自分を大切にし、自律的に行動できる（自尊・自律）</p>
--

2. 社会人としての3つの基礎力

- ①必要な知識・技能とそれを活用することのできる思考力をもっている(知識・技能と思考力)
- ②人とコミュニケーションをとり、連携・協働することができる(対人関係能力)
- ③生涯にわたり自ら主体的に学び続けていく力をもっている(学びに向かう力)

II. 保育者となるために必要な基礎的資質・能力

- ① 教育的愛情をもち、保育者としての基本的な使命感・責任感をもっている
- ② 保育者として、周りの人々と温かな関係を築き、連携・協働することができる
- ③ 保育者に必要な乳幼児理解や学級経営・組織運営力の基礎が身についている
- ④ 保育内容を基本的、総合的に理解し、その指導力が身についている

この方針は、本学の大学案内（提出-3, 4）や公式ホームページ（提出-2）等における「建学の精神・教育理念と三つの方針」の中で明記され、学内外に表明されている（ただし、学生便覧（提出-1 p.4）では、上記の内容が短縮されたかたちで掲載されている。）

なお、この方針に記された「学則に定める」とは、学則の第20条～27条の規定（提出-規程集 26）を指しており、さらにはその規定に基づき定められた「横浜女子短期大学 履修規程」（提出-規程集 44）の規定を指している。これらの規定により、本学の成績評価と単位認定の基準、進級の要件、卒業の要件が明示されている。また、この方針の資格・免許の取得における「必要な単位の修得により」とは、「横浜女子短期大学における幼稚園教諭二種」免許状取得に関する細則、「横浜女子短期大学における保育士資格取得に関する細則」の規定を指しているものである。これらの学則や規程・細則は、学生便覧の巻末にも掲載されており、便覧の本文中には、それらの規定内容の詳細が、学生にわかりやすい形で説明されている。

この方針の社会的・国際的通用性に関しては、学位授与の前提となっている本学カリキュラムが、国の法令に準拠したカリキュラム編成であることはもちろんのこと、この方針の基礎にある建学の精神や教育理念・目的に盛り込まれた「愛と奉仕」を精神の礎として社会に貢献する人材を育成することや「子どもたちの「豊かな育ち」を支えることができる、「愛」に満ち、「人間性」と「実践力」に優れた（中略）保育者を育てること」、「もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする」ことなどの内容からも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約の精神）に繋がる「社会貢献」を強く志向した内容であることから、この方針は、社会的・国際的通用性に十分富んだものと考えることができよう。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、最初2014年3月に設定され共有されることとなったが、その後も内容の定期的な点検を行い、2019年3月には、学習成果との繋がりをより明確化するために、大きな改定を行い、また、2022年2月にも再度改定を行い、現在のものとなっている。今後とも、学習成果の点検や他の二つの方針とのつながりの調整も図りながら、定期的にその内容の点検・評価を行っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の「教育課程編成・実施の方針」は、「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に対応し、建学の精神である「愛と奉仕」の精神を育み、上記の（DPの内容に盛られた）学習成果としての基礎的資質・能力（「人として求められる基本的資質・能力」と「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」）を身につけていくことを意図して設定されている。以下に、その「教育課程編成・実施の方針」の内容を示す（提出-1 p.5）。

《 教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー（CP） 》

学習成果として「育まれる資質・能力」の基礎を広く多面的に育成するため、学則の規定により所定の単位数を割り当てた教科目を、大きく「教養科目」と「専門教育科目」の2領域に分けて設置しています。

- ◆「教養科目」は、主として、学習成果として「育まれる資質・能力」のうち、特に「人としての基本的資質・能力」の育成に資する教科目です。

なお、本学独自の科目として、建学の精神である「愛と奉仕」の精神を根本から説き伝える「キリスト教の精神」Ⅰ・Ⅱ（1年次・2年次通年）、並びに、本学保育科の全教科目の学びの基礎となり、きめ細かな学習支援やキャリア支援を行う、少人数制・ゼミ科目の「教養演習」（1年次通年）、「保育総合演習」（2年次通年）を設置しています。

- ◆「専門教育科目」は、主として、学習成果として「育まれる資質・能力」のうち、特に「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」の育成に資する教科目です。

なお、本学では、保育実践の基礎となる音楽表現の基礎技能を育てる「保育環境構成技術（音楽）」Ⅰ・Ⅱや、グループでの保育表現の演習活動を展開する「保育内容研究」を設置してい

ます。また、保育士養成科目の「保育内容の理解と方法」に関する教科目においては、「子どもの生活と遊び」Ⅰ～Ⅲを設置しています。

さらに、「保育・教職実践演習(幼稚園)」に関しては、全専任教員(現場経験者を含む)と現場に立つ保育者の指導により、学生各自が今までの保育に関する学びを振り返りつつ、自分の学びを全面的に見直し、深化させ、実践力を高められるよう、学びの統合・総合化が図れるカリキュラム構成としています。

◆なお、以上の所定の教科目の履修に加えて、2年間の行事、日常生活、課外活動の全般を通じて、学習成果として「育まれる資質・能力」の基礎を育む支援をしていくことも、本学の広義の教育課程と位置づけています。

本学では、この方針に従って、教育課程を体系的に編成し、2年間で(学習成果として「認証される成果」である)保育士証・幼稚園教諭二種免許状の両資格・免許が取得できるようになっている。

本学のこの教育課程編成は、短期大学設置基準に定める教育課程の規定(第4章の第5条～第11条の、編成方針、編成方法、単位、授業期間、授業の学生数、授業方法、成績評価基準の明示等の規定)に則ったものとなっている。

各授業科目の、学習成果の「育まれる資質・能力」(上記 pp.42～43 を参照)との対応関係については、2019年度末に、以下のようにまとめられている(提出-7『授業内容』の冒頭にある「各科目と関連するディプロマポリシーの主な領域」に対応)。

科目コード	教養科目の名称	関連する学習成果(「育まれる資質・能力」)の主な領域
L1-1	キリスト教の精神Ⅰ	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感 II-② 保育者としての社会的スキル
L1-2	キリスト教の精神Ⅱ	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感 II-② 保育者としての社会的スキル
L2-1	教養演習	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感 II-② 保育者としての社会的スキル II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力 II-④ 保育内容とその指導力
L2-2	保育総合演習	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感 II-② 保育者としての社会的スキル II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力 II-④ 保育内容とその指導力

L3-1	哲学	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感
L3-2	心理学	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力
L3-3	生物学	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力
L4-1	日本国憲法	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-① 保育者としての教育愛・使命感
L4-2	情報機器の操作	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力
L5-1	英語 I	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力
L5-2	英語 II	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力
L6-1	体育実技	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力
L6-2	体育講義	I-1 人としての基本的資質 (①②③) I-2 社会人としての基礎力 (①②③) II-④ 保育内容とその指導力

科目コード	専門教育科目の名称	関連する学習成果(「育まれる資質・能力」)の主な領域
D1-1	保育原理	II-① 保育者としての教育愛・使命感
D1-2	教育原理	
D1-3	保育者論	
D1-4	社会福祉	
D1-5	子ども家庭福祉	
D1-6	社会的養護 I	
D5-1	保育実習指導(1年次)	II-① 保育者としての教育愛・使命感
D5-2	保育実習指導(2年次)	II-② 保育者としての社会的スキル
D5-3	教育実習指導(1年次)	II-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力
D5-4	教育実習指導(2年次)	II-④ 保育内容とその指導力
D2-1	子ども家庭支援論	II-② 保育者としての社会的スキル II-④ 保育内容とその指導力
D2-2	子育て支援	
D2-3	社会的養護 II	
D2-4	子どもの家庭支援の心理学	

D6-1	保育実習Ⅰ	Ⅱ-① 保育者としての教育愛・使命感	
D6-2A/2B	保育実習Ⅱ／保育実習Ⅲ	Ⅱ-② 保育者としての社会的スキル	
D6-3	教育実習	Ⅱ-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力	
D3-1	カリキュラム論	Ⅱ-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力	
D3-2	保育方法論		
D3-3	特別支援教育の基礎と方法		
D3-4	障害児保育		
D3-5	子どもの保健		
D3-6	子どもの健康と安全		
D3-7	子どもの食と栄養 A		
D3-8	子どもの食と栄養 B		
D3-9	乳児保育Ⅰ		
D3-10	乳児保育Ⅱ		
D3-11	保育の心理学(発達)		
D3-12	保育の心理学(学習)		
D3-13	教育相談		
D3-14	子どもの理解と援助		
D4-1	保育環境構成技術(音楽)Ⅰ	Ⅱ-④ 保育内容とその指導力	
D4-2	保育環境構成技術(音楽)Ⅱ		
D4-5	音楽表現		
D4-6	音楽表現の指導法		
D4-7	造形表現		
D4-8	造形表現の指導法		
D4-9	子どもの生活と遊びⅠ		
D4-10	子どもの生活と遊びⅡ		
D4-11	子どもの生活と遊びⅢ		
D4-12	保育内容総論		
D4-13	保育内容研究		
D4-14	健康		
D4-15	健康の指導法		
D4-16	人間関係		
D4-17	人間関係の指導法		
D4-18	環境		
D4-19	環境の指導法		
D4-20	言葉		
D4-21	言葉の指導法		
D4-22	保育・教職実践演習(幼稚園)		Ⅱ-① 保育者としての教育愛・使命感 Ⅱ-② 保育者としての社会的スキル Ⅱ-③ 乳幼児の理解とクラス・グループの運営力 Ⅱ-④ 保育内容とその指導力

年間または学期において履修できる単位数の上限の設定については、「横浜女子短期大学 履修規程」第8条2項10号（提出-規程集 44）に「単年度当たりの履修登録の上限を55単位とする。ただし、学外で行う実習科目の単位数はこれに含めない。」と規定されている。

各授業科目の成績評価基準に関しては、短期大学設置基準（第11条）に則り、各シラバスにおいて明示しており、それを初回授業時のオリエンテーションで学生に説明し周知を図っている。また、各教員による成績評価は、本学履修規程にそって厳格に行っている。

各授業科目の詳細は、『授業内容』（シラバス）（提出-7）において明示している。本学のシラバスの項目は、以下の通りとなっている。

授業科目名、 科目区分（教養科目、専門教育科目など）、
 卒業（必修・選択）、 幼免（必修・選択）、 保育士資格（必修・選択）、
 授業形態（講義・演習・実技・実習）、 単位数、 開講期（学年、開講時期）、
 学術・実務の別、 担当教員名、
 授業の概要、 授業の到達目標、 ディプロマポリシーとの関連、
 授業計画（授業回数、授業内容・方法 / 事前（準備）・事後学習の内容）、
 テキスト、 参考書・参考資料等、 課題等（試験やレポート等）に対するフィードバック、
 学生に対する評価、 実務経験、 実務経験を活かした教育内容

教育課程の見直しに関しては、保育士証・幼稚園教諭二種免許状の取得に関する国の教育課程改正時には、それに準拠した見直しや調整を行うのはもちろんのこと（ちょうど2019年度より、新しく改正された教育課程がスタートしたところだが）、毎年、次年度の開設授業科目とその担当教員に関する検討・協議を行うことを中心に、教育課程の全体および特定事項に関する確認や検討、調整、改善を教育課程委員会を中心に教授会や専任教員・FD会議にて行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

2019年度より、国の幼稚園教諭養成課程ならびに保育士養成課程のカリキュラム改正に伴い、本学でも、新課程のカリキュラムをスタートした。この新カリキュラムで

は、教養教育の科目（以下、教養科目）も一新し、これまでの設置科目（外国語科目や哲学、心理学、生物学など）に加えて、特に学習成果の（「育まれる資質・能力」のうちの）「人としての基本的資質・能力」の育成をめざす科目として、本学の独自科目で卒業必修科目でもある「キリスト教の精神」Ⅰ・Ⅱ（1年次・2年次通年）と少人数制ゼミ科目の「教養演習」（1年次通年）（備付-17）と「保育総合演習」（2年次通年）（備付-18）を新設した。

このうち「キリスト教の精神」Ⅰ・Ⅱは、本学の建学の精神である「愛と奉仕」の精神を中心とした、キリスト教の根本的な精神の基礎を解き伝える科目で、複数回にわたる集中的な講義（授業）、ならびに、2年間にわたる、入学式から月例集会、（前期・後期の）始業・終業集会、クリスマス集会、新年集会、卒業式に至る、一連の学長の講話、および（本学非常勤講師で保育所の園長でもある）牧師による説教など、その全内容を本科目の学習内容としている。

また、1年次・2年次ゼミ科目の「教養演習」、「保育総合演習」は、学習成果としての「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」の育成をめざしつつ、その基礎となる「人としての基本的資質・能力」の育成に主眼を置く基幹的な科目である。特に1年次「教養演習」は、本学保育科の専門教育への導入教育、補習教育等の役割も担い、保育科2年間の学びへの動機付けを図り、少人数制による個別的な学習支援や学生生活支援も可能とする科目として位置づけている。また、2年次「保育総合演習」は、1年次ゼミを継承しそれを母体とした「ホームゼミ」において、個別的な更なる学習支援や学生生活支援を行うと同時に、特にきめ細かなキャリア支援の充実を図り、さらには、保育の実践的・体験的な専門教育にも繋がる（自由選択制の）「専門ゼミ」での学びを組み込んでいる。

教養教育の基幹となる、本学独自のこれら4科目について、その実施体制の特徴を述べるならば、これらの科目は、基本として全専任教員の参加のもと実施されているということである。より詳細に述べれば、「キリスト教の精神」Ⅰ・Ⅱは、入学から卒業までの2年間にわたって、基本として、学長と（本学非常勤講師で保育所園長でもある）牧師の講話を中心として、全学生、全専任教員の参加において実施されている。また、1年次・2年次ゼミ科目の「教養演習」、「保育総合演習」は、ほぼ全専任教員がゼミの担当をし、授業の進行方法は、「全体」（学年の全学生と全ゼミ担当教員の参加）での学習時間と「個別」（各ゼミ）での学習時間を有効に組み合わせて実施している。

専門教育と教養教育との関連（関係性）については、学習成果としての「②保育者となるために必要な基礎的資質・能力」も、基本的には「①人としての基本的資質・能力」を土台としてその上に身につけていくものとの見方から、主として前者（②の資質・能力）の育成を担う専門教育は、主として後者（①の資質・能力）の育成を担う教養教育を土台として培われていくものと考えられるわけである。そうした観点からも、特に教養科目のうち、1年次・2年次ゼミ科目の「教養演習」、「保育総合演習」では、保育の専門教育への目的意識やモチベーションの向上を促すなど、本学の専門教育への導入教育や補習教育等としての「専門教育のための下支えとなる役割」がはっきりと見受けられる。

教養科目のうち、特にほぼ全専任教員がゼミ担当となる「教養演習」、「保育総合演習」については、毎回の授業の進め方の共有や授業のあり方の点検・評価等を、毎月実施する専任教員・FD会議のなかで丁寧に実施しており、年間を通じて授業の継続的な改善・向上に努めている。また、「キリスト教の精神」Ⅰ・Ⅱについては、学内のワーキンググループの「キリスト教の精神運営」グループを設置しており、そのワーキンググループを中心に授業の点検・評価を行い、授業の改善・向上に努めている。なお、その他の教養科目においても、簡単なリアクションペーパーなどの活用や「授業アンケート」の実施等により、授業の点検・評価を行い、それぞれに授業の改善・向上に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

教養教育においては、上記の通り、1年次・2年次ゼミ科目の「教養演習」、「保育総合演習」において、保育の専門教育への接続を図る導入・補習教育や個別的な学習支援・学生生活支援、ならびに、保育の専門就職への接続を図る職業教育と個別的なキャリア支援等を行っている。特に、2年次の「保育総合演習」においては、保育の専門就職をしっかりと見据えながら、「全体」での（2学年全員を対象とし、全ゼミ担当教員も参加しての）キャリア支援室長を中心として行われる職業教育と、「個別」での（各ホームゼミにおいての）少人数でのより個別的なキャリア支援とを有効に組み合わせを行っている。

専門教育においては、2つの大きな柱として、学内での各専門教育科目における「理論的・系統的な学び」と保育現場での実習における「実践的・体験的な学び」により、保育の専門的・実践的な知識・技術や保育専門職の職業倫理等も学び、つねに保育の専門就職を見据えた（その意味では）直接的・実効的な「職業教育」につながる一連の教育・指導を行っている。特に、各実習の事前・事後指導等を担う「実習指導」においては、4つの柱（①実習園・②園の子ども・③園の保育者・④自己、の理解）に関する実習課題の立て方・日々の目標の立て方など、保育実践をとらえる視点や各4つの柱（視点）における必要・重要事項に関する教育・指導、日誌の書き方・指導案の立て方などの実践的・技術的な指導等を行っている。あわせて、実習生としての学びの倫理や保育専門職の職業倫理に関する指導等々により、単なる実習の指導ということにとどまらず、実習のその先にある保育の専門就職に直結する専門的かつ実践的な教育・指導（まさに「実習に即した職業教育」）を行っているといえる。

職業教育の効果の点検・評価やそれに伴う改善に関して述べるならば、上記の内容も踏まえつつ、特に2年次ゼミ「保育総合演習」および2年次「実習指導」での取り

組みを挙げることができる。

まず、「保育総合演習」においては、「全体」（全学年対象）での職業教育と「個別」（各ゼミ）での個別のキャリア支援を有効に組み合わせ実施していることにより、全体での発信がどれだけ各学生に届いているのか（教育の効果・定着）の確認が比較的容易にできるようになり、各自の状態に応じた個別のきめ細かな対応も可能となっている。しかも、全専任教員のなかで、事前に（全体と個別で実施する）授業の内容・進め方等を共有していること（毎月の専任教員・FD会議において）や、全体の就職ガイダンスに（ほぼ全専任教員にあたる）全ゼミ担当教員も参加し、学生への指導内容を十分に把握・共有していること、また、キャリア支援室長が（同僚の）専任教員の兼務であることなどにより、（職業教育の全体を統括する）キャリア支援室長と各ゼミ担当教員とが密に連携し合うことが可能となっている。それによって、職業教育を全学的に進め、その点検・評価も、またそれに伴う検討・改善も全学的に行う体制ができてきているといえる。

あわせて2年次「実習指導」においては、各実習の事後の指導や対応において、実習日誌の記述方法や考察内容、部分実習・責任実習の指導案の内容、各学生の実習の振り返りとその自己評価（自己課題の明確化）等々についての点検・評価を十分に行っていると同時に、主として（学長が委員長を務める）実習委員会において、実習園からの評価の状況や、実習の未修了者の状況、実習指導（ひいては「実習に即した職業教育」）の内容の如何やその効果等々に関する点検・評価、およびそれに伴う改善・向上への取り組みがなされている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の「入学者受け入れの方針」は、学習成果にしっかりと対応しており、「愛と奉仕」の精神につながる「他者を理解し思いやる心」と「奉仕の心」をもち、「人と連携・協働する力」・「保育者としての社会的スキル」につながる「社会性」、「協調性」、「マナ

一を含めた社会常識」をもち、「強い目的意識」をもち「自ら主体的に学びに向かう力」をもっている人を求めている。

学生募集要項には、その冒頭に、「横浜女子短期大学のアドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」）」を掲載し、以下の内容を記している（提出-5, 6）。

横浜女子短期大学のアドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針「どのような人物を求めるか」）

本学の教育理念にある通り、人のため、社会のために「愛と奉仕」を実践、実現できる保育者を志し、本学(保育科)での学修を達成するために必要な学力を含めた諸特性を備えた人物を求めます。

「本学が求める人物像」は:

- 保育者をめざす強い目的意識をもっている
- 他者を理解し思いやる心をもっている
- 自ら主体的に学びに向かう力をもっている
- 保育者にふさわしい以下のような人柄・能力をもっている
 - ・明朗さ ・社会性 ・協調性 ・奉仕の心 ・マナーを含めた社会常識 ・自己表現力
 - ・国語力（特に文章表現力）

このように、心豊かで、社会性のある、コミュニケーション能力に優れた人に、ぜひ入学してもらいたいと願っています。

具体的に高校までに習得すべき内容等として、保育・幼児教育に携わる保育者になるということから当たり前のことと思いますが、

- ・コミュニケーションの基本である「挨拶」ができること
- ・社会的規範・ルールを順守することができるといったことも含めた「社会常識」を有していること
- ・自律的に心身の健康を維持する生活をおくっていること

を挙げておきます。

将来保育者として、子どもと関わるためにできるだけたくさんの知的な引き出しを用意しておくことも大切です。そのために、本学に入学してからも多くのことを学びますが、高校での学習の段階においても、3年間を通じて、特定の教科に限定することなく、幅広く、全教科に渡って、しっかり学習に取り組んでいることが大切になります。また、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状の取得要件となる科目を全て学習していく必要があることから、苦手な科目にも取り組もうとする基本的な学習姿勢、学習意欲を持っていることが重要になります。

そして、「本学が求める人物像」の項目にも掲げましたが、「国語力」は保育者にとって特に大切な能力です。保育の現場では、日誌など種々の記録・書類を作成し、連絡帳を書き、クラス便り等を発行することが日常的仕事に含まれていますし、実習でも日誌記録作成等は必須です。

このようなことから、現代国語、現代文に関連する科目の習熟度は概ね平均的水準以上であることが要件となります。（余裕がある人は、入学までに、漢字検定の少なくとも準2級、できれば2級の取得が望ましいでしょう。）

この方針が、(受験生の)入学前の学習成果の基本的内容を適切・明確に把握・評価しうるものかどうかに関しては、本学の学習成果の「認証される成果」が保育の資格・

免許を取得し「保育者となれること」であることを考えるならば、「保育者をめざす強い目的意識」や「保育者にふさわしい人柄・能力」の有無を基本的な評価基準とする、この方針による受験生評価は、学習成果から見ても最も基本的・直接的な評価視点ととらえることができ、その意味では適切・妥当なものと考えられる。

入学選抜の方法が、「入学者受入れの方針」に対応しているかどうかに関しては、どの入試においても、人物面の評価（保育者としての基本姿勢・適性・能力や保育学生としての適応可能性等に関する人物評価）と、学力面の評価（国語力（特に文章表現力）を重視した評価）の双方を行うことにより、当方針による評価内容をカバーできるように努めている。ちなみに、人物面の評価（つまり保育者および保育科学生としての人物評価）については、個人面接（教員2名が面接）を実施することにより、志願票・調査書等の書類（総合型入試の場合はエントリーシート）の記載内容と総合して評価している。

高大接続（改革）の視点とは、「高校と大学で一貫して有能な人材を育成する」ために「学力の3要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の育成を高校・大学と一貫してめざそうとするもので、そのために、大学入学者選抜においても、この「学力の3要素」を多面的・総合的に評価していこうというものである。本学の入学者選抜においても、この観点をふまえて、「保育者をめざす強い目的意識」をもち、「思考力・判断力・表現力」に優れ、「人と連携・協働する力」をもち「自ら主体的に学びに向かう力」をもつ人の多面的・総合的選抜を志向し、複数の入学者選抜方法を実施している。以下、2022（令和4）年度に実施した入学者選抜方法の一覧を示す（提出-6 学生募集要項 2023 を参照）。

（2022 年度実施）入学者選抜方法一覧

入 試 種 別		選 抜 方 法	出 願 要 件
総合型 選抜入試	体験型	総合型体験、体験レポート、面接・口頭試問、 エントリーシート(志願票、調査書等)	高校3年生と 高校卒業後2年以内の方
	小論文型	小論文、面接・口頭試問、 エントリーシート(志願票、調査書等)	
	自己アピール型	自己アピールプレゼンテーション、自己アピ ール作文、面接・口頭試問、エントリーシート	
学校推薦型 選抜入試	指定校型	面接・口頭試問、 書類選考(志願票、推薦書、調査書等)	指定校対象校の高校3年生の方 全体の評定平均値が高校ごとの基準値以上、 国語の評定平均値が「3.0」以上、履修した科 目に「1」がないこと
	公募型	面接・口頭試問、 書類選考(志願票、推薦書、調査書等)	高校3年生と高校卒業後1年以内の方 国語の評定平均値が「3.0」以上、履修した科 目に「1」がないこと
	同窓生ファミリー 入試	面接・口頭試問、小百合同窓会会員確認書 書類選考(志願票、推薦書、調査書等)	4親等以内の身内に、本学の同窓生がいる 高校3年生と高校卒業後1年以内の方 国語の評定平均値が「3.0」以上、履修した科 目に「1」がないこと

	地域特別型	面接・口頭試問、 書類選考(志願票、推薦書、調査書等)	神奈川県・東京都以外に所在地がある全日制 高校の3年生 国語の評定平均値が「3.0」以上、履修した科目に「1」がないこと
一般選抜入試		面接・口頭試問、小論文、 書類選考(志願票、調査書等)	高校3年生と高校を卒業した方
社会人入試		面接・口頭試問、小論文、 書類選考(志願票、調査書等)	高校卒業または卒業と同等の学力があると認められた20歳以上の方

授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内、本学公式ホームページ、学生便覧に明記している。

学生募集や入学試験に関する業務を専門に行うオフィスとして、「入試広報室」(総務部所属)を設置している。

受験の問い合わせなどに対しては、上記の入試広報室が日常的に対応しているが、問い合わせの内容によっては、入試広報室のみでの判断・対応が困難な場合には、入学試験委員長ないしは入学試験委員会に諮り、学校としての適切な対応に努めている。

学内での「キャリア支援・進学指導担当者説明相談会」や高等学校内進学ガイダンス、高等学校への訪問などの際には、各校進路指導担当教員らとの話のやり取りや聞き取りをできるだけ多くもてるように努め、話のなかで本学の入試広報・入試方法等についての率直な意見や要望、感想等もできるだけ聞かせてもらうように努めている(備付-11 参照)。高等学校関係者のそうした「生の声」も十分に受け止めながら、主として入学試験委員会において、入学者受入れの方針を定期的に点検・評価している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学習成果のうちの「育まれる資質・能力」と「認証される成果」(学位の取得、資格・免許の取得)とでは、それぞれのもつ具体性も、獲得可能性、測定可能性も、同様には考えることはできない。

学習成果のうちの「認証される成果」(学位の取得と資格・免許の取得)のほうは、明確で具体性のあるものである。また、基本的には2年間の学修で獲得可能になるということで、一定期間内での獲得が可能となっている。また、その獲得の有無も「結果」として明確になるものなので、その学習成果の獲得ははっきりと測定可能にもなっている。実際のところ、本学の志願者や学生たちが本学の学習成果として直接的に関心をもっているのは、こちらの「認証される成果」、つまり学位の取得(短期大学卒業)と保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得にあるのではないかと考えられる。

それに対して、学習成果のうちの「育まれる資質・能力」（「人としての基本的資質・能力」、「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」）については、その具体性や、測定可能性、獲得可能性は、上記の学習成果の場合のように考えられない。こちらの学習成果の場合には、基本的には、その「育まれる資質・能力」の育成につながる（そのために編成された）一連の教科目の成績評価の結果が、主としてこの学習成果の測定可能性、獲得可能性を担保するための指標となっているといえる。すなわち、基本的には、「横浜女子短期大学履修規程」、「試験規程」等に則った成績評価による単位取得の如何が、そこでの学習成果の獲得の如何にほぼ直結しているといえる。以上より強いていうならば、本学の既定のルール下での成績評価を厳守するならば、学習成果の「育まれる資質・能力」獲得の査定に関しても、一定の客観性・具体性、測定可能性、獲得可能性は、おおむね担保されるものといえるだろう。

しかも、（学習成果として直接的な関心事となる）「認証される成果」（学位の取得、資格・免許の取得）の獲得の可否自体も、結果として、この「育まれる資質・能力」の獲得状況（主としてその単位取得の状況）の査定により、決定されることになっているということである。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況を査定するための方針である、上記アセスメント・ポリシー（備付-13）によれば、学習成果としての「育まれる資質・能力」の直接的（量的）評価については、通算 GPA、GPA 成績分布（備付-34）、単位取得率、さらには学習ポートフォリオである「学修ファイル」（備付-15）などを、また、学習成果としての「認証される成果」の直接的（量的）評価については、卒業（学位授与）者数・率、資格・免許取得者数・率、専門就職者数・率、休学・退学者数・率などを活用している。

また、「育まれる資質・能力」の間接的・質的評価については、学生調査としての学生授業アンケート（備付-35）や学生生活アンケート、卒業生満足度アンケート（備付-24）を、また、学生による自己評価としての履修カルテ（自己評価シート、成績シート）（備付-9）や「二年間での学び・成長に関する振り返り：学習成果自己評価」とその分析（備付-14）などを、さらには、（卒業後の）外部評価としての卒業生アンケート（備付-26）や就職園アンケート（備付-25）などを活用している。

以上の通り、学習成果の獲得状況を査定するための（現時点で実施しうる）手だて

として、直接的（量的）評価にあたるデータと間接的質的評価となるデータを組み合わせた評価の方法を用いている。そして、学習成果の獲得状況のその主たる内容として、GPA 分布や卒業（学位授与）者数、資格・免許（保育証、幼稚園教諭二種免許状、両資格・免許）取得者数、就職状況（専門就職である保育所・幼稚園・認定こども園・施設の就職者数）などを、本学公式ホームページの情報公開において公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学は保育科単科という特性と、卒業生のほとんどが資格・免許を活かして保育現場に就職（専門就職）する関係で、就職先と実習先の施設がかなり重複したものとなっている。教員が実習の巡回指導等で園を訪問した際、その実習園が卒業生の就職先であることもしばしばである。したがって、そこでは、卒業生から直接、本学の教育の実効性等も含めた評価（卒業生として思っていることや率直な意見など）を聞く機会ともなっており、また、就職園（先）の立場で、本学の教員に対して、卒業生に対する評価、養成校である本学に対する要望等を直接伝えていただく機会ともなっている。また、実習園の施設長等職員と本学教職員との「保育実習懇談会」、「教育実習懇談会」も、（実習生のことと併せて）本学卒業生に対する評価、養成校である本学に対する要望等を直接聞く貴重な場となっている。

それに加えて、毎年、本学卒業生の就職先には直接依頼をして、「就職園アンケート」（備付-25）を実施している。アンケートの内容は、在職する本学卒業生の（保育者としての）「意欲・熱意」、「勤務態度」、「学ぶ姿勢」、「基本的な保育技術・技能」、「コミュニケーション技術」などを問うもので、併せて「本学卒業生に対する所感」ということでの自由記述もお願いしている。以下、過去3年間（2019年度～2021年度）の本アンケート結果の一部を紹介する。

就職園アンケート（2019～2021年度）より

設 問	回答項目	年度	2019年度 (n=121)	2020年度 (n=131)	2021年度 (n=123)
意欲・熱意	とても感じる		80	89	86
	感じる		33	28	29
	感じない		1	0	0
勤務態度	大変良い		77	83	81
	良い		32	33	31
	普通		5	0	6
	あまり良くない		1	1	0

学ぶ姿勢	大変良い	68	80	73
	良い	39	36	28
	普通	9	1	13
	あまり良くない	0	0	0
基本的な保育技術・技能	しっかり身につけている	80	96	92
	普通	34	22	22
	まだまだ未熟である	1	0	3
コミュニケーション能力	とても高い	49	69	60
	高い	53	36	40
	普通	14	15	17
	低い	1	1	0
回収数/発送数		121/638	131/628	123/636
回収率		19.0%	20.9%	19.3%

以上の他にも、本学同窓会（小百合同窓会）の事務局に本学の学内施設を提供しており、同窓会の役員会や会報編集会議、総会等も本学内で開かれるなど、定常的に本同窓会と連携していることや、また、本学保育センターの研修事業に年間を通して多くの（卒業生も含めた）参加者があることなどから、多くの幅広い年保育・幼児教育現場の様々な関係者から、本学の教育の実績や効果等も含めた、外部評価の声を得ることが可能となっている。

卒業生や実習園・就職園、その他外部の方々から聴取した、本学卒業生の保育者としての倫理面（意欲・姿勢等）や知識面（教養を含む）、（基礎技能等の）実践力などに関する賛否様々な声を真摯に受け止め、それらの特に共有すべき情報（そこに特に気になる課題等が見受けられる場合等）については可能な限り実習委員会や教育課程委員会等を経て教授会や専任教員・FD会議等において教職員間での共有を図るようにしており、その（外部の声）評価を、学校全体としての学習成果の獲得状況の点検にも活用するよう努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

現行の教育課程において、1年次と2年次の履修科目数（コマ数）の違いを、前期・後期の時間割表で確認し比較するならば、明らかに1年次の方の科目数（コマ数）が多く、時間割で見れば、1年次の場合、月から金までの1時限目から4時限目までの時間（コマ）がほとんど（空きがなく）詰まっている状態である。一方、2年次の方は、時間割に適度な空きの時間（コマ）がある状態である。

このような状態となったのは、2019年度からの現行の新カリキュラムになってからである。今回のカリキュラム改正に際し本学では、2年次の実習での学びが少しでも有意義なものとなるように、1年次での学び（特に保育内容の五領域の学びなど）の基礎を重視する方針から、現行のカリキュラム編成を行うに至ったということである。

だが、学生の負担感等も考慮するならば、再度、1年次・2年次の担当科目についての十分な検討が必要となっているといえよう。また、保育士養成と幼稚園教諭養成の双方のカリキュラムにおいて、(例えば、「障害児保育」と「特別支援教育の基礎と方法」の一本化を図るなど)さらにカリキュラムの精選に向けた有効な手立てがないかどうかの十分な検討も必要となっている。

また、2年次のカリキュラムの場合は、1年次に比べれば、科目数(コマ数)は少なくなるものの、保育・教育実習の日数確保の関係から、半期15回の授業回数の確保が難しくなっているため、それを補うために土曜日や祭日に行く授業がとて多くなっている。この状況を改善するためには、現行の1コマ90分制を例えば100分制に改定し、授業回数を半期15回から14回(正確には13.5回)に削減するなどの思いきった措置を検討する必要も出てきている(現在、4年制大学を中心に多くの大学が授業時間の検討・移行を図っている状況にある)。

さらに、学生支援という観点からは、本学でも、長期履修制度の導入に関する真摯な議論・検討を行っていく必要があるかもしれない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

「教養科目」における本学独自の卒業必修科目である(2019年度から新設の)、少人数制ゼミ科目の「教養演習」(1年)と「保育総合演習」(2年)の2022年度における授業展開内容の概要を以下に示す(備付-17、18)

●「教養演習」(1学年通年、演習1単位)の授業展開内容(2022年度)

(前期：授業内容)

回数	月日	授 業 内 容
1	4/6	【全体】「修養会」 「本学で学ぶにあたって～創立者 平野恒 先生について～」(教授 岡本眞幸) 「保育は素敵な仕事 ～保育の仕事に喜びを感じたとき～」(元教授 佐野眞弓)
2	4/25	【全体→ゼミ】 教養演習前期ガイダンス(授業内容、評価方法等) 「あなたが学ぶ学校とは」「あなたはどんな人ですか」(pp.10～13) ⇒ 各ゼミで(自己紹介等)
3	5/9	【全体→ゼミ】 キャリアガイダンス①(養成校2年間の目標と将来就きたい職業・仕事) ⇒ 各ゼミで「将来の進路」「キャリアデザインシート～なりたい自分の姿」(pp.14～15)
4	5/23	【ゼミ】 学生生活のデザイン 自己管理しよう(時間の有効利用、食生活等)(pp.16～23)
5	6/13	【全体→ゼミ】 「短大での学び」(岡本)、「授業を受けるマナー」(トムソン)、 「情報モラル」(鶴野澤) 各教員からの話 ⇒ 各ゼミで討議とまとめ
6	6/18 (土)	【全体】(小百合合同窓会行事に参加) 秋田民話 語り部(昭和45年卒業生による) 人形劇団かもめくらぶ(平成13年卒業生有志による) 「自校教育について」(名誉教授 船田松代 先生)

7	6/20	【全体】 学びの成果の整理・収集のためのガイダンス ～学びのポートフォリオ「学修ファイル」作りについて～
8	6/27	【全体→ゼミ】 基礎的マナーや言葉遣いについて ⇒ 各ゼミで討議とまとめ
9	7/25	【全体→ゼミ】 キャリアガイダンス②（就職ガイド配布） 9月教育実習に向けて 秋季特別研修の説明 ⇒ 各ゼミで詳細連絡・確認・活動

(後期：授業内容)

回数	月日	授 業 内 容
10	9/27	【全体→ゼミ】 秋季特別研修事前学習
11	9/28	秋季特別研修～金沢動物園見学（ゼミ単位で）
12	9/29	【全体→ゼミ】 秋季特別研修～興味関心をもった動物について、表現して楽しむ
13	9/30	【全体→ゼミ】 秋季特別研修～興味関心をもった動物について、表現して楽しむ
14	10/17	【全体】 教養演習後期ガイダンス（授業内容、評価方法等） 履修カルテ（自己評価）の実施
15	10/24	【全体→ゼミ】 学びのポートフォリオ「学修ファイル」
※16	11/7	【全体→ゼミ】 図書館活用レポート説明 ⇒ 図書館オリエンテーション ⇒ 文献検索・レポート作成
※17	11/14	【ゼミ】 参考文献の書き方の確認 ⇒ レポート作成 ⇒ レポートの内容発表、提出
※18	11/21	【ゼミ】 言語表現の学び（わかりやすい文章の書き方、基礎的な漢字の読み書き） (pp. 44～53)
19	12/14	【全体】 附属幼稚園クリスマス会见学
20	1/16	【全体→ゼミ】 初年次の振り返り（授業の取り組み、自己診断、アンケートなど） (pp. 132～134) キャリアガイダンス③（「就職ガイド」持参）／ 定期試験の連絡・注意事項等

※第 16～18 回の授業日程についての詳細は、以下の通り

⇒ 図書館活用レポート：授業日程（第 16～18 授業）

回数	Aグループ	Bグループ
16 (11/7)	図書館活用レポート① 集合：合同教室 持ち物：筆記用具、ワークブック、 ライブラリーカード	言語表現の学び 集合：各ゼミ教室 持ち物：筆記用具、ワークブック
17 (11/14)	図書館活用レポート② 集合：各ゼミ教室 持ち物：筆記用具、ワークブック	図書館活用レポート① 持ち物：筆記用具、ワークブック、 ライブラリーカード

18 (11/21)	言語表現の学び 集合：各ゼミ教室 持ち物：筆記用具、ワークブック	図書館活用レポート② 集合：各ゼミ教室 持ち物：筆記用具、ワークブック
---------------	--	---

Aグループ	Bグループ
横森ゼミ（5名）、篠原ゼミ（5名） 滝口ゼミ（4名）、兼子ゼミ（5名） 渡邊ゼミ（4名）、鶴野澤ゼミ（5名） トムソンゼミ（5名）	北本ゼミ（4名）、堀内ゼミ（5名） 本田ゼミ（5名）、佐久間ゼミ（5名） 石山ゼミ（5名）、平澤ゼミ（5名）
合計：学生 33 名、教員 7 名	合計：学生 29 名、教員 6 名

●「保育総合演習」（2学年通年、演習1単位）の授業展開内容（2022年度）

（前期：授業日程）

	回	日	授業形式	内 容
ホームグループ HG	1	4/8	全体	授業ガイダンス キャリアガイダンス① 公務員試験対策 履修カルテ（自己評価シート）の記入
	2	4/15	ゼミ	ゼミ形式の学習活動 ～ 個人カルテの記入、「自分を見つける」、履歴書の記入練習
	3	5/6	全体	横浜市幼稚園協会説明会
	4	5/13	全体	就職模擬試験（学研）
	5	5/20	全体→ゼミ	資格免許について キャリアガイダンス② 履歴書清書／就職アンケート
	6	5/27	全体	キャリアガイダンス③ 就職に関する実習前の注意事項 他
	7	6/3	全体	横浜市私立保育園ガイダンス
	8	7/1	全体	キャリアガイダンス④ 「就職ガイド」配布・解説、求人票のアップについて
	9	7/15	全体	特別研修について 就職模擬試験の振り返りと履歴書清書の修正
	10	7/22	全体	本学関連園就職説明会（横浜市保育園ガイダンス）

（後期：授業日程）

	回	日	授業形式	内 容
ホームグループ	11	9/28	全体	秋季特別研修オリエンテーション
	12	9/29	全体	秋季特別研修（テーブルマナー講座）
	13	1/27	全体	卒業生による講演会 ～ 社会人になる皆さんへのメッセージ～

専 門 ゼ ミ	10/7	各専門ゼミ	ゼミ形式の専門学習活動（選択制） ※専門ゼミの各グループに分かれて、 保育者になるための資質向上を図る ※授業回数は最低5回（6回でも可とする）
	2回目以降は各ゼミで日程調整		

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

◆提出資料

- 1 学習便覧（2022年度）
- 3 大学案内（2022年度）
- 4 大学案内（2023年度）
- 5 学生募集要項（2022年度）
- 6 学生募集要項（2023年度）
- 7 『授業内容』（2022年度）

提出資料-規程集

- 26 横浜女子短期大学学則
- 44 横浜女子短期大学履修規程

◆備付資料

- 15 学修ファイルに関する資料
- 22 就職ガイド（2022年度）
- 27 入学生連絡説明会資料
- 28 入学前教育資料
- 29 新入生オリエンテーション資料
- 30 履修ガイダンス資料
- 31 修養会プログラム（2022年度）
- 35 学生授業アンケート関係資料

備付資料-規程集

- 54 横浜女子短期大学「平野恒」奨学金規程
- 55 横浜女子短期大学「平野恒」奨学金施行細則

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

各教員は、『授業内容』（シラバス）（提出-7）において、その担当科目の「授業の到達目標及びテーマ」を示している（上記 pp.46～48 各科目の学習成果との対応表も参照）。また、「学生に対する評価」を明示し、「学位授与の方針」に基づく成績評価基準（学則第 23 条、横浜女子短期大学履修規程で詳細規定）（提出-規程集 26、提出-規程集 44）に則り、学習成果の獲得状況（達成度）の評価を厳格に行っている。そして、担当科目の学習成果の獲得における、各受講者の達成度と受講者全体の達成状況（単位履修状況や秀・優・良・可・不可の比率等）の把握に努めている。

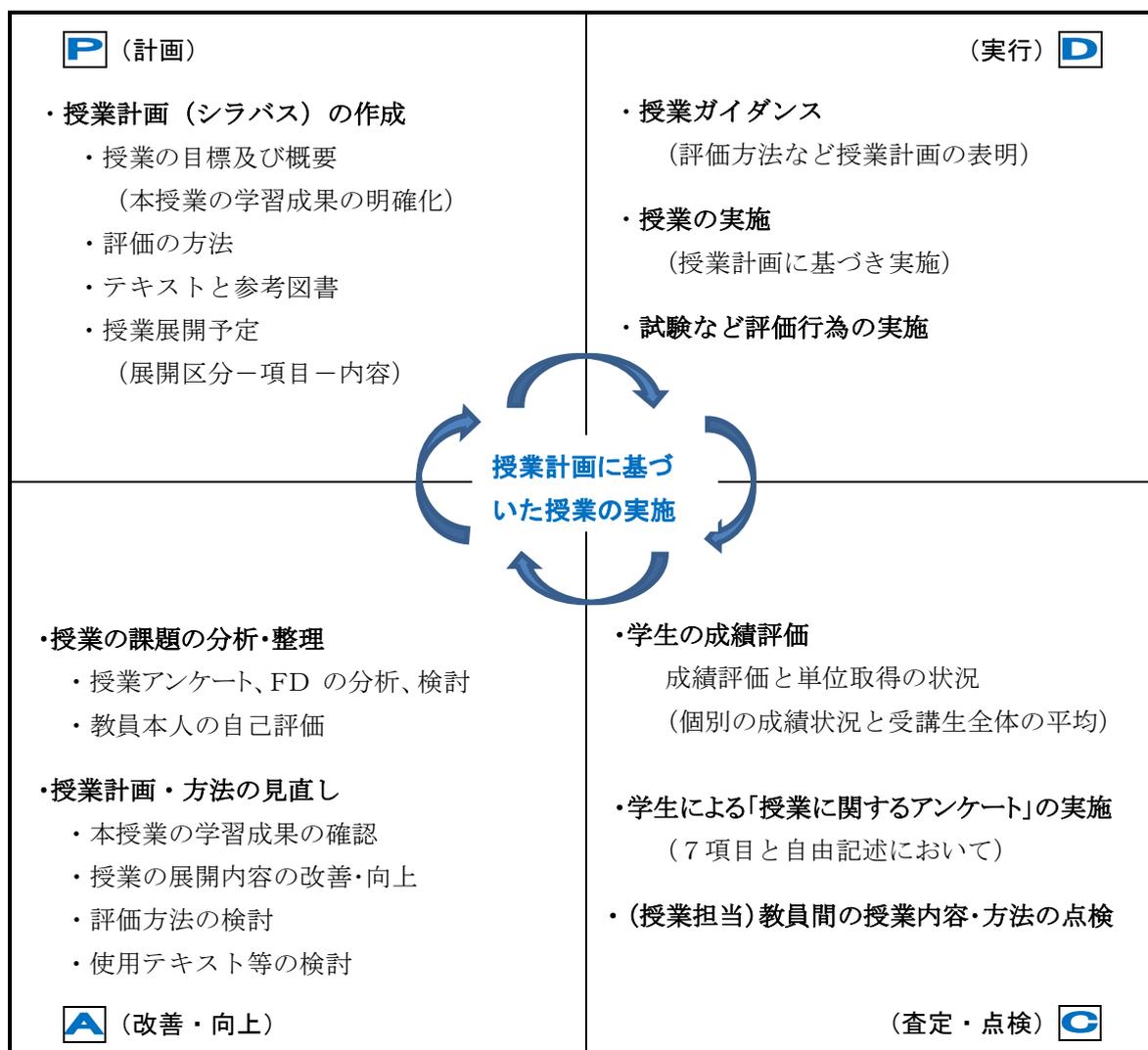
専任だけでなく非常勤も含めてすべての教員が、授業の全体内容（内容面や方法面等）の点検・向上のため、定期的に（半期科目は 15 回目の授業時、通年科目は 30 回目の授業時に）学生による「授業に関するアンケート」を実施している（備付-35）。評価項目は、①「授業の開始・終了時刻が守られていた」かどうか、②「教室内の秩序が保たれていた（私語などで他人に迷惑をかける学生に対する適切な指導等がおこなわれていた）」かどうか、③「先生の話し方、声の大きさも明確だった」かどうか、④「教材（教科書、資料、プリント、ビデオ等）を効果的に活用していた」かどうか、⑤「よく理解できる授業だった」かどうか、⑥「授業の内容が充実していた」かどうか、⑦「授業で学ぶことに興味や関心が持てた」かどうか、の 7 項目とその他の特記事項（自由記述）からなる。7 項目はそれぞれ 5 段階（5～1）で回答され、その評価点の平均値が算出される。そのアンケート結果は、（出てきた結果そのままに）それぞれの担当教員に通知される。各教員は、その評価結果を真摯に受け止め、授業の全体について（特にその内容面、方法面において）細かく点検し、授業内容・方法の改

善を図り、それを次のシラバスの内容にもつなげている。さらに、その評価結果において特に看過できない問題があると判断される場合や学生からの緊急の要望等が大学に伝えられた場合などには、必要に応じて学務部長により、(至急の)問題状況把握や改善要請等を行うようにしている。

同一科目を担当する教員間では、日常的に授業の内容・方法やその進捗状況、学生の様子や反応、試験や評価等について、互いの意思疎通や協力・調整を図る努力がなされている。また、『授業内容』(シラバス)の内容から、関連する領域の授業の概要を把握しながら、関連し合う科目の担当教員同士でも、必要に応じて授業内容の確認・調整を行っている。また、研究室の配置においても、専門領域の近い教員同士を極力近づけて配置するよう調整し、教員間の意思疎通や協力体制を作りやすくする配慮をしている。

(本学における「授業改善のPDCAサイクル」については、以下の図を参照のこと)

図Ⅱ-1 (半期及び通年の)授業改善のPDCAサイクル



(参考) 実際には、各教員は、毎授業時間ごとに授業の改善(微調整)を繰り返し、授業の充実・向上に努めている(その意味では、毎時間ごとに小さなPDCAサイクルが繰り返されていると言える)。

保育科単科の短期大学として、特に専任教員は、学校全体としての教育目的・目標と学習成果を十分把握するように努め、学生への、履修方法や卒業要件、資格・免許の取得等に関する指導・支援ができるようにしている。そして、担当授業の学習成果の、学校全体での位置づけとその達成度を可能な限り把握できるよう努めている。

事務職員の業務は、学校法人白峰学園事務組織規則により分掌されているが、学習成果獲得に対する事務職員の貢献ということに関しては、学生に対する教務支援を行う教学課と学校生活上の諸支援を行う学生課、ならびに学生の進路に関する指導・支援を行うキャリア支援室が、その中心的な役割を担っている。とりわけ、教学課は、各教員と協力し、全学生の授業出欠状況を毎回チェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めにピックアップし対応・支援していくために、担当教員や学生課、キャリア支援室などとの連携を図る役割を担っている。

事務職員の教育目的・目標の達成状況（学習成果の獲得状況）に対する把握・評価に関しては、教学課や学生課等を統括する学務部の部長と総務部の部長が自己点検・評価委員会の推進委員でもあり、事務の各部署の責任者も自己点検・評価委員会の委員であることから、学生の単位履修状況の把握や、（入学者の）卒業達成率、資格・免許の取得率、専門就職率等々、教育目的・目標の達成状況（学習成果の獲得状況）に対する把握・評価が十分に行われている。

事務職員の学生の履修及び卒業に至る支援に関しては、学生が着実に単位履修でき、無事に卒業と両資格免許の取得ができるように、全学生の授業の出欠状況などもチェックしながら、教学課を中心に学生課、キャリア支援室等が連携を図りながら、学生の支援にあたっている。特に欠席の多くなっている学生に対しては、学生課が早期にコンタクトをとり、個別に支援を行っている。また、教学課では、履修登録の際、再履修科目のある学生に対しては、履修相談を実施しており、対象となる各学生の履修希望内容を丹念に確認し、必要に応じて個別の履修登録案（時間割モデル）を作成し提示しながら、丁寧に対応・指導している。また、キャリア支援室では、資格・免許を活用した専門就職に向けて、全学生を対象に、個別面談による指導・支援を実施しており、また必要に応じた随時の個別相談支援も行っている。

図書館には2人の司書が配置されており、学生の学習向上のために以下のような支援を行っている。

- ① 「教養演習」における授業内ガイダンスの実施、
- ② （教員と連携した）レポート作成のための指定図書リストの作成・配布
- ③ 図書館報の発行（年2回）、
- ④ 利用奨励のための実習前のキャンペーン実施（年3回）、
- ⑤ 『授業内容』に掲載された科目のテキスト・参考書や授業内で使用する図書の（教員へ）の確認等による、館内に用意すべき図書（とその部数）の確定・配備 など

また、学生の図書館利用の利便性を向上させる目的から、図書館委員会を組織し、定期的な協議の場をもっている。

学生の自主的学習の促進を図る目的から、図書館に加え、コンピュータ教室の利用も積極的にすすめている。「保育内容研究」、「保育・教職実践演習(幼稚園)」、「保育実習指導」等の授業では、授業内での学生のコンピュータ教室の利用も行っている。

なお、教職員は、教育効果の向上や学生支援の充実を図るため、日々コンピュータ利用技術の向上に努めている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、入学手続者を対象として、「入学前教育」のプログラムを1月中旬に実施し、さらには、入学間近の3月下旬に「入学生連絡説明会」を行っている。

「入学前教育」では、「入学準備講座」として「本学で学ぶこと」、「保育学生になるための学びと準備」、「ピアノ講座」（特に初心者講座）などのプログラムを実施し、各自が自宅で行う課題（国語力アップのための課題）も（提出期限を設定して）配布している（備付-28）。また、入学前に確認ができ自主練習も可能となるよう、授業で使用するピアノ教材（テキスト）をその際に事前に販売している。なお、この「入学前教育」は、1年次ゼミ科目の「教養演習」の授業内容の一環として位置づけており、ここでの内容が、入学後に行う「修養会」やその後の授業内容にも接続していくように検討され設定されている。

「入学生連絡説明会」では、入学に当たっての必要な諸連絡を行い、入学に際しての不安感を軽減し、かつ入学に向けての心構えを育むと同時に、その他の入学時に必要な各種事務連絡等を行っている（備付-27）。

入学者に対する学習・学生生活のためのオリエンテーション等に関しては、入学直後において、新入生オリエンテーションのプログラムが組まれており、今後の学生生活や（単位履修等）学習の全般について、学務部（学生課、教学課、キャリア支援室、保健室）、

総務部、図書館の各職員や、クラス担当等の教員も交えて説明がなされる（備付-29）。さらには、「修養会」が行われ、「入学前教育」での「本学で学ぶこと」などを踏まえて、「本学で学ぶにあたって～創立者・平野恒先生について」、「保育は素敵な仕事～保育の仕事に喜びを感じたとき～」などの教員の講話、さらには親睦のためのプログラム等を通して、建学の精神の「愛と奉仕」の精神に基づく本学保育科での2年間の学生生活への方向づけがなされる（備付-31）。

また、年度初めには、学生便覧や『授業内容』、時間割表、履修登録用資料（備付-30）を配布している。それらのプログラムや配布物等を通して、本学での2年間の学びへの見通しをもたせ、この2年間で獲得される学習成果と、その所定の基準を修めることにより獲得される（「認証される成果」としての）学位取得、資格・免許取得（およびそれに伴う専門就職）について、個々の学生の理解を促している。それにより、学生各自の本学での学びへの目的意識を高め、学習意欲の喚起を図っている。

科目選択の指導においては、履修登録ガイダンスの際に、配布される『授業内容』（シラバス）、時間割表、履修登録用資料を活用して、選択科目の一覧とその履修要件（必要な単位数等）を明示し、各選択科目の授業内容をシラバスで調べさせ、時間割表で授業時間のチェックもさせている。それにより（現実的には資格・免許取得のため必修科目が大部分ではあるが）学生各自が自分の希望に沿いながら自主的に科目選択ができるように指導している。なお、新2年生で再履修科目が複数ある学生に対しては、教学課職員が中心となって、各自の履修希望内容を丁寧に確認しながら、個別に対応・指導している。

基礎学力が不足する学生への対応に関しては、それぞれの授業科目において、必要に応じて特定の学生を対象として、補習等の補完的教育プログラムを実施している。その際は、補習的な課題を課し、課外の時間等を活用して指導することで対応している。基礎学力に欠ける学生等に関する情報は、教授会後の専任教員・FD会議の場で、相互共有を図るようにしている。また、（基礎学力不足というのではなく）公私の特別な理由（忌引きや実習・就職関係等）で欠席が多くなり、結果的に、授業内容の基礎的理解に支障をきたす恐れのある学生に対しても、各授業の担当教員が、放課後等の時間を利用して、必要に応じて補習等の補完的学習の支援を行うようにしている。

学生の学習上の問題・悩み等に対して指導助言・支援を行う体制に関しては、小規模な単科の短期大学という点を活かして、学習上の質問や悩みのある学生には、各教員ができる限り個別に対応するよう努めている。特に昼休みや放課後の時間帯には、可能な限り随時対応するよう努めている。学校としては、ゼミ担当やクラス担当、（各教員の）オフィスアワーなどを設定し、心理相談室も設置している。教学課、学生課、保健室、キャリア支援室、図書館等も、可能な限り学生の学習上・学校生活上の問題・悩み等への相談支援を行っている。さらには、教学課と各教員とが協力して、学生一人ひとりの授業出欠状況をチェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めに把握して、早期に働きかけていく取り組みも行っている。

学習進度の速い学生や優秀（学力・技能等が優れた）学生に対する学習上の配慮や学習支援に関しては、とりわけ音楽の科目において、その取り組みがなされている。すなわち、「保育環境構成技術（音楽）Ⅰ」・「保育環境構成技術（音楽）Ⅱ」においては、

個別での指導の際は、各自のピアノの習熟度のレベルに応じて、その力をさらに引き出し伸ばしていこうとする指導がなされている。またその他には、「学習ポートフォリオ」として、2022年度より、これまで「実習指導」に関する授業内で作成させていた「マイ・ノート」に代わり、全学的な取り組みとしての「学修ファイル」の作成が始まったところだが（備付-15）（今はまだ多分に試行錯誤的で、各自の裁量度が十分に保証された状態とはいえないが）、今後のさらなる改善により、ファイル作成の一定レベルの目標は設定しつつ、各自の裁量を保証し、作成目標の上限は各自のもつ能力や嗜好等により柔軟に設定できるよう工夫することなども構想され検討されている。そうなれば、学習進度の早い学生、優秀（学力・技能等が優れた）学生が、学習意欲をそがれることなく、その能力に応じた学習活動を可能にしていくことが大いに望まれるところである。

なお、本学では留学生の受け入れは行っていない。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障害者の受入れのための施設を整備するなど、障害者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援に関しては、事務組織としての学務部学生課が、学生生活に関わる総合的支援の窓口として、その実務、事務を中心的に担っている。教員組織では、学生生活支援のあり方を検討する役割は、学生生活・キャリア支援委員会を中心に、教授会、専任教員・FD会議が担っている。また、ゼミ担当やクラス担当、オフィスアワーを設置することにより、学生の学習支援や学生生活支援の窓口を複数設置し、学生が相談しやすい体制となるよう努めている。

クラブ活動への支援に関しては、クラブ活動委員会が中心となり、各クラブ・サークルの顧問(教員)も協力して、学生の自主的活動を支えている。コロナ禍のなか、2020～2021年度の2年間は、クラブ・サークル活動を一切停止していたが、2022年度より、活動の再開を行っている。また、学校行事の実施においては、各行事とも授業内での運営・実施がなされており、基本的には学生たちの主体的な参画において実施されているが、こちらも、コロナ禍のなか、ほとんどの行事が中止となっている。(中止になっている主な行事は、美しき躍動、運動会、保育まつり、卒業を祝う会などである。)

学生のキャンパス・アメニティへの配慮としては、学生の休息と学生同士のコミュニケーションを図る場として「ラウンジ」を設置している。学内に食堂、売店の設置はない。これまで、地域の障害者の事業所に協力する形で、そこで製造されたパン類を昼休みに販売したり、ファミリーマート(コンビニ)のおにぎりや弁当、パン、サラダ、ヨーグルト、菓子類の自動販売機を設置したりはしたが、いずれも、採算に見合うだけの十分な利用数が確保できず、いずれも打ち切りの状態となっていた。だが、学生からの根強い要望も出されていたことから、学生のためということで、2023年4月からは、ミニストップの置型コンパクトストア「pocket」を学内に導入し、そこに飲料やパン類、各種お菓子類等を置いており、各自がセルフレジで購入できるようにしている。

学校として設置している学生寮等はない。ただし、学務部学生課では、必要に応じて不動産事業者を紹介するなどの情報提供を行っている。

なお、本学は最寄りの駅であるJR港南台駅からは徒歩5分の至近距離に位置することから、通学のための便宜については特に講じていない。

本学では、本学学生の修学の奨励・支援を目的として、独自に「横浜女子短期大学「平野 恒」奨学金」制度を設けている(備付-規程集 54, 55)。それには、「平野恒給付奨学金Ⅰ類・Ⅱ類」、「特別給付奨学金」、および「緊急給付奨学金」がある。対象人数、給付額等は下表の通りである。

(横浜女子短期大学「平野 恒」奨学金)

奨学金の種類	対象	資格	給付時期・金額	人数
平野恒給付奨学金Ⅰ類	在学学生	成績優秀者*1	1年生後期 10万円	学年・学期ごとに原則1名
平野恒給付奨学金Ⅱ類(新設)		学生支援機構給付奨学金奨学生、あるいは申請中の者	2年生前期 10万円 2年生後期 10万円	学年・学期ごとに原則1名
特別給付奨学金	社会人入学生	社会人入試合格者	入学時期 10万円	希望者全員
緊急給付奨学金	在学学生*1	緊急に経済的支援を必要とする者*2	50万円	年度ごとに若干名

*1 1学生に対する給付は在学中1回に限る

*2 他の奨学金制度等を活用してもなお経済的に困難な学生への支援に限定する

学生の健康管理に関しては、学務部保健室がその役割を中心的に担っている。保健室には、看護師・助産師の免許を持つ専任講師（2023年度より准教授）が在室している（本教員の授業時間中や研究日等、不在の際は、学生課職員がその代わりに務めている）。以下に、保健室での学生の健康管理に関する主要な業務を示す。

・定期健康診断の実施

実施時期	検査内容
春季(4月)	身体計測、視力検査、聴力検査、内科的診察、胸部X線検査、血圧測定、尿検査、健康度検査、風疹抗体価検査

- ・健康相談の受付、対応
- ・体調不良やけがなどに対する応急対応・処置
- ・予防接種に関する情報管理及び必要な処置
- ・実習前の検便(必要によりぎょう虫検査)、結果の管理 等

メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制としては、心理相談室を設置し、臨床心理士であるカウンセラーが対応している。それにより、学生課、教学課、キャリア支援室、保健室、ゼミ担当、クラス担当、その他各教職員等が対応した学生の抱える問題のうち、心理的・精神的に複雑な問題を含む、より専門的対応が必要と思えるケースについては、心理相談室のカウンセラーにつないでいくことが可能となっている。

このように学生課、教学課、保健室の他、ゼミ担当やクラス担当、オフィスアワー、キャリア支援室、心理相談室の設置等、学校として、学生支援（学習支援・学生生活支援・キャリア支援等）に対応しうる多くの相談窓口を用意することで、学生の生の声や思いをできるだけ拾い上げられる支援体制を整備するように努めている。また、各教職員においても、個々の学生の声にしっかりと耳を傾ける姿勢をもつよう学校全体としての意識の共有を図っている。

社会人学生の学習への配慮に関しては、その学生の年齢がかなり高い場合や母親として幼少の子どもを抱えている場合などには、特に実習の配属等において十分な配慮をするよう心掛けている。すなわち、できるだけ附属幼稚園や関連実習園（姉妹法人である社会福祉法人白峰会の4施設のいずれか）に配属すると同時に、特に宿泊実習となる保育実習Ⅰ（施設）の実習においては、その配属時期についても、本人の意向を確認し配慮するように努めている。

障害をもつ学生への支援体制としては、まだ十分な受け入れの体制は整っていないが、ごく限られた場所からではあるが、スロープや障害者用トイレを設置するなど、その対応にあたっている。

なお、長期履修制度については、今は特に行ってはいないが、学生支援の観点より今後においてその制度導入の可否について議論や検討が行われている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献・ボランティア活動等）については、本学の建学の精神が「愛と奉仕」の精神により「社会に貢献する人材を育成する」ことを重んじていることから、学校としてはそうした地域・社会に役立つ諸活動への参加を大いに評価している。そして、基準Ⅰ-A-2（地域・社会への貢献）p.23でも記した

ように、学生・教職員のボランティア活動等の社会的活動についてはこれまでも大いに奨励し支援してきている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

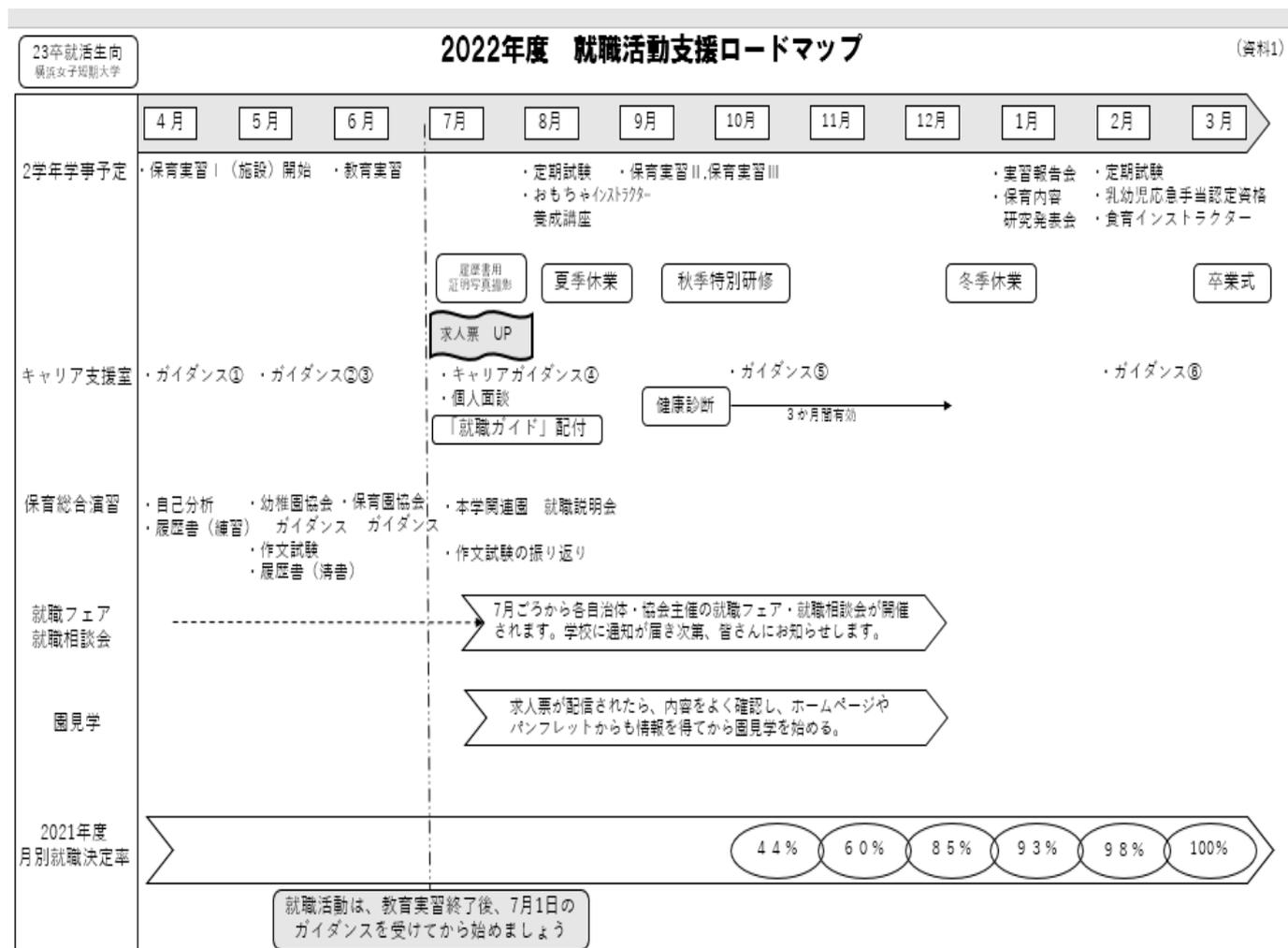
就職支援のための学内組織としては、キャリア支援室を設置し、そこに専属の教職員を配置している。キャリア形成の最も大切な第一歩となる、希望の職種・職場への就職は、学生に対する日頃からの継続的な支援の努力の結果に結びつくものとの思いから、キャリア支援室ではできる限り日々のきめ細かな指導を心掛けている。特に近年の学生の状況からみて、一人ひとりのケースに合わせた個別的な指導がさらに必要であることも実感している。また、求人先と応募する学生の橋渡し役として、学生の希望に沿って求人情報を紹介し、学生に迷いがある場合には相談に乗り、希望に応じた提案をし、最終的には学生自身が決断できるように指導することを大切にしている。

就職の情報提供については、本学ホームページよりユーザー名とパスワードを入力の上求人票を閲覧できるようなシステムを導入しており、掲載される求人票も定期的に更新している。

本学は保育科単科の短期大学であり、教育理念、教育目標が示すように、学生には入学と同時に保育士証、幼稚園教諭二種免許状の両資格・免許を活かした専門就職を目指す方向で意識づけを行っており、就職ガイダンスでは以下のような指導計画を設定し指導している。

学生向け就職支援						
		4月	5月	6月	7月	8月・9月
前期	1年	キャリアガイダンス①	キャリアガイダンス②	実習園情報提供	キャリアガイダンス③	公務員試験について
		修学資金希望者募集	保育関係アルバイト斡旋	修学資金希望者募集	「就職ガイド」配付・解説	
		公務員試験について		「就活支援ロードマップ」配付		
	2年	キャリアガイダンス①	キャリアガイダンス②	キャリアガイダンス③	キャリアガイダンス④	個別相談対応
		修学資金希望者募集	横浜市幼稚園ガイダンス	横浜市保育園ガイダンス	個別面談（15分/人）	個別対応（面接練習・相談）
		公務員試験について	「学研」作文テスト	「就活支援ロードマップ」配付	本学関連園ガイダンス	
		就職フェア・相談会の案内	履歴書用写真撮影	「就職ガイド」配付・解説		
				「求人票」のアップロード開始		
		10月	11月	12月	1月	2月・3月
後期	1年	修学資金希望者募集			キャリアガイダンス④	実習園情報提供
	2年	キャリアガイダンス⑤	個別対応（面接練習・相談）	個別対応（面接練習・相談）	キャリアガイダンス⑤	キャリアガイダンス⑦
個別対応（面接練習・相談）				就職に向けての講演会開催	研修等の留意事項	
		受験に関する個別指導			就職に関するアンケート	就職に向けての準備と心構え

(特に2学年対象の年間就職支援計画は、以下の通りである。)



キャリア支援室では、1年次より、自分自身を振り返って自分を知り、将来の自分の姿をイメージすることが第一歩であることを伝えている。そして、指導計画表にもあるように、長い休みを利用した保育所等でのアルバイトやボランティアへの参加も奨励している。

2年次においては、年度の早期に全員を対象とした就職アンケートを行ったうえで、個々の学生に対し面接室にてキャリア支援室担当職員が面談(個別面談)を行っている。そしてその後も継続的に、就職アンケートをもとに、現在の履修状況・生活状況に応じたアドバイスや、希望する就職先に関する種々の思いや不安等についての相談・支援など、学生一人ひとりと向き合い、個別のニーズに応じた対応を行っている。こうした個別対応は、就職内定時までにとどまらず、随時卒業時まで継続している。また、内定先とのトラブル等が生じた場合にも随時対応している。

キャリア支援室は事務室の向かい側にあり、最新及び過去数年にわたる就職関連資料(特に当該年度最新の求人票、各園のパンフレット、卒業生の就職活動報告書、公

務員試験参考書等)が保管されており、いつでもそれらの資料の閲覧が可能となっている。

また、学生の往来が多い2階の教室前の廊下には、時期によって、幼稚園や保育所、児童養護施設などのアルバイトやボランティアの求人、就職フェア・相談会等の情報提供のための掲示も行い、学生の就職活動に少しでも役立ててもらえるよう配慮している。

さらに、就職活動が本格化する時期には、時間を延長してキャリア支援室を開放し、随時、個別の相談支援等にも応じている。

学生の資格取得に関しては、単位履修が確実にできるよう授業の出席数や提出物の状況等について教員や担当部署である教学課とも連携を図り確認をしながら、支援・指導にあたっている。

就職試験の対策の一助として、毎年、業者に依頼をして作文と一般常識の就職模擬試験を実施している。その際、作文の模擬試験については2学年全員を対象とするが、一般常識は希望者のみとしている。1学年の場合はどちらも希望者のみとしているが、1, 2学年共に公務員試験をめざしている学生には、作文・一般常識の両方を積極的に受けるよう促している。

就職試験でピアノや図画工作などの実技試験がある場合には、できる限りそれぞれの担当教員をお願いをして、個別の指導やアドバイスを行ってもらっている。

就職状況については、学生には逐次就職活動の状況をキャリア支援室担当に報告するよう周知しており、学生からの報告を随時集計分析し、前年度の同時期との比較等も行い、当該年度の状況を把握分析し、必要に応じて追加的支援・指導等の対応を検討・実施している。また、毎月行われる教授会において、就職状況の現状(分析)報告をし、全教職員の情報共有を図り、次年度に向け就職キャリア支援の充実・改善にもつなげている。

毎年3月に入ると、その年度の就職状況を振り返り、新年度に向けての「就職ガイド」の見直し、修正を行っている。ガイドの内容としては、「就職活動にあたって」から始まり、「過去5年間の就職決定状況」、「過去5年間の幼稚園・保育所・施設の求人数」、「公立受験状況」、「先輩からのメッセージ・アドバイス」、「就職試験内容」、「就職活動を振り返って」など、就職活動に際して重要なポイントとなる卒業生からの情報を有効かつ的確に盛り込むように工夫している。この約90ページの小冊子の内容が、本学の就職(活動)への理解を深め、また、その大切な指針となるよう、新年度初めには1・2学年全員と教職員全員に配布している。また、在学生の父母等に対しても毎年行われる横浜女子短期大学協力会(これは本学学生の父母等を中心に構成される教育支援組織)の総会の際に配布し、幼保等保育現場への就職についての理解を深めてもらっている(備付-22)。

なお、他大学への編入学など進学希望の学生には、入手可能な情報をできるだけ集め確認し、学務部長が対応し、必要に応じて専攻分野の関連領域の教員が個別に試験の対策などを行っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学習指導要領の「主体的で対話的な深い学び」や、高大接続の学力の3要素のうち「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」、高等教育のグランドデザイン答申の「学修者本位の教育への転換」など、今後の教育の動向において特に重視され強調されているキーワードは、学習者の「主体性」やその「主体的」な学びということである。

そうであるならば、本学のこれまでの教育、特に学生への対応・支援等において、この点がどれだけ重視され保障されてきたかということ、今はしっかりと見定める必要があるだろう。おそらく、これまで学生が主体的に行う学園祭なども本学では実施されてこなかったことから、学生参加の行事や日々の学生対応等においても、（残念ながら）どちらかと言えば学校（や教職員）主体の管理的なものが主となっており、学生が主体で中心となる形のものとは十分なされてこなかったという現状があるのではないだろうか。こうした本学の今までの教育姿勢や学校文化のあり方そのものを見直しその改善を図り、学生の学校生活における満足度や充実度を大きく向上させていくためにも、本学でも、学園祭など、学生が主体的に行っている学校行事の実施などを本気で検討していく必要があるのではないだろうか。そして、学生の主体性を十分尊重するなかでの、学生対応・支援のあり方を少しずつ確立していくことが求められるのではないだろうか。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

本学における一連の新型コロナウイルス感染症対策とそれに直結した学生支援について振り返るということで、コロナ禍の2020～2022年度において、学生の学習保障や学校生活支援のために、感染対策を主軸として、どのような学生支援が行なわれてきたかを以下にまとめてみる。

●（コロナ禍のなか一貫して行ってきたこと）

学生生活・キャリア支援委員会を中心として、消毒の徹底や検温表記入など体調管理の徹底、ワクチン接種の推奨と高い接種率の維持などを全学的に推進してきた。（その甲斐もあってか、学内集団感染を起こすことはなかった。）また、市中のウィルス感染状況を注視しながら、対面授業の実施や行事の再開など学校生活の平常化に向けた実施可能な種々の具体策を探ってきた。

●（最初の遠隔課題授業における対応）

2020年度前期は、4月に「緊急事態宣言」が出されたこともあり、課題による遠隔授業（自宅での課題学習）の体制を採ったが、月に1日だけは全学生に分散登校させ課題の受け渡しを行った。その日には専任教員も全員出勤し、手分けして課題の回収・配布を行いながら、学生と対面する大切な機会とした。学生も、教員との顔合わせや学生同士の触れ合いの大切な機会となった。また、事前に各教員の学内メールアドレスを公開してメール上のやり取りを可能としていたことも、登校日には、教員が声をかけ、学生の疑問・質問に答えるなど、学生と教員間の距離を少しでも縮めることに

役立っていたと思われる。

●（対面授業の段階的導入（遠隔との並行実施）における対応）

2020年度後期からは（翌2021年度にかけても）、対面授業と遠隔授業を半々に行う体制を採った。それに伴い、時間割上の工夫を行い、午前授業のみ・午後授業のみを学年ごとに交互に実施する時間割を採用した（感染リスクの高くなりがちな「昼食」は摂らないでよい日程とするため）。また、教室の座席については、十分な間隔をとって座席指定とし、学生管理（個人の特定）と消毒の徹底に努めた。また、学生の出欠確認を徹底し、長欠学生等の状況に関しては、専任教員・FD会議等で教員間での共有の徹底を図った。

●（対面授業の全面再開における対応）

2022年度からは、2年ぶりに全面对面授業に戻すこととした。それに伴い、感染リスクが高くなりがちな「昼食」も可能となるようにし、時間割の平常化（終日授業可能な時間割の設定）を行うことが必要となった。そこで、学年ごとに飲食可能な専用教室を設置し、その中にパーテーションで囲まれた各学生の個別の指定座席を設置することとした。また、長引くコロナ禍での交友関係の希薄化や教職員・相談窓口との関わりの減少のなか、対面授業への全面移行に伴う生活変化による問題等も考慮した組織的な学生支援の必要性から、クラス担当とその受け持ちの学生との個別面談を新たに実施することとした。その実施開始にあたっては、全教職員を対象としたFD・SD研修（本学の心理相談室の担当カウンセラーを講師として）の実施も行った。この個別面談により学生一人ひとりのニーズをとらえ、学生課や教学課、保健室等とも共有しつつ、必要に応じて専任教員・FD会議での教員間の共有も図り、継続的な見守りや多角的な支援に繋げていくことを目指してきた。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

・2019年度の新カリキュラムからは、入学式から卒業式までの各種学校行事が授業内で実施される体制となっており、学校行事を一体とした授業とその授業を土台にした実習とが一体的・効果的に行われる教育体制の整備が進んでいる。

・卒業認定・学位授与の方針については、学習成果との関係も明確にした形で学生便覧に掲載していることにより（提出-1 pp.4～5）、学生および教職員の共通理解も進んでいる。

・しかしながら、学習成果の査定方法をより明確で充実したものとするには、さらに検討し工夫・努力すべき課題が残っており、査定結果の的確な把握による「教育課程」・「学生支援」の改善・充実へのフィードバックも、なおも決して十分とは言えない状態にあるのではないかと。

・教員間、教員と事務職員、教員と図書館員とのそれぞれの連携については、教員

間は専任教員・FD会議での定期的な協議の実施により、教員と事務職員との連携は教員の事務職兼務の拡がり等により、教員と図書館員との連携は1年次ゼミ科目での図書館ガイダンスの実施や図書館利用等により、(それぞれの連携が)さらに進んでいる。

- ・学生支援においては、ゼミ担当教員がゼミ学生の個別的支援を担当し、かつ、クラス担当教員がクラスの学生の個別面談を継続的に行い、キャリア支援室担当職員(室長は教員兼務)が個々の学生の就職支援を行うといったことなかで、教員相互および教員と事務担当部署とのさらなる連携が強化されている。

- ・入学者受入れの方針において、障害をもつ学生に対する合理的配慮の提供など障害者の差別解消に関する規定は特に盛り込めていない。

- ・入学者選抜方法については、高大連携改革による2021年度からの入試改革に伴い、本学も総合型選抜入試など選抜方法の改定を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特に2年次においては、教育実習や保育実習Ⅰ(施設)、保育実習ⅡまたはⅢと、複数の実習が入るため、半期15回の授業回数(90分×15回の授業時間数)を確保するためには、土曜日や祭日などに多く授業日を設定せざるを得ない状況にある。この現状の改善を図るには、90分制である今の1回の授業時間を少しだけ拡大し、必要となる全体の授業回数を減らすという方式を検討する必要も十分にある。実際、4年制大学を中心にここ1～2年においては、多くの大学が100分制や105分制などの授業方式へ変更、または変更予定としている状況である。

そこで、本学でも、現行の90分制の授業時間を拡大する方向で、教育課程委員会にて検討・議論を重ねて改定の素案を作り、それを教授会で提案し十分に審議を重ねた結果、2024年度からは、100分制の授業時間方式に変更する計画である。それにより、半期の授業回数が15回から13.5回に減ることになる(14回目の授業は50分だけで可となるので、残りの50分は試験時間に活用することも可となる)。それにより、土曜日や祭日の授業を少しでも減らしていけることが期待される。

さらには、本学の教育、学生対応・支援においても、(学校・教職員側の主導・管理下ではなく)学生主導・学生本位における、学生の主体性を真摯に尊重する姿勢を重視していき、学生の学校生活における満足度や充実度を引き上げていく目的からも、2023年度からは、本学でも(これまで実施していなかった)学園祭の実施を計画している。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

◆提出資料

- 2 公式ホームページ／保育科案内／「専任教員の紹介」
<https://www.yokotan.ac.jp/hoikuka/teacher>

◆備付資料

- 39 専任職員の一覧表（2023年5月1日現在）
- 40 教員個人調書〔様式21〕
- 41 教育研究業績書〔様式22〕
- 44 横浜女子短期大学研究紀要（第36号～第38号）
- 46 FD活動の記録（2020～2022年度）
- 47 テキスト『保育・教職実践演習 第2版改訂—子どもによりそう保育とその学びの総合性—』横浜女子短期大学 2022年
- 50 SD活動の記録（2020～2022年度）

備付資料-規程集

- 29 横浜女子短期大学 教員選考規程
- 33 横浜女子短期大学 個人研究費規程
- 48 横浜女子短期大学 研究倫理規程
- 49 横浜女子短期大学 研究倫理委員会規程
- 46 横浜女子短期大学 FD委員会規程
- 47 横浜女子短期大学 SD委員会規程
- 15 学校法人白峰学園 事務組織規則
- 2 学校法人白峰学園 就業規則
- 29 横浜女子短期大学 専任教職職員勤務規程
- 5 学校法人白峰学園 非常勤講師就業規則
- 6 学校法人白峰学園 契約職員就業規則
- 25 学校法人白峰学園 防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

2023年5月1日現在での専任教員数は15名であり、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。内訳は、教授5名、准教授7名、専任講師3名である（備付-39）。

各々の職位は、学位や職務実績、教育業績、研究業績等に基づいており、短期大学設置基準の規定を充足したものとなっている。

本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育課程における専任教員の配置状況も考慮しつつ、15名の専任教員と25名の非常勤教員を配置している。ちなみに、教育課程における専任教員の配置状況に関しては、全開設科目61科目中、専任教員の担当科目は（非常勤教員との複数担当科目も含むと）47科目で、全体の77.0%となっており、「専門教育科目」だけについてみるならば、全48科目中、専任教員の担当科目（上記と同じ）は38科目で、全体の79.2%、という状況になっている。

非常勤講師の採用に関しても、学位や職務実績、教育業績、研究業績等に基づいて行っており、短期大学設置基準の規定に準拠している。

補助教員については、「情報機器の操作」と「造形表現」・「造形表現の指導法」に配置している。「情報機器の操作」では、情報処理分野を専攻する理系の大学院生1名をTA（ティーチング・アシスタント）として配置し、「造形表現」・「造形表現の指導法」では、幼稚園教諭として保育現場での教員経験を有する者をTAとして配置し、それぞれに個別的な教育指導を可能とする環境の整備に努めている。

教員の採用、昇任については、横浜女子短期大学 教員選考規程（備付-規程集 29）に基づき、人事委員会が中心となり、必要に応じて関連・隣接する分野の教員らとの協議も踏まえ、素案を作成し教授会で審議することとなっており、公正で適切な選考が組織的に行われている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて編成された、保育者養成を目指す本学授業科目には、それぞれの分野において専門的な学識や技能、実践的な能力や実績を有する教員を配置している（備付-40）。各教員は、保育者養成につながる、それぞれの専門分野において研究活動を行い、著書や論文の執筆、各種研究発表等を行っている（備付-41）。著書については、保育者養成科目としての担当科目に関する概論書やテキスト等の共著が多く、また、論文については、各担当科目に関連する専門分野における研究の他、自己の担当科目に対する授業研究などもなされている。なお、教員個人の研究活動状況の公開については、本学ホームページの教員紹介欄において、各教員の主要な研究業績を掲載している（提出-2）。

科学研究費助成金の申請・採択等、外部研究費の獲得に関しては、過去3年間行われていない。

専任教員の研究活動に関する規程に関しては、本学では、専任教員の研究活動を支援し促進する目的で「横浜女子短期大学 個人研究費規程」（備付-規程集 33）を整備している。本規程によれば、個人研究費は「研究費」と「研究旅費」とに区分されている。「研究費」の用途は、①研究に必要な図書・雑誌・資料等の購入費、②研究に必要な消耗備品及び消耗品費、③研究、特に調査のために必要とした労務費または印刷費（ただし委託研究の場合は除く）、④その他、に充てられるものとされている。また、「研究旅費」は、学会出席及び研究会（研修会）出席のための出張旅費とし、教職員旅費規程に基づき、年2回まで（海外研修については別に規定）とされている。

また、本学において適正な研究活動が行われるよう基本的な倫理指針を定めた「横浜女子短期大学 研究倫理規程」（備付-規程集 48）及び「横浜女子短期大学 研究倫理委員会規程」（備付-規程集 49）を2017年度から施行しており、研究倫理に関する心構えを全教員間で確認・共有することに努めている。

専任教員の研究成果を発表する機会等の確保に関しては、学内では、教員の研究成果を発表する機会として、毎年、「横浜女子短期大学学内研究発表会」を開催（2022年度で第26回目の学内研究発表会を開催）し、また『横浜女子短期大学研究紀要』の発刊（2022年度で第38号の発刊）も行っている（備付-44）。

研究室の整備に関しては、本学の場合、講師以上の専任教員については、原則的に個室の研究室を割り当てている。教員の専門領域にも配慮するかたちで研究室の割り当てを行っている。また、事務職・管理職兼務者に関しては、その執務場所にできるだけ近い研究室を割り当てるように努めている。一部については、状況的に個室の割り当てが困難な場合もあり、その場合は部屋をパーティションで区切り、教育研究の仕事に支障のないスペースを割り当てることで、個室の研究室に準じる機能を満たす

工夫を行っている。

研究、研修等を行う時間の確保に関しては、専任教員には、個人の研究時間の確保のため、週1日（月曜・金曜日は全員出勤日として除き、火曜～木曜日のいずれか授業のない日で本人の希望する日に）「研究日」を設定している。そして、その日を、学外における調査・研究や他機関での研究活動・教育指導に充てることも可能としている。また、夏季・冬季・春季の長期休業中には、まとまった形での研究（自宅研修）時間の確保を可能としている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については、特に設けていない。

FD活動に関する規程の整備に関しては、「横浜女子短期大学 FD委員会規程」（備付-規程集 46）を定めており、授業を中心とした教育活動の目的・内容・方法等に関する改善・向上に向けた全学的な取り組みを行っている。

その取り組みの一つとして、FD委員会が研究紀要委員会等とも連携しながら、FDのための研修会や研究発表会を実施している。以下、ここ数年間に行われたFD関連の主な研修や研究発表を挙げてみよう（ちなみに、毎年10月に実施している学内研究発表会はFD研修会も含む（兼ねた）形で実施することになっている）。

〈FD関連の学内研修会・研究発表会〉

2017(平 29)年 10 月 23 日 学内研究発表会(&FD研修会)

- ・「実習記録日誌の気づきを書くことによる学習効果」（細野美幸）
- ・「1年次教育実習の部分実習において求められるものの実際と実習教育の在り方」（鶴野澤武美）
- ・「責任・部分実習における実習指導の在り方」（佐野真弓）
- ・「保育者養成校としての展望—あそびうた講習における現場保育者の気づき—」（二階堂邦子、滝口節子、鶴野澤武美）

2018(平 30)年 10 月 29 日 学内研究発表会(&FD研修会)その1

- ・報告、検討と討議「新教育課程における「教養演習」のカリキュラム構成について」（佐藤寛之、岡本真幸）

2018(平 30)年 11 月 19 日 学内研究発表会(&FD研修会)その2

- ・「学生の実態から見る実習指導の在り方の検討—実習報告書①の分析を通して—」（佐野真弓、滝口節子、鶴野澤武美、平澤順子、三田沙織）
- ・「保育・教職実践演習(幼稚園) テキスト作成と授業実践の取り組み」（佐藤寛之、本田幸、石山直樹）

2019(令元)年 11 月 19 日 学内研究発表会(&FD研修会)

- ・「保育者養成校とH保育所の連携による「大型遊具あそび実践」の意義」（堀内弓子）
- ・「本学学生の体力の現状と体力測定の意義について」（佐久間博子）
- ・「『幼児教育・保育の無償化』をどう受け止めるか」（本田幸）
- ・「『高等教育の修学支援新制度』の概要」（岡本真幸）

- 2020(令 2)年 2月 19日 FD・SD研修会
 ・「2023(令和 5)年実施の本学認証評価に向けて —認証評価、自己点検・評価についての全教職員の共通理解のために—」(岡本眞幸)
- 2020(令 2)年 3月 30日 FD研修資料配布(学長・佐藤寛之より)
 ・配布資料(芝崎正行・無藤隆編『保育講座 教育心理学』ミネルヴァ書房保育講座20(1989)の第5章「教えるということ」、第6章「保育と評価」)
- 2021(令 3)年 10月 25日 学内研究発表会(&FD研修会)
 ・「ドキュメンテーション勉強会の報告—学生指導に向けての課題を探る—」(佐野眞弓、滝口節子、兼子真理、鶴野澤武美、平澤順子、本田幸、武田敦子(附属幼稚園園長))
- 2022(令 4)年 3月 24日 FD・SD研修会
 ・「クラス面談及び学生相談・対応等に活かせる面接の原則と技法を知る」(松下方美(本学心理相談室相談員・臨床心理士))
- 2022(令 4)年 10月 24日 学内研究発表会(&FD研修会)
 ・「学生の主体性を引き出す Faculty Development」と横浜女子短期大学における授業改革の方向性について」(学長・佐藤寛之)
- 2023(令 5)年 2月 27日 FD・SD研修会
 ・「教職員各自が学生との関わり方を省察する上で有用と考える心理学的知見・原則について」(学長・佐藤寛之)

また、FD委員会では、各教員がその担当授業のさらなる改善・向上に繋げていけるよう、授業の目的・内容・方法等に関する研究などFD関連の研究論文を本学研究紀要等に積極的に投稿することを奨励している。以下、ここ数年間に本学研究紀要に投稿されたFD関連の論文等を挙げてみよう。

(本学研究紀要に掲載されたFD関連の研究論文等)

- 『横浜女子短期大学研究紀要 第32号』(2017年)
- ・「実習の事後指導における学びの変化」(佐野眞弓)
 - ・「横浜女子短期大学における実習指導の事後指導—学習内容に関する理解の変化—」(細野美幸)
 - ・「保育・教職実践演習(幼稚園)における協同活動の実践と理解」(細野美幸、本田幸、佐藤寛之)
 - ・「グループ活動を通じた保育の総合性の実践的学習について」(※ 授業「保育内容研究」に関するFD研究)(石山直樹、二階堂邦子、横森弘之、兼子真理、岡本眞幸)
 - ・「保育科 図画工作の授業「お店屋さんごっこ」を通しての学び」(兼子真理)
 - ・「保育科学生の体育・スポーツに対する意識について—第2報 2003年調査と2013年調査の比較から—」(堀内弓子、佐久間博子、鹿野晶子)
 - ・「保育科学生における筋力・柔軟性の実態と今後の教育課題—第2報 本学学生を対象とした縦断データの結果から—」(堀内弓子、佐久間博子、鹿野晶子)
 - ・「保育者養成校におけるピアノ指導について(その1)」(篠原万喜子、佐々木美奈子、中村みどり、梅原恵子、中村美雪、丹澤規子、大石由紀子、伊藤佳津世、花田えり佳)

- ・「保育者養成校におけるピアノ指導について（その2）—各教員の学生への指導を通して—」（篠原万喜子、佐々木美奈子、中村みどり、梅原恵子、中村美雪、丹澤規子、大石由紀子、伊藤佳津世、花田えり佳）
- ・「横浜女子短期大学「秋季特別研修 2016」のプログラム内容と課題」（堀内弓子、岡本眞幸、篠原万喜子、スティーヴン・トムソン、細野美幸）
- ・「横浜女子短期大学における実習指導—実習期間中の個別指導の効果と課題—」（滝口節子）

『横浜女子短期大学研究紀要 第 33 号』（2018 年）

- ・「保育科学生の「子どもの運動」に対する意識」（堀内弓子）
- ・「保育科学生における筋力・柔軟性の実態と小中高時代の運動実施状況との関連」（佐久間博子）

『横浜女子短期大学研究紀要 第 34 号』（2019 年）

- ・「保育職専門性の基盤としての“保育の喜び”—保育者養成校学生に対する実習後アンケート調査から—」（本田幸、片川智子）
- ・「横浜女子短期大学図書館における授業支援の試み 2017」（原真由美、大久保美鈴）

『横浜女子短期大学研究紀要 第 35 号』（2020 年）

- ・「乳児保育Ⅱにおける授業評価—保育士と看護師の多職種連携及び実務家教員による実践—」（渡邊悦子、石田みどり、佐野眞弓）
- ・「保育者養成校と保育所の連携による「大型遊具あそび実践」の意義」（堀内弓子）

『横浜女子短期大学研究紀要 第 36 号』（2021 年）

- ・「子どもの主体的人間関係構築の試み —コロナ禍における学生の素話の創作を通して—」（石山直樹、金子亜弥、本田幸、鶴野澤武美、二階堂邦子） ※ 「保育内容研究」の授業実践に関する研究
- ・「保育者養成課程における体験的研修と表現活動を繋ぐ特別研修にみる教育実践の可能性」（三田沙織、鶴野澤武美、兼子真理、佐久間博子、佐野眞弓、篠原万喜子、横森弘之、渡邊悦子） ※ 1 学年「秋季特別研修」での教育実践に関する研究
- ・「保育者養成課程の学生による表現活動の評価に関する研究」（三田沙織）
- ・「横浜女子短期大学におけるこれからの音楽表現の授業について」（横森弘之、堤智洋）
- ・「本学における保育科学生の体力と「体育実技」の効果検証」（佐久間博子）
- ・「専門ゼミにおける病児・病後児保育の学びと施設見学による授業成果と課題—2年制短期大学保育者養成校における試み—」（渡邊悦子）

『横浜女子短期大学研究紀要 第 37 号』（2022 年）

- ・「保育所での実践を通じた「乳児保育Ⅱ」の授業評価」（渡邊悦子、石田みどり、佐野眞弓）
- ・「ドキュメンテーション勉強会の報告—学生指導に向けての課題と今後の展望—」（本田幸、佐野眞弓、滝口節子、兼子真理、鶴野澤武美、平澤順子、武田敦子（附属幼稚園園長））

『横浜女子短期大学研究紀要 第 38 号』（2023 年）

- ・「横浜女子短期大学「教養演習 2021」の教育内容と課題」（堀内弓子、佐藤寛之、スティーヴン・トムソン、佐久間博子、本田幸、渡邊悦子、平澤順子）

また、学内のFDやそれに繋がる取り組みに関して、全専任教員が協議し共有し合える場となっているのが、毎月教授会の後に行われる「専任教員・FD会議」である。

そして、その会議で、FDやそれに繋がる取り組みとして全学的な協議の主な対象となっているのが、「教養演習」（1年次ゼミ科目）や「保育総合演習」（2年次ゼミ科目）、「保育・教職実践演習（幼稚園）」（2年次後期科目）、「保育実習」・「教育実習」及びそれらの「実習指導」（1～2年次対象）などの授業科目である。

そして、これら授業科目の中でも特に年間を通して毎月の協議・共有の対象となっているのが、ほぼ全専任教員がゼミ担当として直接関わる「教養演習」（1年次通年科目）と「保育総合演習」（2年次通年科目）であり、また毎月ではないものの長期的・継続的にFDの対象となっているのが、全専任教員が順次授業担当として関わる「保育・教職実践演習（幼稚園）」（2年次後期科目）である。以下、それぞれの授業科目とそこでのFDの取り組みについて説明しておこう。

●【1年次ゼミ科目「教養演習」に関するFDの取り組み】

この授業科目は、「入学前教育」から、入学直後の「修養会」、後期開始時の「秋季特別研修」なども授業内容として含み、さらには（学習ポートフォリオとしての）「学修ファイル」の作成準備や、「履修カルテ」への最初の取り組みなども授業内容に組み込んだ（たいへん広範な内容の）いわゆる初年次教育科目である。そこにほぼ全専任教員がゼミ担当として直接関わっている。つまり、この科目は、高校教育から大学教育、そしてその専門教育へのいわば導入教育・接続教育としての役割をもち、保育科学生として必要な基礎力、言語表現スキル、社会常識・マナー等を身につけることや、保育科の専門的な学びへの高いモチベーションを育むことを重視しており、かつそこにほぼ全専任教員が関わることでよりきめ細かな指導・支援を図ることを目指す授業科目である。また、本学の学習成果獲得という観点からは、「育まれる資質・能力」のうちの特に「人としての基本的資質・能力」の獲得に直結する科目であり、「保育者となるために必要な基礎的資質・能力」を獲得するための科目でもあり、その意味では、本学2年間の学びのたいへん重要な土台をなし、各専任教員にとってもその担当科目の重要な土台をなす授業科目となっている。

以上の観点から、この授業科目のあり方（その目的・内容・方法等）とその実際の授業の進め方等をみんなで協議し共有しあう必要性の認識から、この授業のもち方・進め方が、毎月、「専任教員・FD会議」で議題として取り上げられ、全専任教員で協議されている。なお、この会議での協議に先立っては、（1学年年クラス担当教員を中心に組織された）「教養演習ワーキンググループ」が事前にこの授業の進め方等の下案を作成し、協議のための具体的で有効なたたき台となるよう先の会議に提出することとしている。

●【2年次ゼミ科目「保育総合演習」に関するFDの取り組み】

この授業科目は、上記「教養演習」（1年次ゼミ科目）のもつ授業の性格・役割を2年次に引き継いだ科目であるが、2年次での科目ということで、保育者としての専門就職に向けたキャリア支援を重点的に担うことの役割も付加されている。また併せて、各専任教員が企画・提供する「専門ゼミ」に、原則各自の希望・選択により参加できるようにしている。

この授業のあり方や実際の授業の進め方等についても、上記「教養演習」と同様に、

毎月、「専任教員・FD会議」で取り上げており、全専任教員で協議し確認・共有をしている。また、こちらも同様に、(2学年クラス担当を中心に組織された)「保育総合演習ワーキンググループ」が、会議に先立ち事前にこの授業の進め方等の下案を作成し、それを議論のための具体的なたたき台として会議に提出することで、有効でスムーズな協議の進行を可能としている。

●【「保育・教職実践演習(幼稚園)」に関するFDの取り組み】

この授業科目は、本学2年間の保育の学びを集約していけるよう、全専任教員が順次(90分間・1講義ずつ)それぞれの専門分野の重点事項に関する授業を担当し、学生各自は毎回そのレポートをまとめるという形で進められている。

それにより、学生がこれまでの保育に関するいろいろな学びを振り返りつつ、自分の学びを見直し整理し、深化させ、さらにその学びを実践に繋げていけるように統合・総合化していけることを目指している。また、本授業内において、履修カルテ(自己評価シート、自己成績シート)の記入を(2学年終盤の)この時期に行うことにより、来春から保育者となることを目指す学生各自の自己課題の明確化とその十分な自己覚知を図ることも期待している。

そうした本授業の目指すところを可能な限り実現していくために、全専任教員が一丸となって、この授業のより良いあり方・持ち方・進め方などを検討し改善・向上していくためのFD活動を推進している。

そのFD活動において第一に重要な検討課題として挙げられ共有されたのは、(本学の)保育の専門教育における、各専任教員が行なう授業の位置づけ・役割と専任教員の授業相互の連携のあり方・持ち方についてであった。

そこで、専任教員が全員参加で新たに挑戦してみようということになった取り組みは、この授業科目の「テキスト」を(学長らを中心として)みんなで作成するということだった。それは、本学の保育の専門教育の体系の中に、各専任教員の専門分野の教育内容(の重点事項)をいわば組み込んでいく取り組みでもあったと言える。ちなみに、その初版本を発行したのが、2018年10月であり、さらにその第2版改訂を発行したのは、2022年1月であった(備付-47)。

以下に本テキストの表題と目次を示す。

テキスト『保育・教職実践演習—子どもによりそう保育とその学びの総合性—』の内容

(表題)	保育・教職実践演習 —子どもによりそう保育とその学びの総合性—
(目次)	第1の扉 この授業の目的・趣旨 —幼稚園教諭・保育士になるために実践力を高める— (学長・佐藤寛之)
	第2の扉 保育という営み —あそびの総合性— (二階堂邦子・鶴野澤武美)
	第3の扉-1 健康の領域(1) —0、1、2歳児の発達に合わせた環境構成— (佐久間博子)
	第3の扉-2 健康の領域(2) —“多様な動き”が発達のカギ— (堀内弓子)

第3の扉-3	環境の領域 —自然環境を活かした遊び— (梅原正美(※保育所園長))
第3の扉-4	表現の領域(1) —音楽リズムと表現あそび— (横森弘之)
第3の扉-5	表現の領域(2) —創造性を伸ばす歌あそび・楽器あそび— (篠原万喜子)
第3の扉-6	表現の領域(3) —心を動かされる体験をするには— (兼子真理)
第4の扉	保育における計画の基本の再考 —保育実践の事例をもとに— (平澤順子)
第5の扉-1	文化と保育(1) —手あそびうたで育ちあう— (滝口節子)
第5の扉-2	文化と保育(2) —保育の中の多文化— (北本洋子)
第6の扉	健康及び安全 —災害・事故への対応と日々の備え— (渡邊悦子)
第7の扉-1	保育と福祉の接点(1) —障がい、児童虐待など— (岡本眞幸)
第7の扉-2	保育と福祉の接点(2) —施設保育者による子どものアタッチメント形成の支援— (スティーヴン・トムソン)
第8の扉	保育とコミュニケーション —「話し上手」で「聞き上手」な保育者を目指して— (石山直樹)
第9の扉	保育者になるあなたへ —「保育の総合性」と「子どもに寄り添う保育」とは— (本田幸・佐野眞弓)
第10の扉	0歳から6歳までの心理と発達の理解 (学長・佐藤寛之)

本テキストの「目次」に示した内容構成を基本的枠組みとして、それに沿った形で本授業の実施内容を構成している。2022年度の本授業の各時間ごとの実施内容は以下の通りである。

2022(令和4)年度「保育・教職実践演習(幼稚園)」授業内容

(対面)	日にち	内 容		授業担当	
1回	10月3日	第1の扉	授業ガイダンス・履修カルテ	佐藤学長	
2回	10月10日	第2の扉	保育という営み	鵜野澤	
3回	10月17日	第3の扉	健康の領域(1)	佐久間	
4回	10月24日	第3の扉	健康の領域(2)	堀内	
5回	10月31日	第6の扉	健康及び安全	渡邊	
6回	11月7日	第3の扉	表現の領域 音楽(1) 音楽(2)	横森	篠原
7回	11月14日	保育ドキュメンテーションを学ぶ I		※1(吉岡) 他※2	
8回	11月21日	保育ドキュメンテーションを学ぶ II	第5の扉 文化と保育(2) (遠隔)	※2	北本
9回	11月28日	第5の扉 文化と保育(2) (遠隔)	保育ドキュメンテーションを学ぶ II	北本	※2
10回	12月5日	第7の扉	保育と福祉の接点(1)	岡本	

11回	12月12日	第7の扉	保育と福祉の接点(2)	トムソン
12回	12月19日	第5の扉	文化と保育(1)	滝口
13回	1月16日	第8の扉	保育とコミュニケーション	石山
14回	1月23日	第9の扉	保育者になるあなたへ	本田
15回	1月30日		授業のまとめ・履修カルテ	佐藤学長

※1(吉岡)認定こども園園長 ※2 本田、滝口、兼子、平澤

上表の通り各専任教員が順次（1コマ・90分間の）授業を担当し、その他の教員もその授業を一通り（最初から最後まで90分間にわたり）じっくりと参観することができるため、教員が相互にその授業（の内容や方法等）を観察し合い、教員相互の授業評価が可能となる（FDの）貴重な機会ともなっている（以上、備付-46「FD活動の記録」を参照のこと）

ところで、専任教員の学内の関係部署との連携については、学生への教務支援を行う教学課や学校生活上の諸支援を行う学生課、学生の進路に関する指導・支援を行うキャリア支援室、学生の健康管理の支援を担う保健室、図書や雑誌、DVD等を収蔵・管理する図書館などと専任教員が密接に連携できる体制を整備するよう努めている。

とりわけ、授業担当教員と教学課との協力体制により、各学生の授業出欠状況を毎回チェックし、欠席回数が多く、支援が必要となりそうな学生を早めにピックアップして働きかけるなど全学的な支援を行っている。また、2年次ゼミ担当の各専任教員とキャリア支援室が、「教養演習」や「保育総合演習」の授業での継続的な繋がりを形成していくことで、個々の学生のキャリア支援において必要に応じ随時連携していける体制も整ってきている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、総責任者を総務部長（2022年度まで理事長が兼務）とし運営している。各部署の事務職員は担当分野の事務を行う専門的な職能を有し、その能力や適性を十分に発揮できる環境を整え、日常業務のみならず通常業務以外の事項につい

でも適切に対応している。各部署の担当業務は「事務組織規則」に定められ、総務、学務、図書館などの各所管事務を処理している（備付-規程集 15）。

事務部署（本館）には総務部・学務部共有の事務室があり、情報機器、備品等を整備している。また、総務部入試広報室と学務部キャリア支援室はそれぞれ個別に事務室を設け、図書館には図書館勤務職員の事務室がある。危機管理に関しては「防災管理規程」に基づき、事務職員が自然災害、重大事故等の発生時に的確に対応できるよう問題意識を持ち業務に取り組んでいる（備付-規程集 25）。情報セキュリティーは、コンピューター室で集中的に管理している。心室細動時の救急救命に有効とされる自動体外式除細動器（AED）も学内に設置している。

SD活動に関しては規程を整備し（備付-規程集 47）、年1回の頻度で全学共通テーマによる研修会を開催している。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で休止したが、2021年度には再開し、2022年度は「教職員各自が学生との関わり方を省察する上で有用と考える心理学的知見・原則について」をテーマに、本学の佐藤寛之学長が講師を務め、全教職員（理事長含む、教員はFDも兼ねて受講）を対象に研修を行った。そのほか日本私立短期大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する学外の各種研修にも積極的に参加し、事務職員の資質能力の向上に努めている（備付-50）。

本学は保育科単科の小規模な短期大学であるため、事務職員も学生の状況をよく把握できる環境にある。職員全員が日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力し、学生の学習成果獲得が向上するよう教員や関係部署と連携した取り組みを行っている。教員と事務職員の連絡、連携が円滑にできることも小規模校の強みであると考えられる。また、幹部職員（学長及び教員の事務職兼務者含む）の意見・情報交換等は、理事長を議長とする運営協議会（理事長、学長、学科長（学務部長）、総務部長、総務課長、入試広報室長、保育センター室長、教学課長、学生課長、キャリア支援室長、図書館長で構成）において緊密・頻繁に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学では、教職員の就業について定めた規程として「就業規則」をはじめ、「専任教員勤務規程」、「非常勤講師就業規則」、「専任職員勤務規程」、「臨時職員就業規則」（2023年度より「契約職員就業規則」）を整備している（備付-規程集 2, 29, 5, 6）。新たに教職員を採用した際には、当該教職員に関わる規程・規則の内容を本人に説明し、理解を得ている。また規程・規則に変更が生じた場合、専任教員には教授会・専任教

員会議などで、専任職員には所属長を通じて、非常勤講師や臨時職員（2023年度より「契約職員」に名称変更）には総務部総務課がそれぞれ変更内容を説明している。教職員の採用、就業等の人事・労務に関する管理運営は、法人本部としての役割を担う総務部総務課で統括し、前述の規則・規程に基づき適正に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の定年退職や自己都合の退職等に伴う補充採用および新規採用の際には、関係部署と慎重に調整した上で全体的に年齢構成が高い状態にある人員体制の若返りを図っていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

2022年度は、3月末で専任教員1名が定年退職したのに伴い、新規に専任教員1名の採用（2023年4月1日付）を決めた。また、附属幼稚園では、4月から新卒の教諭1名が入職するなど、法人全体で教職員の若返りを図るよう努めている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

◆備付資料

- 51 校地、校舎に関する図面
- 52 図書館の概要
- 53 学内LANの敷設状況

備付資料-規程集

- 58 横浜女子短期大学 図書館資料収集・管理規程
- 9 学校法人白峰学園 経理規程
- 25 学校法人白峰学園 防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は 14,355.30 m²であり短期大学設置基準の規定を充足し、適切な面積の運動場 (3,872.00 m²) を有している。校舎の面積は 12,781.73 m²で短大設置基準の規定を充足している。障がい者への対応としては、講堂にスロープや多目的トイレを設置している。保育科単科である本学の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実習室などがあり、パワーポイントや諸メディアも活用できる体制を整えている。また、映像・音響関係の設備を使用できる教室もある(備付-51)。

図書館に関しては、本館と別棟の3階建ての総面積 1,470 m²の図書館棟が設置されており、学生の学習、教職員の教育・調査研究のための十分なスペースが確保されている(備付-52)。閲覧席数は 108 席あり、図書館内にはAV室(DVD・VTRプレイヤー3台、CDプレイヤー2台)も設置されている。2023年3月末現在、蔵書数 133,188 冊、学術雑誌数 237 タイトル、AV資料数 6,369 タイトルを所蔵しており、OPAC(オンライン蔵書目録)も整備し利用できる。図書館内の2階にはOPACコーナーとして館内用の2台、インターネット経由利用の4台、3階には館内用の2台を置き、合計8台の検索用コンピュータを設置している。図書の購入については、「横浜女子短期大学図書館資料収集・管理規程」(備付-規程集 58)に則り、選書は司書が行い、図書館長の承認を受けて行っている。廃棄に関しては、図書館委員会(図書館長、学務部長、教授、准教授、講師、司書(図書館長補佐)で組織)の承認のもと図書館長が決裁をしている。なお、参考図書は、蔵書全体の3.9%であり、大学図書館としては割合が高いとは言えないが、現状においては、研究、調査、学習に十分対応できている。また、学生が課題や実習に利用しやすいように保育に関する資料の複本を揃えている。

体育関係設備については、適切な面積の体育館(1,216.82 m²)を有し、体育実技等の授業を行うほか、地域の女性を対象にした体操教室(コロナ禍で休止していたが、2023年度から再開)などでも活用している。体育館2階にはクラブ活動等で使用できる部室もある。

また、2020年度にLAN配線追加工事を実施し、将来的に多様なメディアを高度に利用できるよう環境整備を進めている(備付-53)。本学では、神奈川県内の現役保育士向けに研修事業を行っているが、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全ての研修を従来の対面型からリモート方式に切り替えた。2021、2022

年度は感染状況も見ながら、対面型とリモート方式を組み合わせる形で実施した。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産、消耗品及び貯蔵品等物品の維持管理に関しては「経理規程」に定められており、同規程に基づき適正に行われている（備付・規程集 9）。危機管理については、火災や地震などの災害及び防犯に対応するため、「防災管理規程」を策定している（備付・規程集 25）。本学では、大震災などの災害時対策の一環として、折り畳んで常時携帯可能な独自の「大規模地震対応マニュアル」を作成している。この対応マニュアルと瓦礫に埋もれた場合などに自分の所在を知らせ救助してもらうために使用する笛をセットにして学生及び教職員全員に配付している。火災・地震対策、防犯対策のための諸設備等の点検は定期的実施している。

本学では、毎年 11 月初旬に「緊急地震速報の訓練」を実施している。気象庁の緊急地震速報（訓練用）を館内放送で流し、教職員及び学生がそれぞれの場所で安全を確保する訓練（「まず姿勢を低くし、頭を守り、動かない」を身に着ける訓練）を行っている。また、2022 年度は、横浜市の港南区自衛消防隊連絡協議会主催の港南区消防操法技術訓練会（コロナ禍の影響で 2020 年度、21 年度は中止）にも参加。1 月には、学内で火災発生を想定した学生及び教職員の避難訓練を実施した。

コンピュータシステムについては、本学独自のセキュリティ対策を講じている。省エネルギーに関しては、未使用の時間帯の教室、会議室など各部屋における照明のこまめな消灯、夏場の軽装による冷房の節約、冬場に過度の暖房に頼らない服装等の推奨などの取り組みを政府の節電要請も踏まえ継続して行っている。併せて照明の LED 化を既存器具をそのまま使用できる箇所については蛍光灯交換等の際に漸次、進めている。また、全館対応の空調設備を使用せずに済むよう個別対応可能な冷暖房機を設置した部屋では、その専用設備を有効に活用することで節電につなげるなど、地球環境保全の観点からも、可能な限り消費電力量を削減する努力を続けている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の教育研究活動や研修事業を円滑に推進できる環境を整えるとともに安全性を維持するため、本館、2 号館、講堂、図書館等の施設設備について、各種の補修・改

修・更新工事などを保守点検結果と財務状況も踏まえた上で順次進めていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

施設設備の各種工事として、2022年度は講堂東側の屋上防水改修工事、電話交換機の更新工事、ML教室の映像系機材改修工事などを行った。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

◆備付資料

53 学内LANの敷設状況

54 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を 獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学では、保育者養成を目指す教育課程編成・実施の方針に基づいて、以下のように技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関しては、光回線による学内全域の教室、研究室等のネットワーク化を行い、教育研究及び学習支援にインターネットが活用できると同時に、図書館の蔵書検索、キャリア支援関係の求人欄検索等にもWebが活用できるようになっている(備付-53)。

次に、専門的な支援に関しては、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教養科目において「情報機器の操作」(演習科目)を開講している。この科目を履修することに

より、社会人（特に保育者）として必要とされる基礎的な情報技術が習得可能となっている。具体的には、保育現場等で必要なITリテラシーの一つであるワード、エクセル、パワーポイントの使い方についての基本的なトレーニングを行っている。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、授業時間外に常時開放されているコンピュータ教室の端末利用において何らかのトラブルが生じた場合等には、本学教職員（専任教員及び主に教学課・総務課職員）が随時対応している。

施設設備に関しては、本学では、コンピュータ教室と図書館において学生が利用できるコンピュータが設置されている。学生が利用できるコンピュータの数は、コンピュータ教室が 35 台、図書館が 4 台となっている。また、コンピュータのみならず、授業や学内行事（特に学生の発表会等）で利用するための各種視聴覚機器を整備している。講堂には、本格的な舞台関連情報機器・音響機器を整備している。

情報技術の向上に関するトレーニングの提供に関しては、学生の場合は、上記の通り「情報機器の操作」の授業において、ワード、エクセル、パワーポイントの使い方等についての基本的・実践的なトレーニングを行っている。一方、教職員の場合は、全体を対象としたコンピュータ講習等は特に実施していないが、教職員は各自、教育指導や学生支援を中心とする学校運営全体の充実を図るために、コンピュータ利用技術の向上に努めている。

技術的資源と設備の両面の維持、整備、適切な状態の保持に関しては、教学課長が中心となり、学長、総務部長、学務部長とともに、計画的に責任をもって点検・管理を行っている。

本学の技術的資源としてその役割を担っているのは、その中心が学長と教学課長であり、その他として専任講師の教員や総務課職員などが挙げられる。学長が全体を統括しつつ、教学課長が技術的実務の中心を担い、かつ、その他の当該教職員が補助的にその役割を担っている。

また、学内のコンピュータ整備についても、教学課長を中心に、コンピュータソフトの定期的なアップデートや必要に応じたバージョンアップを行い、ハード面の整備についても、教学課長が学長、総務部長、学務部長と相談をしながら、適宜部分的な整備や、また必要な時期には比較的大規模な整備を行っている。ちなみに、2023年3月には、コンピュータ教室や教室10ヶ所のコンピュータを全面的に一新する大規模な整備を行っている。

なお、学生用の学内LANは整備されていないが、学生の学習支援のために、連絡・メッセージの配信ツールとなるクラウドサービスの「オクレンジャー」を導入しており、また、併せて2022年度からは、資料配布やレポート提出、授業配信など用途が豊富なクラウド授業支援システムの「Pholly（フォリー）」を導入している。

各教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術の活用に努めて、効果的な授業の実施を目指している。多くの教員が、授業において各種のDVDやyoutube等の視聴を組み込んでおり、また、教員によってはより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業の実践を行っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、「情報機器の操作」（を中心にその他の複数の授業でも）で使用するコンピュータ教室の他、LL機能も持つML教室、学生の発表会等でも使用する舞台関連情報機器・音響機器を備えた講堂などの特別教室や施設を整備している（備付-54）。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学の技術的資源としての中心的役割を担っているのが教学課長であるが、その実務的役割がどうしても学内の全体で求められ、本職員一人に集中しがちとなることや、今後、学校教育（授業等）におけるICT化の推進がさらに求められていくことなども考慮するならば、今後、学校としての技術的資源となりうるマンパワーの整備が大きな課題となってくるのではないだろうか。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

2023年3月には、コンピュータ教室のパソコン36台（教員用1台・学生用35台）、サーバー、プリンター、ソフトウェアと、教室10か所のパソコン（10台）を全面的に一新する整備を行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

◆提出資料

- 2 公式ホームページ／大学案内／情報公開・事業報告
<https://www.yokotan.ac.jp/college/report>
- 8 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
- 9 事業活動収支計算書の概要 [書式2]
- 10 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
- 11 財務状況調べ [書式4]
- 12 資金収支計算書（2020～2022年度）
- 13 資金収支内訳表（2020～2022年度）
- 14 活動区分資金収支計算書（2020～2022年度）
- 15 事業活動収支計算書（2020～2022年度）
- 16 事業活動収支内訳表（2020～2022年度）
- 17 貸借対照表（2020～2022年度）
- 18 事業報告書（2022年度）
- 19 事業計画書（2023年度）
- 20 予算書（2023年度）

◆備付資料

- 55 「平野恒奨学金」への寄付のお願い（2022年度）

- 56 財産目録（2020～2022年度）
- 57 計算書類（2020～2022年度）
- 58 白峰学園ニュースレター（2022年度分）
- 61 「横浜女子短期大学 中長期ビジョン」（計画期間2019～2022年度）
- 62 「横浜女子短期大学 経営改善計画」（2015年度策定）
- 63 「本学の入学定員削減と今後の運営—2023～2027年度の教学・人事・施設整備・財務等の概要—」（2023年3月）

備付資料・規程集

- 10 学校法人白峰学園 資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ⑭ 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ⑮ 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ⑯ 年度予算を適正に執行している。
 - ⑰ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑱ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑲ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1の現状＞

2020年度から2022年度にかけて資金収支は、学園全体及び短期大学部門ともに均衡しているが、事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）に関しては支出超過の状態が続いている（提出-8～16）。短期大学の学生数減少に伴う大幅な定員割れが主な要因で、定員を充足し学生生徒等納付金収入と補助金収入が所定の水準に達すれば、事業活動収支も改善に向かう見込みである。このため当面する喫緊の課題は定員充足であり、各種の学生募集・広報活動などを多面的に推進している。

貸借対照表に関しては、固定資産の減価償却による減少額及び基本金組入額が運用資産・現金預金の増減に反映しており、健全な状況で推移している（提出-17）。退職給与引当金等は、目的どおりに引き当てている。資産運用については、資産運用規程に基づき実施している（備付-規程集 10）。教育研究経費は適正とされる水準を上回り、教育研究用の施設設備及び図書などの学習資源への資金配分も適切である。公認会計士の監査意見には適切に対応している。

本学では、在学生の修学の奨励、支援を目的とした独自の奨学金制度を設け、成績優秀者への奨学金給付、経済的に困難な学生への緊急給付等を実施しており、特定公益増進法人として文部科学大臣より証明書を交付され、関係者に同制度支援のための寄付を募っている（備付-55）。募集した寄付金は銀行の奨学金特定預金口座に入金し、学校法人会計で処理して寄付金収入として管理しており、奨学金の原資として活用し、制度のより一層の充実を図っている。

短期大学の入学定員充足については、2016年度に入学定員を上回る新入生を確保することができたものの、2017年度以降は、大都市圏の有力私立大学の入学定員増や女子の四年制大学志向などを受け全国的に短期大学の志願者が減るといった構造的要因も背景に、本学も大幅に入学者数を減らした。2022年度の学生募集による2023年度の入学者数は63名にとどまり、収容総定員の充足率を更に低下させた。こうした状況を受け、2023年2月9日に開催した評議員会と理事会で入学定員を従来の200名（収容定員400名）から150名（同300名）に見直すことを内容とした学則の変更を決定し、2024年度の入学生（2023年度実施の学生募集）から適用する。収容定員の減少に合わせ、諸経費を削減するとともに、定員充足率を高め、逼迫している財務体質の改善につなげていく。

2018年6月に策定した「横浜女子短期大学 中長期ビジョン」（計画期間2019年度～2022年度）（備付-61）の最終年度となる2022年度は、教学面で2019年度から開始して定着させた少人数のゼミ制度（1年次・教養演習、2年次・保育総合演習）をさらに充実させるなど、在学生の満足度を向上させるための取り組みを事業計画に基づき着実に推進した。新型コロナウイルス感染拡大問題の影響が長期化する中、感染症対策の徹底を図りながら、保育者養成校として学生の学修機会を確保するべく適切に対応している。施設設備については、良好な教育環境と安全性を維持するため、保守点検等を踏まえ、各種の補修・改修・更新工事などを順次行っている。財務面では、その改善に向け大きな要素を占める学生生徒等納付金収入の増加を図るため、前述の通り定員充足に向け学生数を回復させることを喫緊の最重要課題とし各種の施策を推進している。

こうした中長期ビジョンに基づいた取り組みと併せ、学校法人及び短期大学の各部門の意見・状況を踏まえ策定する次年度の事業計画と予算は、毎年3月の理事会で決定し、速やかに関係部門に指示している（提出-19, 20）。各年度の予算は、事業計画に沿って適正に執行している。日常的な出納業務は円滑に実施するとともに、月次試算表を作成し経理責任者を経て理事長に報告している。資産及び資金の管理と運用は、適切に記録し規程等に基づき安全かつ適正に行っている。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ② 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ⑦ 人事計画が適切である。
 - ⑧ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ⑨ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学を取り巻く環境が18歳人口の減少と女子の四年制大学志向、都市部の有力私立大学の入学定員増、専門学校との競合などの構造的な問題を背景に厳しさを増す一方で、短大卒の保育者に対する社会的ニーズも多くある中、本学では今後も保育単科の短大として更に教育内容を充実させ、豊かな知識と教養を身につけた優れた保育者を養成し社会に送り出していく方針である。

基準Ⅲ-D-1 で記述した通り2018年6月には中長期ビジョン（計画期間2019年度～2022年度）を策定（備付-61）。同ビジョンでは「建学の精神の重要性を再認識し、児童福祉と幼児教育に貢献する優れた保育者を社会に送り出すとともに、地域社会の

発展に寄与できる高等教育機関としての基盤を確立する」ことを目指し、教育・研究、財務、施設設備整備、地域貢献、ガバナンスの各分野について、取り組むべき施策を設定し、毎年度策定する単年度の事業計画と予算編成に反映させ着実に推進している。

本学における強み、弱みは、教授会等で定期的に把握・分析を行ない、理事会・評議員会でも議論している。強みとしては、最寄りのJR港南台駅から至近距離にある学舎、小規模校で保育科単科であるがゆえの学生一人ひとりに対するきめ細かな教育指導体制、充実した学習室や保育科単科の短期大学では稀な蔵書数と設備を誇る図書館、デジタルコンピュータオルガンを擁する講堂、保育者として神奈川県内を中心に各地で活躍している卒業生の存在等がある。一方の弱みとしては、学内に学生の憩いの場が少ない、2年間で資格取得を目指すカリキュラム編成のため学生の学習スケジュールが過密にならざるを得ないこと等が挙げられる。

短期大学の定員割れを受けて、財務内容が厳しい状況にあることに関しては十分認識している。入学者の募集対策については、入学試験委員会と入試広報室の連携、専任教員の協力によりオープンキャンパス、高校訪問、高校の進路指導教諭を招いての学内説明会、各種進学説明会への担当者派遣など諸活動を展開し、様々な対策を講じているが、依然として学生数を回復させるに至っていない。2015年度に策定した経営改善計画（備付-62）では「支出超過を続けてきた財務内容を少なくとも収支均衡の状態に改善し、安定した教育基盤の整備を図る」とともに、「横浜女子短期大学および附属幼稚園の施設・設備の補修・改修等を順次進め、良好な教育環境を維持・継続する」ことを学園全体の課題として掲げ取り組みを進めてきたが、2019年度からは同課題を盛り込んだ前述の中長期ビジョンに基づき諸施策を推進している。

人事計画については、人件費抑制の観点からも全体的に年齢構成が高くなっている人員体制の若返りを図っていく方針である。財務面では借入金はないものの、学生数の大幅減で事業活動収支は支出超過の状態が続いており、役員（理事、監事）、評議員、教職員とも危機意識を持ち共有している。こうした中、2021年12月に開催した理事会で本学の入学金を減額することを決め、2023年度の入学生から適用している。合格者の入学年度の学費負担を軽減することによる修学支援と志願者の呼び込みを図る観点から、入学金の引き下げに踏み切った。

外部資金の獲得としては、2009年度より奨学金（平野恒奨学金）制度への寄附金を募っている（備付-55）。遊休資産の処分等に関しては、栃木県那須郡那須町に福利厚生施設の跡地である土地（1968年購入、845㎡）を所有しているが、現状では利用計画もなく遊休地であるため、近い将来に売却することも視野に入れ土地価格について、取引のある信託銀行を通じて調査を行っている。

また、定員管理と教育研究に関わる経費については、教学部門の意見を聞きながら、財務部門で確認を行っている。財務内容に関しては、本学ホームページ（提出-2 <https://www.yokotan.ac.jp/college/report>）や学園報（白峰学園ニュースレター）（備付-58）に掲載しており、学内で経営状況について共通認識を持つとともに、学外に向けても情報発信している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

2019年度を初年度とする中長期ビジョンに基づく諸施策を推進する中で、短期大学の入学定員を充足させ学生生徒等納付金収入の増加を図ることが、財務改善に向けての最重要課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生数の大幅な減少により事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）は支出超過の状態が続いており、財務面の改善は計画通りに進んでいない。また、教職員の定年退職や自己都合の退職等に伴う補充採用および新規採用の際には、全体的に年齢構成が高い状態にある人員体制の若返りを図るよう努力を続けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財務改善に向けた取り組みと教育環境の整備を状況に応じて必要な修正を加えながら粘り強く継続していく。2023年2月9日に開催した評議員会と理事会で、本学の入学定員をこれまでの200名（収容定員400名）から150名（同300名）に見直すことを内容とした学則第5条の変更を決定し、2024年度の入学生（2023年度実施の学生募集）から適用する。収容定員の減少に合わせ、事業活動支出を減らし、定員充足率の向上により経常費補助金収入の増加を図る。また、学則第33条に定められている公開講座を本格的に展開し、教育活動収入の増加につなげる。2023年度以降は、入学定員の見直しと併せ作成した「本学の入学定員削減と今後の運営—2023～2027年度の教学・人事・施設整備・財務等の概要—」に基づき諸施策を進める（備付-63）。

基準IV

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

◆提出資料

- 21 理事会議事録（2020～2022 年度）
提出資料-規程集

◆備付資料

- 59 理事長の履歴書（2023 年 5 月 1 日現在）
60 学校法人実態調査表（2020～2022 年度）
61 「横浜女子短期大学 中長期ビジョン」（計画期間 2019～2022 年度）
備付資料-規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は 2019 年 1 月、理事長に就任（1997 年 3 月評議員就任、2002 年 5 月理事

就任)して以来、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、機会あるごとに教職員に周知するとともに、理事会、評議員会においてその再確認を行っている。本学の設置者である学校法人白峰学園の寄附行為(提出・規程集1)では、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」(第12条)と定め、理事長のみに代表権を付与している。理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た当該年度の決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

本学園の最高意思決定機関である理事会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき理事長が招集し議長を務め、毎年度の予算・決算・事業計画・事業報告、役員人事、寄附行為・学則の変更、各種規程の整備・改廃など重要事項の全てを審議しており、学校法人の業務を決するとともに、理事の職務の執行状況を監督している。理事会は定期的開催され(提出・21)、前述の重要事項と併せ、最近の高等教育政策を巡る動向や短期大学部門の学生募集、教学現場の状況などについて意見と情報を交換しており、本学の運営に関し法的な責任があることを十分に認識している。また、認証評価に対しては、学長(理事)が本学の自己点検・評価委員会の委員長を務め、理事長も同委員会での議論と報告書作成作業に加わるなど積極的に役割を果たし、理事会として責任を負っている。

理事の選任は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき適切に行われ、本学園の建学の精神を理解するとともに、法人経営に関し学識と見識を有する者で理事会を構成している。理事長は、理事の互選により選任されている。学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定は、本学園の寄附行為第11条2項4号に準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会は理事長のリーダーシップの下、学園の最高意思決定機関として適切に運営されている。ただ、18歳人口の減少と女子の四年制大学志向、都市部の有力私立大学の入学定員増などを受け、全国的に短期大学の志願者が減少傾向にある中、本学も入学者数を大幅に減らしており、学園としても学生募集活動の更なる強化は喫緊の課題であると認識している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、2019年度から2022年度まで事務組織運営の総責任者である総務部長も兼務し、日常の大学業務に直接関与している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

◆提出資料

22 教授会議事録（2020～2022年度）

提出資料-規程集

26 横浜女子短期大学 学則

◆備付資料

64 学長の教員個人調書〔様式21〕

65 学長の教育研究業績書〔様式22〕

66 「2022年度 各種委員会及び委員等」

67 自己点検・評価委員会議事録（2022年度）

備付資料-規程集

28 横浜女子短期大学 学長選任規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

0 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

1 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

2 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。

④ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑤ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

3 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

4 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑥ 教授会の議事録を整備している。

⑦ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

- ⑧ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

本学の学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進するため、教学運営の最高責任者として教授会の意見を聞きながら学事に関する最終的な判断を行っている。2019年1月に就任した学長は、これまで学科長・学務部長として教学部門の管理・運営を長年におたり担ってきており、本学の設立目的、教育理念等を十分に理解した上で、短期大学の教育の質の向上や管理運営体制の充実・強化を図るべくリーダーシップを発揮している（備付-64、65）。学長は、学長選任規程（備付-規程集28）に基づき候補者を選考した上で、理事会で選任される。本学の学則（提出-規程集26）では学長の任務について「校務全般を掌り所属職員を統督する。」（第36条）と明記している。また、学生に対する懲戒の手續きに関し学則は「本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、又は卒業の見込みのない者に対しては、教授会の議を経て学長はこれを退学、停学、訓告処分に加えることができる。」（第45条）と定めている。

教授会は、学則及び教授会規程に基づいて学長を議長とし開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、議事の内容は正確に記録され議事録（提出-22）として整備されている。学則では「教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。1. 学則、その他教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項 2. 教育課程及び研究に関する事項 3. 試験及び単位の認定に関する事項 4. 入学、転学、退学、休学、卒業及び賞罰に関する事項 5. 学生の生活指導に関する事項 6. その他、学長が諮問する事項」（第39条）と明記している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。また、教授会の下に、入学試験委員会、教育課程委員会、美しき躍動委員会、実習委員会、研究・紀要委員会、図書館委員会、学内環境委員会、奨学金委員会、人事委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会、SD委員会を設置しており（備付-66）、本学の学習成果及び三つの方針（卒業認定・学位授与の方針:ディプロマ・ポリシー、教育課程編成・実施の方針:カリキュラム・ポリシー、入学者受け入れの方針:アドミッション・ポリシー）に対する認識を共有した上で、各々の役割分担を明確にして教学運営に取り組んでいる。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教学部門の管理・運営は学長のリーダーシップの下、適切に行われている。ただ、近年の学生数の減少は顕著で、学園経営の観点から学長も理事の一人として学生募集活動の更なる強化を喫緊の課題であると認識している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、「学校法人白峰学園 横浜女子短期大学保育センター」運営委員会（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、及び各所管の保育会会長等で構成）の委員長、「神奈川県保育のつどい」運営委員会委員、「神奈川県保育賞ほう章」委員会委員、神奈川県私立短期大学協会副会長（輪番制で2020年度～2021年度に会長）等の公職も務め、大学・短期大学基準協会で実施する短期大学認証評価に関する評価員としても登録されている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

◆提出資料

2 公式ホームページ／大学案内／情報公開・事業報告

<https://www.yokotan.ac.jp/college/report>

23 評議員会議事録（2020～2022 年度）

提出資料-規程集

1 学校法人白峰学園寄附行為

◆備付資料

58 白峰学園ニュースレター（2022 年度分）

71 監事の監査状況（2020～2022 年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、私立学校法及び本学園の寄附行為（提出・規程集 1）第 8 条の規定に基づき理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が 2 名を選任している。監事監査は、寄附行為第 15 条の規定に基づき学校法人の業務及び財産の状況について適宜実施されている。毎年 5 月の監事監査では、理事長と学長が前年度の事業報告案及び決算案について説明した後、質疑応答と意見交換を行っている。

監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、それぞれの専門的な観点から学園運営全般に関して質問・意見を述べている（備付-71）。学校法人の業務及び財産の状況については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、私立学校法及び本学園の寄附行為の規定に基づき選任された14名の評議員で構成され、理事総数の2倍を超える数をもって組織している（提出-23）。理事長は、私立学校法の規定に基づき毎年度の予算、事業計画等について、諮問事項として、あらかじめ評議員会の意見を聞いており（寄附行為第21条）、毎会計年度2ヵ月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている（寄附行為第34条2項）。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学の教育情報は、本学ホームページ（提出-2）や大学案内、学生便覧等に掲載し、学校教育法施行規則の規定に基づき学内外に向け適切に公表している。財務状況に関しては、学校法人会計基準により作成した各種計算書等を本学ホームページや学園報（白峰学園ニュースレター）（備付-58）に掲載するなど、私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

ガバナンスは適切に機能し、特に問題となる点はない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

本学園の監事は監査業務の重要性を認識し、その向上に努めている。毎年5月の監事監査では理事長、学長と時間をかけて意見交換し、様々な提案も行っている。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

2015年度策定の経営改善計画で示した課題を盛り込んだ中長期ビジョン（計画期間2019年度～2022年度）に基づき諸施策を進めたが、財務面に大きな影響を及ぼす学生数の減少に歯止めをかけることはできなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

喫緊の課題である入学者数の回復に向け、経営と教学が一体となり、これまでの取り組みに必要な修正を加えながら学生募集活動を更に強化していく。2023年度の学生募集（2024年度の入学生）から入学定員を150名（収容定員300名）とし、これまでに比べ50名（収容定員で100名）減らした。今後は収容定員の減少に合わせ、事業活動支出を減らし、定員充足率の向上により経常費補助金収入の増加を図るとともに、学則第33条に定められている公開講座を本格的に展開し、教育活動収入の増加につなげる。

自己点検・評価委員会

(委員長)	学 長	佐藤 寛之
(AL0)	教 授 保育センター室長	岡本 眞幸
	理 事 長 総務部長	平野 成輔
	学 科 長 学務部長	北本 洋子
	総務課長	大塚 道子
	准 教 授 学生課長	滝口 節子
	教 学 課 長	芥川 豊
	准 教 授 キャリア支援室長	佐久間 博子
	准 教 授 図書館長	ステイヴン・トムソン
	入試広報室長	青木 真由美
	専 任 講 師 実 習 担 当	鵜野澤 武美

令和5年度 認証評価
横浜女子短期大学 自己点検・評価報告書

発行日 令和5年 6月

編集 横浜女子短期大学 自己点検・評価委員会

発行者 学校法人白峰学園 横浜女子短期大学
〒234-0054 横浜市港南区港南台4丁目4番5号
TEL 045 (833) 7100
FAX 045 (832) 7246